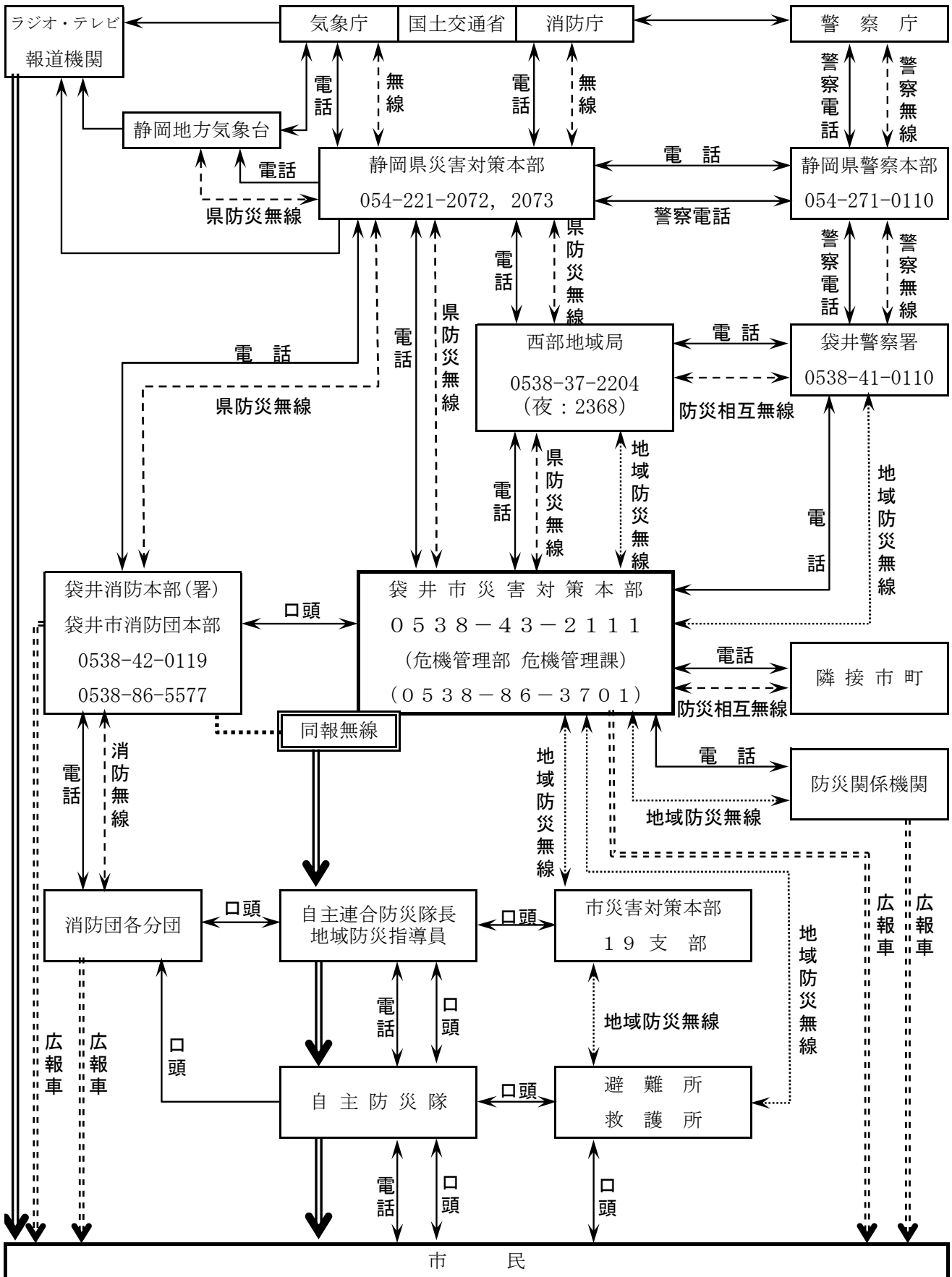
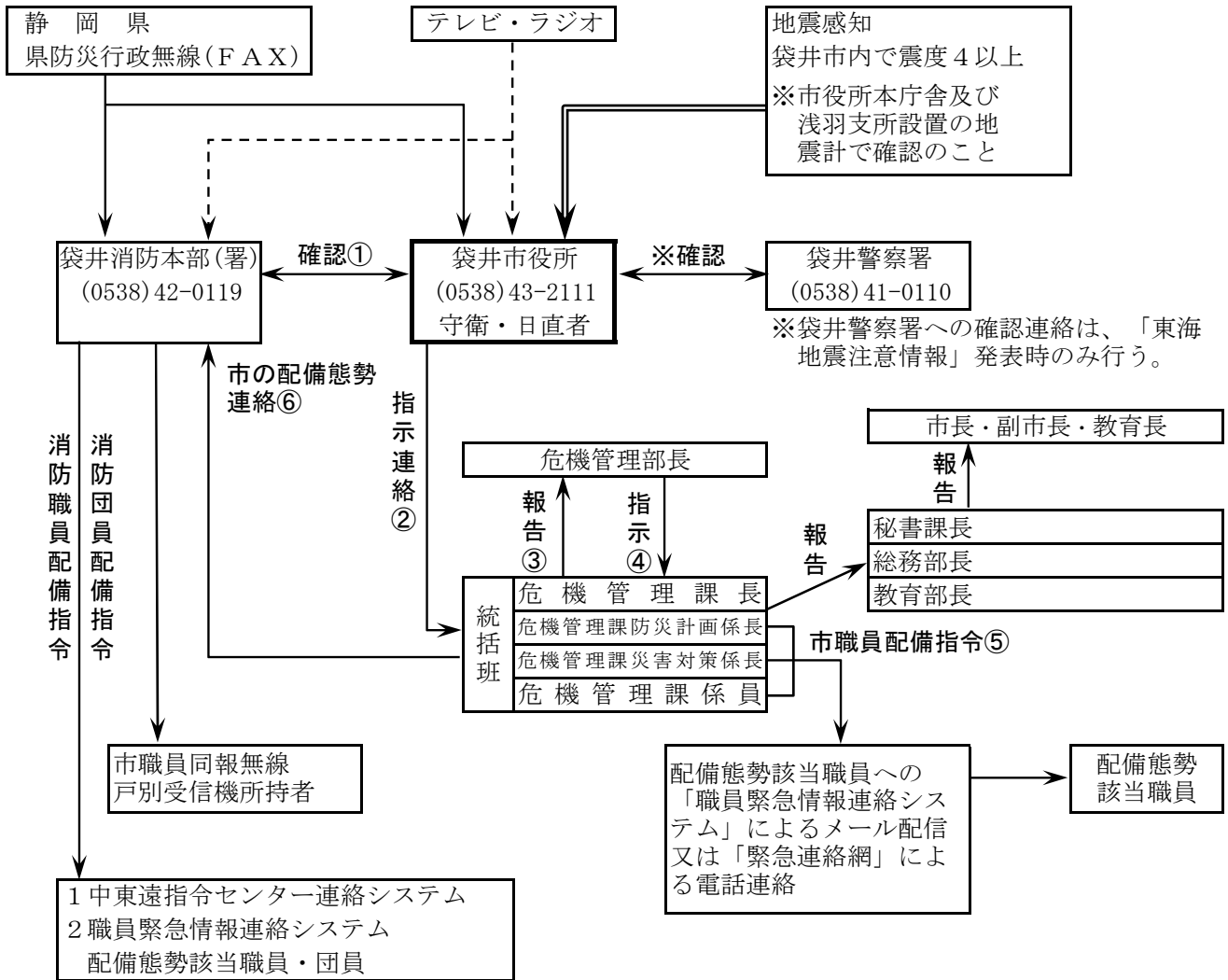


資料3-1-1 袋井市災害対策本部通信広報連絡系統図



資料3-1-2 職員配備(動員)連絡体系《勤務時間外》



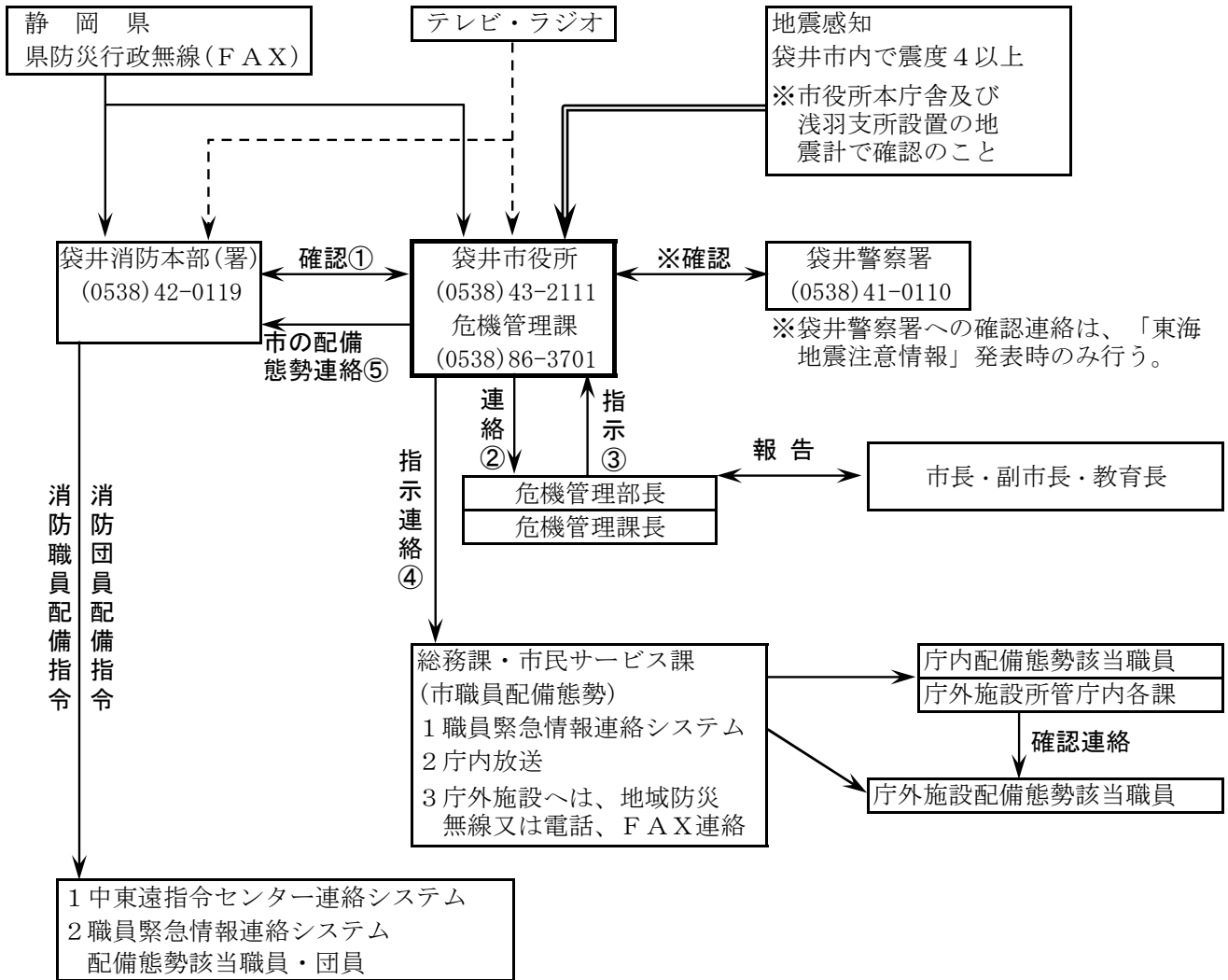
* 市職員の配備態勢及び緊急連絡網は、「袋井市地震災害警戒(災害対策)本部 編成表」による。

(注1) 祝休日・勤務時間外に、知事の動員命令を受信したときは、警戒配備人員を確保するため、統括班職員を非常招集する。

(注2) 祝休日・勤務時間外に袋井市において震度4以上の地震を観測したとき又は「東海地震注意情報」が発表された時は、全職員は本部又は支部へ直行する。ただし大津波警報のみの発表時は、浅羽西・浅羽東・浅羽南以外の支部長、副支部長については本庁に参集する。

* 消防職員及び消防団員等の配備態勢は、袋井市森町広域行政組合の「大規模災害消防計画」による。

資料3-1-3 職員配備(動員)連絡体系《勤務時間内》



* 市職員の配備態勢及び緊急連絡網は、「袋井市地震災害警戒(災害対策)本部 編成表」による。

(注1) 勤務時間内に、袋井市において震度4以上の地震を観測した場合、危機管理部長及び危機管理課長は、震度等により被害を予測し、通常業務を必要最小限の職員で継続するかどうかを協議し、その結果を市長に報告するとともに、職員の配備態勢の指示を行う。

(注2) 勤務時間内に東海地震注意情報が発表された場合は、必要最小限の職員で通常業務を行う。

* 消防職員及び消防団員等の配備態勢は、袋井市森町広域行政組合の「大規模災害消防計画」による。

資料3-2-1 袋井市無線施設の現況

(令和5年4月1日現在)

1 防災行政無線

(1) 固定系

- ア こうほうふくろい(同時通報用無線 15K0 D7W 60.485MHz 5W ※170度方向2.5W・330度方向2.5W)
- (ア) 親局 1台(袋井市防災センター)
- (イ) 遠隔制御装置 4台(本庁1台、消防本部1台、浅羽支所1台、中東遠消防指令センター1台)
- (ウ) 再送信子局 4局(親局向け2式、再送信配下子局向け2式)
- (エ) 屋外拡声子局(アンサーバック:有) 79局
- (オ) 屋外拡声子局(アンサーバック:無) 144局
- (カ) 戸別受信機 695台

2 デジタル移動通信システム

(1) 基地局 1局(豊沢)

- ア 基地局無線装置 1式
- イ 非常電源装置 1式

(2) 統制局(袋井市防災センター)

- ア 統制局無線装置(無線装置、制御装置、FWA無線送信装置) 1式
- イ 統制台・副統制台 1式
- ウ 運用管理装置(自動通信記録装置、ファクシミリ、メッセージ伝送装置) 1式
- エ 非常電源装置 1式
- オ 遠隔制御装置 6台

(3) 移動局 306局(半固定型 135台、車携帯型 58台、車載型 30台、携帯型 83台)

3 消防無線

- ・活動波 2 活動波 6
- ・主運用波 1
- ・統制波 1 統制波 2 統制波 3
- ・防災相互波 158.35 MHz
- ・署活動波 466.5 MHz

(1) 遠隔制御器 1局(ふくろいしょうぼう)

(2) 移動局

- ア 車載型 50局(消防本部(署)22局、消防団本部2局、消防団26局)
- イ 携帯型 68局(消防本部(署)18局、消防団本部34局、消防団16局)
- ウ 卓上型 3局(消防本部(署)3局)
- エ 可搬型 3局(消防本部(署)3局)

4 静岡県防災行政無線(子局)

防災袋井市

本庁 電話 衛星8(地上5) - 261-9000 危機管理課
 電話 衛星8(地上5) - 261-9001 同上
 FAX 衛星8(地上5) - 261-8001 同上

5 携帯型無線機

災害ボランティア支援本部 5台(アイコムデジタル無線:5w)

6 アマチュア無線局

袋井市アマチュア無線クラブ(JA2YUD) ※災害時に袋井市防災センター内に開設

7 衛星電話

- ・衛星電話(スラヤ) (着信) 010-88216-6876-8971
- ・衛星携帯電話(イリジウム) (着信) 001-010-8816-514-69965
- ・衛星可搬端末(ワイドスターII) (着信) 080-2632-8234

【非常用電源装置】

機 器		稼働時間	内 容
市役所本庁舎		46h ~73h	灯油(490ℓ+地下タンク5,000ℓ) 75ℓ/h ※地下タンクは、最小3,490ℓ~最大5,490ℓの備蓄
東分庁舎(コスモス館)		10h	発電機(5.5kVA)2台:エレクピース接続用 1台:コピー機専用 発電機タンク満タン(17ℓ)で5h稼働 ガソリン40ℓ備蓄
浅羽支所		17h	軽油(100ℓ+予備タンク100ℓ) 11.7ℓ/h
袋井消防庁舎・袋井市防災センター		72h	軽油(950ℓ+地下タンク6,000ℓ)
防災行政無線 (固定系) [同報無線]	袋井局	親局	20h 5分動作、55分待受
		子局	48h 5分動作、55分待受
	浅羽局	親局	20h 5分動作、55分待受
		子局	48h 5分動作、55分待受(24V) ※12Vは、17h
デジタル移動通信システム (地域防災無線)	統制卓	0.5h	直流電源装置(48V, 13.8V同様)
	中継局	0.5h	直流電源装置(48V)
		24h	燃料195ℓ満タンより
	リモコン	20h	10秒送信、10秒受信、180秒待受
	半固定型	20h	10秒送信、10秒受信、180秒待受
携帯型	20h	10秒送信、10秒受信、180秒待受	

資料3-2-2 デジタル地域防災無線(遠隔制御装置)配置状況表

部名	班名	係名	設置無線装置 種類 (無線番号)		
			半固定型・リモコンほか	携帯型	充電器
危機管理部	統括班	統括係	統制卓(100)FAX有	携帯型(15台)河川水位観測者用	6
総務部	総務班	連絡調整係			1
		動員係			
	支援対応班	支援対応係			1
		外国人支援班			
地域支援部	地域支援班	地域支援係	半固定型(3台) (150)FAX有、(157)FAX有 (158)		
企画部	秘書班	渉外係		携帯型(2台) (623)市長用 (624)副市長用	1
	広報班	広報係			1
	物資調達班	物資調達係			1
	情報班	情報係	半固定型(1台) ※ポータブル統制機能付 (120)FAX有 遠隔制御装置(1台) (110)		1
財政部	経理財政班	経理財政係	半固定型(1台)(128)		3
		管財係			
	調査班	調査係	半固定型(1台)(123)	携帯型(1台)(602)	3
災害対策本部			副統制台(102) 遠隔制御装置(2台) (108)(109)		
総合健康部	救護衛生班	救護衛生係	半固定型(1台) 浅羽保健センター (304)FAX有	携帯型(10台)※2保健センター分含む 7救護所分含む 携帯型(1台)(603)	1
				総合健康センター(604)	1
				浅羽保健センター(605)	1
				救護所(高南小)(606)	
				救護所(袋井西小)(607)	
				救護所(袋井北小)(608)	
				救護所(袋井東小)(609)	
				救護所(山名コミュニティセンター)(610)	
				救護所(浅羽北コミュニティセンター)(606)	
	救護所(浅羽南小)(612)				
	地域医療班	地域医療係	半固定型(1台) 総合健康センター (302)FAX有	PBXアダプタ ※内線電話との接続	
市民生活部	市民班	市民係	半固定型(1台)(122)	携帯型(1台)(613)	2
	生活支援班	生活支援係	半固定型(1台)(121)	携帯型(2台)(614)(616)	2
	要配慮者支援班	要配慮者支援係		携帯型(1台)(615)	1
産業部	農政班	農政係	半固定型(1台)(127)	携帯型(1台)(617)	3
	商工班	商工係	観光振興係(観光協会内) 半固定型(1台)(530)	携帯型(1台)(619)	2
環境水道部	環境衛生班	環境衛生係	半固定型(1台)(124)	携帯型(1台)(620)	1
	水道班	水道係	半固定型(1台)(151)FAX有	携帯型(2台)(626)(627)	4
		下水道係	半固定型(1台)(152)FAX有	携帯型(1台)(628)	2

部名	班名	係名	設置無線装置 種類 (無線番号)		
			半固定型・リモコンほか	携帯型	充電器
都市建設部	建築住宅班	建築住宅係		携帯型(1台) (621)	1
	建設班	復旧係	半固定型(2台) 《維持管理課》(125)	携帯型(1台) (622) (544)	11
資材係		《都市計画課》(126)	携帯型(1台) (625)		
教育部	学校教育班	学校教育係	半固定型(1台) 《学校教育課》 (155)FAX有 遠隔制御装置(1台) (107)	携帯型(1台) (629)	1
			半固定型(1台) 《すこやか子ども課》 (156)FAX有 遠隔制御装置(1台) (105)		
		育ちの森	半固定型(1台) (303)FAX有		
	教育総務班	社会教育係	半固定型(1台) (154)FAX有	携帯型(1台) (630)	1
総務係		半固定型(1台) (153)FAX有		1	
	19支部		半固定型(各1台)FAX付	携帯型(各1台)+水位観測兼務用 ※水位観測兼用無線機は、常時は、 危機管理課で管理します。	
		駅前支部	袋井図書館 (200)FAX有	携帯型 (631)	1
		高尾支部	袋井南小学校 (202)FAX有	携帯型 (632)	1
		高南支部	高南小学校 (205)FAX有	携帯型 (633)	1
		豊沢愛野支部	袋井南中学校 (212)FAX有	携帯型 (634)	1
		袋井支部	袋井中学校 (216)FAX有	携帯型 (635)	1
		川井支部	袋井西小学校 (218)FAX有	携帯型 (636)	1
		袋井北支部	袋井北小学校 (222)FAX有	携帯型 (638) 水位観測兼用[堀越橋] (639)	1
		袋井東支部	袋井東小学校 (227)FAX有	携帯型 (640)	1
		今井支部	今井小学校 (230)FAX有	携帯型 (641) 水位観測兼用[六才橋] (642)	1
		田原支部	田原幼稚園 (220)FAX有	携帯型 (643) (644)	1
		三川支部	三川コミュニティセンター (234)FAX有	携帯型 (645) 水位観測兼用[明治、友永橋] (646)	1
		笠原支部	笠原小学校 (237)FAX有	携帯型 (647) 水位観測兼用[宮野橋] (648)	1
		上山梨支部	山名コミュニティセンター (250)FAX有	携帯型 (649) 水位観測兼用[板築橋] (650)	1
		下山梨支部	周南中学校 (253)FAX有	携帯型 (651) (652)	1
		宇刈支部	山名小学校 (254)FAX有	携帯型 (653) 水位観測兼用[松ヶ下橋] (654)	1
		浅羽北支部	浅羽北コミュニティセンター (256)FAX有	携帯型 (655) (656)	1
		浅羽西支部	浅羽西コミュニティセンター (262)FAX有	携帯型 (657) 水位観測兼用[二瀬東橋] (660)	1
		浅羽東支部	浅羽東コミュニティセンター (264)FAX有	携帯型 (659) (658)	1
浅羽南支部	浅羽南小学校 (300)FAX有	携帯型 (661) (662)	2		
警備部		半固定型(2台) 袋井消防署 (305)FAX有 浅羽分署 (306)FAX有 P B Xアダプタ ※内線電話との接続			
消防団			携帯型(2台) ・袋井方面隊長 (600) ・浅羽方面隊長 (601)	1	

資料3-2-3 デジタル地域防災無線配置状況表(市関係施設)

	施設名	デジタル地域防災無線		備考		施設名	デジタル地域防災無線		備考	
		半固定型 ・リモコン	携帯型				半固定型 ・リモコン	携帯型		
1	宇刈いきいきセンター	255			49	高南小学校	205 (FAX有)	633	高南支部	
2	総合健康センター	302 (FAX有)	604						606	袋井南救護所
3	浅羽保健センター	304 (FAX有)	605					272		避難所
4	育ちの森	303			50	浅羽東小学校	257 (FAX有)			
5	中東遠総合医療センター	334		災害拠点病院・救護病院	51	浅羽南小学校	300 (FAX有)	661・662	浅羽南支部	
6	袋井B&G海洋センター		670						612	浅羽南救護所
7	袋井体育センター	207						280		避難所
8	浅羽体育センター	316			52	浅羽北小学校	259 (FAX有)			
9	さわやかアリーナ	317			53	袋井中学校	216 (FAX有)	635	袋井支部	
10	風見の丘	266						277		避難所
11	岡崎会館	241			54	周南中学校	253 (FAX有)	651・652	下山梨支部	
12	養護老人ホーム可睡寮	319						279		避難所
13	白雲荘		675		55	袋井南中学校	212 (FAX有)	634	豊愛支部	
14	笠原老人福祉センター		674					278		避難所
15	産業振興課観光振興室 (袋井市観光協会内)	530			56	浅羽中学校	261 (FAX有)			
					57	袋井図書館	200 (FAX有)	631	駅前支部	
16	サンライフ袋井	208			58	浅羽図書館	313			
17	田原農村総合管理センター	221			59	袋井東コミュニティセンター	229			
18	メロープラザ	265			60	袋井西コミュニティセンター	217			
19	袋井浄化センター	310			61	袋井南コミュニティセンター	201			
20	袋井学校給食センター	311			62	豊沢コミュニティセンター	283			
21	浅羽学校給食センター	312			63	袋井北コミュニティセンター	224			
22	中部学校給食センター	337			64	今井コミュニティセンター	231			
23	中央子育て支援センター		673		65	三川コミュニティセンター	236			
24	笠原児童館		672					230 (FAX有)	641	今井支部
25	旧袋井南保育所	204 (FAX有)			66	笠原コミュニティセンター	238			
26	袋井東幼稚園	228 (FAX有)			67	山名コミュニティセンター	250 (FAX有)	649	上山梨支部	
27	袋井西幼稚園	219 (FAX有)							610	山梨救護所
28	田原幼稚園	220 (FAX有)	643・644	田原支部				281		避難所
		267		避難所	68	高南コミュニティセンター	206			
29	旧袋井南幼稚園	203 (FAX有)			69	浅羽東コミュニティセンター	264 (FAX有)	658・659	浅羽東支部	
30	若草こども園	223 (FAX有)			70	浅羽西コミュニティセンター	262 (FAX有)	657	浅羽西支部	
31	今井幼稚園	232 (FAX有)			71	浅羽南コミュニティセンター	315			
32	三川幼稚園	235 (FAX有)			72	浅羽北コミュニティセンター	256 (FAX有)	655・656	浅羽北支部	
33	笠原こども園	239 (FAX有)							611	浅羽北救護所
34	山梨こども園	251 (FAX有)					282		避難所	
35	子育てセンターにじいろ	210 (FAX有)			73	月見の里学遊館	252			
36	若葉こども園	225 (FAX有)			74	袋井市森町広域行政組合 事務局(中遠クリンセンター)	307			
37	浅羽東こども園	258 (FAX有)			75	袋井衛生センター	308			
38	浅羽西幼稚園	263 (FAX有)			76	中遠聖苑	309			
39	浅羽南幼稚園	301 (FAX有)			77	袋井消防署	305 (FAX有)			
40	浅羽北幼稚園	260 (FAX有)			78	袋井消防署浅羽分署	306 (FAX有)			
41	袋井東小学校	227 (FAX有)	640	袋井東支部	79	袋井消防署山梨分遣署	323			
			609	袋井東救護所	80	袋井市消防団本部(方面隊長)		600・601		
		268		避難所	81	東海アクシス看護専門学校	211			
42	袋井西小学校	218 (FAX有)	636	川井支部	82	袋井市役所 危機管理課	河川 水位 観測 用	637 (鉄開橋)		
			607	袋井西救護所				639 (堀越橋)		
269		避難所	642 (六才橋)							
202 (FAX有)	632	高尾支部	646 (明治橋、友永橋)							
270		避難所	648 (宮野橋)							
222 (FAX有)	638	袋井北支部	650 (板築橋)							
	608	袋井北救護所	654 (松ヶ下橋)							
271		避難所	660 (二瀬東橋)							
230	641	今井支部	663 (延久橋)							
273		避難所	664 (高塚橋)							
234 (FAX有)	645	三川支部	665 (沖之川橋)							
274		避難所	666 (同心橋)							
237 (FAX有)	647	笠原支部	667 (広愛大橋)							
275		避難所	668 (諸井橋)							
254 (FAX有)	653	宇刈支部	669 (上田橋)							
276		避難所								

資料3-2-4 市所有車両一覧表、デジタル地域防災無線配置状況表(車載無線)

令和5年4月1日現在

所管課	登録番号	車名	車両区分	デジタル無線番号	外部マイク	人員	運行区分	備考
協働まちづくり課	400 せ 4614	トヨタ ライトエース	05小型貨物	516	○	3(6)	1	
市民サービス課	50 よ 2610	ダイハツ ムーブ	06軽乗用	(519)		4	2	
市民サービス課	300 な 3450	トヨタ ハイエース	02普通乗用		○	10	2	
市民サービス課	480 う 9868	ダイハツ ハイゼットカーゴ	07軽貨物	(529)		2(4)	1	
危機管理課	480 て 3780	ダイハツ N-VAN	05小型貨物			4		
危機管理課	880 あ 869	ダイハツ ハイゼットカーゴ	08特殊自動車	420	○	4	消防団車両	消防指令車
危機管理課	830 さ 71	トヨタ アルファード	08特殊自動車	400	○	8	消防団車両	消防指令車
危機管理課	802 に 1	イズブ ホンブ車	08特殊自動車	401	○	6	消防団車両	袋井1分団
危機管理課	800 の 2	イズブ ホンブ車	08特殊自動車	402	○	6	消防団車両	袋井2分団
危機管理課	800 ん 3	イズブ ホンブ車	08特殊自動車	403	○	6	消防団車両	袋井3分団
危機管理課	800 せ 3	ニッサン セキサイシャ	08特殊自動車	419	○	8	消防団車両	袋井3分団
危機管理課	830 す 4	イズブ ホンブ車	08特殊自動車	404	○	8	消防団車両	袋井4分団
危機管理課	800 そ 5	イズブ ホンブ車	08特殊自動車	405	○	6	消防団車両	袋井5分団
危機管理課	830 つ 6	イズブ ポンプ車	08特殊自動車	406	○	6	消防団車両	袋井6分団
危機管理課	800 は 7	イズブ セキサイシャ	08特殊自動車	417	○	8	消防団車両	袋井7分団
危機管理課	800 つ 7	イズブ ホンブ車	08特殊自動車	407	○	8	消防団車両	袋井7分団
危機管理課	801 せ 8	イズブ セキサイシャ	08特殊自動車	418	○	8	消防団車両	袋井8分団
危機管理課	800 ほ 8	イズブ ホンブ車	08特殊自動車	408	○	6	消防団車両	袋井8分団
危機管理課	830 に 9	イズブ ホンブ車	08特殊自動車	409	○	6	消防団車両	袋井9分団
危機管理課	830 ね 10	イズブ ポンプ車	08特殊自動車	410	○	6	消防団車両	袋井10分団
危機管理課	830 は 10	イズブ セキサイシャ	08特殊自動車		○	8	消防団車両	袋井10分団
危機管理課	830 な 11	イズブ ポンプ車	08特殊自動車	411	○	6	消防団車両	浅羽1分団
危機管理課	88 ろ 8698	ニッサン セキサイシャ	08特殊自動車	421	○	8	消防団車両	浅羽1分団
危機管理課	88 ろ 9428	ニッサン セキサイシャ	08特殊自動車	422	○	8	消防団車両	浅羽2分団
危機管理課	830 は 12	イズブ ポンプ車	08特殊自動車	412	○	5	消防団車両	浅羽2分団
危機管理課	88 ろ 7746	ニッサン セキサイシャ	08特殊自動車	423	○	8	消防団車両	浅羽3分団
危機管理課	830 と 13	イズブ ポンプ車	08特殊自動車	413	○	6	消防団車両	浅羽3分団
危機管理課	800 す 8997	ニッサン セキサイシャ	08特殊自動車	424	○	8	消防団車両	浅羽4分団
危機管理課	800 さ 9669	ヒノ ポンプ車	08特殊自動車	414	○	6	消防団車両	浅羽4分団
危機管理課	88 ろ 8699	ニッサン セキサイシャ	08特殊自動車	426	○	8	消防団車両	浅羽5分団
危機管理課	830 と 15	イズブ ポンプ車	08特殊自動車	415	○	5	消防団車両	浅羽5分団
危機管理課	830 せ 16	イズブ ポンプ車	08特殊自動車	416	○	5	消防団車両	浅羽5分団
企画政策課	480 て 8400	スズキ エブリィ	06軽乗用			4		
財政課	88 ろ 5527	イズブ エルフ	08特殊自動車			3	2	塵芥車
財政課	200 は 272	ヒノ メルファ	01自家用乗合	502		41		登録なし
財政課	200 さ 123	トヨタ コースター	01自家用乗合	503		29	1	
財政課	502 ち 8224	トヨタ アクア	04小型乗用	517		5	2	
財政課	480 て 8671	ホンダ N-VAN	07軽貨物			2(4)		
財政課	301 と 6177	トヨタ クラウン	02普通乗用			5	2	市長車
財政課	300 ひ 763	トヨタ クラウン	02普通乗用			5	2	副市長車
財政課	501 に 2944	ニッサン セレナ	02普通乗用	506	○	8	1	
財政課	501 の 7981	トヨタ ノア	02普通乗用	427	○	8	1	
財政課	480 こ 9095	スズキ エブリィ	07軽貨物	513		2(4)	1	
財政課	580 や 7053	ダイハツ ミライース	06軽乗用			4		
財政課	581 う 7123	スズキ アルトエコ	06軽乗用	520		4	1	
財政課	502 せ 636	ニッサン ウイングロード	04小型乗用	523		4	1	
財政課	580 て 7479	スズキ アルト	06軽乗用			4	1	
財政課	580 ひ 2682	スズキ アルトF	06軽乗用	522		4	1	
財政課	580 ま 8204	ダイハツ ミライース	06軽乗用	544		4	1	

所管課	登録番号	車名	車両区分	デジタル無線番号	外部マイク	人員	運行区分	備考
財政課	581 き 9563	スズキ アルト	06軽乗用	528		4	1	
財政課	480 さ 824	スズキ エブリイ	07軽貨物			2(4)	1	
財政課	581 く 5980	ホンダ N-BOX	06軽乗用			4	1	
財政課	580 や 1099	スズキ アルト	06軽乗用			4	1	
財政課	480 せ 928	スズキ エブリイ	07軽貨物			2(4)	2	
財政課	480 せ 831	スズキ エブリイ	07軽貨物	(509)		2(4)	1	※3
財政課	502 と 6983	トヨタ アクア	04小型乗用					
財政課	301 も 9510	日産 リーフ	02普通乗用			5	給電用車両	
財政課	301 ね 7021	トヨタ ハイエース	02普通乗用			10		
財政課	502 の 5820	ニッサン セレナ	04小型乗用			8		
財政課	500 も 6394	トヨタ カラーラフィルダー	04小型乗用			5		
財政課	501 て 7529	トヨタ カラーラフィルダー	04小型乗用			5		
財政課	581 さ 5470	スズキ アルト	06軽乗用			4		
財政課	581 は 2798	スズキ アルト	06軽乗用			4		
財政課	581 た 9087	スズキ アルト	06軽乗用			4		
財政課	301 も 9511	日産 リーフ	02普通乗用			5	給電用車両	
財政課	581 ま 2862	スズキ アルト	06軽乗用			4		
財政課	301 も 9508	日産 リーフ	02普通乗用			5	給電用車両	
財政課	502 に 1878	トヨタ カラーラフィルダー	04小型乗用			5		
財政課	400 て 964	ニッサン バネット	05小型貨物	556		5	1	
財政課	581 あ 1926	ホンダ N-BOX	06軽乗用	518		4	2	
課税課	580 ね 863	スズキ ワゴンR	06軽乗用	[511]		4	1	
課税課	580 ね 862	スズキ ワゴンR	06軽乗用	[512]		4	1	
納税課	501 ゆ 9616	ニッサン キューブ	04小型乗用	515		5	登録なし	
納税課	501 め 8029	トヨタ ヴィッツ	04小型乗用			5	1	
健康未来課	502 て 6592	トヨタ ヴィッツ	04小型乗用			5	登録なし	
健康未来課	580 う 1545	スズキ ワゴンR	06軽乗用			4	登録なし	
保健予防課	480 け 1845	ダイハツ ハイゼットカーゴ	07軽貨物			2(4)	登録なし	
保健予防課	400 さ 7262	ニッサン ADバン	05小型貨物			5	1	
保健予防課	580 は 746	スズキ ワゴンR	06軽乗用			4	1	
保健予防課	480 つ 9135	ダイハツ ハイゼットカーゴ	07軽貨物			2(4)	登録なし	
保健予防課	580 は 7887	スズキ アルト	06軽乗用			4	1	
保健予防課	580 ん 5514	スズキ アルト	06軽乗用			4	登録なし	
保健予防課	480 せ 326	ダイハツ ハイゼットカーゴ	07軽貨物			2(4)	2	
健康長寿課	580 ふ 2382	ダイハツ タントスローパー	06軽乗用			4	1	
健康長寿課	880 あ 500	ダイハツ タントスローパー	06軽乗用				登録なし	車椅子仕様
健康長寿課	480 せ 7420	スズキ エブリイ	07軽貨物			2(4)	1	
健康長寿課	301 さ 5774	トヨタ ハイエースワゴン	02普通乗用			10		
健康長寿課	301 さ 4737	日産 キャラバンコーチ	02普通乗用			10		
保険課	581 て 7776	スズキ ワゴンR	06軽乗用			4	登録なし	
しあわせ推進課	580 の 7382	ダイハツ タント	06軽乗用			4	1	
しあわせ推進課	800 さ 3933	ニッサン セレナ	08特殊自動車				登録なし	身障者用
しあわせ推進課	800 す 577	ニッサン キャラバン	08特殊自動車				登録なし	身障者用
スポーツ政策課	480 く 9833	ダイハツ ハイゼットカーゴ	07軽貨物			2(4)	2	
産業未来課	400 せ 4530	トヨタ スプリンターバン	05小型貨物			2(5)	1	
商業観光課	501 ひ 4901	ホンダ フィット	04小型乗用	(530)		2(5)	1	観光案内所
農政課	480 さ 8528	スズキ エブリイ	07軽貨物	527		2(4)	1	4WD
農政課	830 さ 2961	イスズ エルフ(保冷車)	08特殊自動車			3	1	
農政課	331 や 2961	トヨタ ハイエース	02普通乗用			10	1	
農政課	480 た 8095	スズキ エブリイ	07軽貨物	507		2(4)	1	
農政課	580 き 5076	ホンダ バモスホビオ	06軽乗用	525		2(4)	1	
廃棄物対策課	480 す 6841	スズキ キャリー	07軽貨物			2	2	リフター付き
廃棄物対策課	480 く 5645	スズキ キャリー	07軽貨物	531		2	2	リフター付き

所管課	登録番号	車名	車両区分	デジタル無線番号	外部マイク	人員	運行区分	備考
上下水道課	0 る 1197	コマツ ホイローダー	09大型特殊			1	1	
上下水道課	480 こ 5744	スズキ エブリイ	07軽貨物	(547)	○	2(4)	登録なし	
上下水道課	301 る 7838	スズキ エスクード	02普通乗用	(551)		5	1	
上下水道課	800 す 8615	イスズ エルフ	08特殊自動車		○	2	2	給水車
上下水道課	480 つ 552	ダイハツ ハイゼットトラック	07軽貨物		○	2	2	
上下水道課	400 と 830	イスズ エルフダンプ	08特殊自動車			3	2	
上下水道課	480 せ 629	ダイハツ ハイゼットトラック	07軽貨物			2	2	
上下水道課	581 す 666	スズキ ジムニー	06軽乗用		○	4	1	
上下水道課	581 た 6284	スズキ スペース	06軽乗用			4	1	
上下水道課	480 て 326	ダイハツ ハイゼットトラック	07軽貨物			2	2	
上下水道課	480 と 407	スズキ エブリイ	07軽貨物	(553)		4	1	
上下水道課	480 か 701	スズキ エブリイ	07軽貨物	(552)		2	1	
上下水道課	580 む 6296	スズキ パレット	06軽乗用			4	1	
上下水道課	480 か 8209	スズキ キャリー	07軽貨物			2	2	
上下水道課		8086	コマツ プルトーダー					
上下水道課	480 て 326	ダイハツ ハイゼットトラック	07軽貨物			2		
上下水道課	400 と 830	イスズ エルフダンプ	05小型貨物			3		
上下水道課	400 つ 1480	トヨタ ライトエース	05小型貨物			2		
都市計画課	580 さ 4289	ダイハツ ムーブ	06軽乗用	(532)		4	1	
都市整備課	480 ち 3221	ホンダ N-BAN	07軽貨物	[545]		4	登録なし	
都市整備課	502 ま 5989	トヨタ ヤリス	04小型乗用	(534)		5	1	
土木防災課	480 か 8319	スズキ エブリイ	07軽貨物	(535)		2(4)	1	
維持管理課	480 こ 486	ダイハツ ハイゼットカーゴ	07軽貨物			2	1	
維持管理課	480 こ 6511	ダイハツ ハイゼットトラック	07軽貨物	541		2	登録なし	
維持管理課	0 る 1069	コマツ ショベルローダー	09大型特殊			1	1	現場配置
維持管理課	100 す 8585	イスズ エルフダンプ	03普通貨物			3	2	
維持管理課	100 す 8258	イスズ エルフハイキャブ	03普通貨物	536		3	2	
維持管理課		57666	ヤンマー バックホウ			1	1	現場配置
維持管理課		61191	ヤンマー バックホウ			1	1	現場配置
維持管理課	100 せ 3786	イスズ エルフワイド	03普通貨物			3	2	
維持管理課	11 せ 8209	ヒノ ダンプ(4t)	03普通貨物			3	2	
維持管理課	400 と 7038	ニッサン デュトロ(3t)	05小型貨物			3	1	
維持管理課	480 き 9791	スズキ エブリイ	07軽貨物	538		2(4)	1	
維持管理課	480 き 1668	ホンダ アクティ	07軽貨物	543		4	1	
維持管理課	880 あ 688	スズキ ジムニー	08特殊自動車	429	○	4	1	道路パトカー
維持管理課	800 す 9674	トヨタ プロボックス	08特殊自動車	428	○	5	1	
維持管理課	480 え 9753	ホンダ アクティ	07軽貨物	508		2(4)	1	
維持管理課		11248	ハンマーナイフモア			1		現場配置
維持管理課		61251	酒井重工業 振動ローラー			1	1	現場配置
維持管理課	480 う 6841	ダイハツ ハイゼットカーゴ	07軽貨物		○	2(4)	1	
維持管理課	502 そ 3773	ニッサン キューブ	04小型乗用	542		5	2	
教育企画課	41 さ 6298	ホンダ アクティ	07軽貨物			2(4)	2	周南中
教育企画課	480 き 1231	スズキ キャリー	07軽貨物			2	2	袋井南中
教育企画課	480 き 9764	スズキ キャリー	07軽貨物			2	2	袋井中
教育企画課	480 け 382	ダイハツ ハイゼット	07軽貨物			2	2	浅羽中
教育企画課	301 せ 5503	トヨタ プリウス(銀)	02普通乗用	558		5	1	教育長車
教育企画課	580 ひ 4552	スズキ ワゴンR	06軽乗用	[557]		4	1	
教育企画課	480 け 9804	ダイハツ ハイゼット	07軽貨物			2(4)	登録なし	小学校
教育企画課	480 さ 9263	ダイハツ ハイゼット	07軽貨物			2(4)	2	小学校
教育企画課	41 こ 667	ホンダ アクティ	07軽貨物			2(4)	2	小学校
教育企画課	480 ち 9242	スズキ キャリー	07軽貨物			2	1	小学校
教育企画課	200 は 460	三菱大型観光バス	01自家用乗合			62		
教育企画課	200 さ 2160	日産マイクロバス	01自家用乗合			29		

所管課	登録番号	車名	車両区分	デジタル無線番号	外部マイク	人員	運行区分	備考
教育企画課	200 は 397	三菱ふそうツーステップバス	01自家用乗合			35 (72)		
教育企画課	200 は 399	三菱ふそうツーステップバス	01自家用乗合			35 (71)		
教育企画課	200 さ 2158	日産マイクロバス	01自家用乗合			29		
おいしい給食課	480 す 1870	スズキ エブリィ	07軽貨物			2(4)	1	
おいしい給食課	100 す 9403	ヒノ デュトロ	03普通貨物			3	2	配送車
おいしい給食課	100 せ 1911	トヨタ トヨエース	03普通貨物			3	登録なし	配送車
おいしい給食課	100 さ 4990	トヨタ ダイナ	03普通貨物			3	2	配送車
おいしい給食課	100 さ 4991	トヨタ ダイナ	03普通貨物			3	2	配送車
おいしい給食課	580 や 4053	ダイハツ ムーブ	06軽乗用			4		
おいしい給食課	400 て 5437	ニッサン パネットトラック	05小型貨物			3		
おいしい給食課	100 せ 2314	イズズ エルフ	03普通貨物			2		配送車
おいしい給食課	100 せ 2315	イズズ エルフ	03普通貨物			2		配送車
おいしい給食課	100 せ 2316	イズズ エルフ	03普通貨物			2		配送車
おいしい給食課	100 せ 2317	イズズ エルフ	03普通貨物			2		配送車
おいしい給食課	100 せ 2318	イズズ エルフ	03普通貨物			2		配送車
おいしい給食課	100 せ 2319	イズズ エルフ	03普通貨物			2		配送車
おいしい給食課	100 せ 2320	イズズ エルフ	03普通貨物			2		配送車
おいしい給食課	480 す 340	スズキ エブリィ	07軽貨物			2(4)	2	
おいしい給食課	580 と 5747	ダイハツ ミラ	06軽乗用			2(4)	1	
おいしい給食課	11 せ 7372	いすゞ エルフワイド3t	03普通貨物			3		
おいしい給食課	130 ふ 2525	いすゞ エルフワイド2 t	03普通貨物			3		
子ども未来課	480 け 2010	スズキ キャリー	07軽貨物			2	2	
子ども未来課	480 け 3478	ダイハツ ハイゼットトラック	07軽貨物			2	2	
子ども未来課	580 み 1464	ダイハツ ミライース	06軽乗用			4	1	
子ども未来課	480 け 4341	スズキ キャリー	07軽貨物			2	登録なし	
育ちの森	581 き 4434	スズキ ワゴンR	06軽乗用			4	1	
育ちの森	581 い 5063	スズキ ワゴンR	06軽乗用			4	登録なし	
育ちの森	50 む 7000	ダイハツ スローパー	06軽乗用			4	2	身障者用
学校教育課	580 た 1964	スズキ ワゴンR	06軽乗用	555		4	1	
生涯学習課	400 す 487	ニッサン アトラス	05小型貨物			6	2	
生涯学習課	480 す 7923	スズキ エブリィ	07軽貨物			2(4)	2	
生涯学習課	480 す 7529	スズキ エブリィ	07軽貨物			2(4)	2	
生涯学習課	480 か 4438	スズキ エブリィ	07軽貨物			2(4)	1	
議会事務局	301 な 6041	トヨタ アルファード	02普通乗用	(618)		7	2	議長車

※1 運行区分

- 1 負傷者の救助、医療活動、消防等の災害拡大防止、ライフラインの初動保安要員、道路の啓発等
緊急自動車と同じレベルで通行すべき車両
- 2 第段階の後発、食糧・水等生命の維持に必要な物資の輸送
- 3 災害応急復旧等、生活必需品の輸送

※2 ()は執務室内で管理。[]は災害対策本部(危機管理課)内にて管理

※3 維持管理課執務室にて管理

資料3-2-5 デジタル地域防災無線配置状況表(防災関係施設)

令和5年4月1日現在

No.	施設名	呼出番号
1	静岡県立袋井高等学校	213
2	静岡県立袋井商業高等学校	226
3	東海アクシス看護専門学校	211
4	静岡理工科大学	214
5	県立袋井特別支援学校	209
6	小笠山総合運動公園事務所	215
7	袋井市社会福祉協議会	318
8	袋井土木事務所	320
9	静岡県西部危機管理局	321
10	静岡県袋井警察署	322
11	J R袋井駅	324
12	中部電力磐田営業所	325
13	袋井市建設事業協同組合	326
14	袋井市水道事業協同組合 浅羽町建設事業協同組合	327
15	中部電力掛川営業所	328
16	袋井ガス株式会社	329
17	L Pガス協会(トヨネン)	330
18	N T T西日本ー静岡 袋井営業所	331
19	遠州中央農業協同組合 袋井支店	332
20	静岡県トラック協会中遠支部	333
21	中東遠総合医療センター	334
22	明和苑	351
23	介護老人保健施設袋井ケアセンター	352
24	ナガイ薬局	559
25	クラウンメロン支所	233
26	ヤマハ発動機(株)袋井テストコース	335
27	天理教山名大教会	336
28	みつはし医院	561
29	ふくろいマタニティクリニック	560
30	お茶畑助産院	562

資料3-3-1 気象等の予報及び警報の種類と発表基準

静岡県における気象等の特別警報は次のとおりである。

大雨特別警報	大雨特別警報は、台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合に発表します。大雨特別警報が発表された場合、重大な土砂災害や浸水害が発生するおそれ著しく大きい状況が予想されます。特に警戒すべき事項を表題に明示して「大雨特別警報（土砂災害）」、「大雨特別警報（浸水害）」又は「大雨特別警報（土砂災害、浸水害）」のように発表します。雨が止んでも重大な土砂災害等のおそれが著しく大きい場合には発表を継続します。
大雪特別警報	大雪特別警報は、数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合に発表します。
暴風特別警報	暴風特別警報は、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合に発表します。
暴風雪特別警報	暴風雪特別警報は、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪に伴う暴風が吹くと予想される場合に発表します。
波浪特別警報	波浪特別警報は、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合に発表します。
高潮特別警報	高潮特別警報は、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合に発表します。

1 警報・注意報発表基準一覧表

袋井市における気象等の警報、注意報の種類及び発表基準（記録的短時間大雨情報を含む）は次のとおりである。

発表官署 静岡地方気象台 令和5年6月8日現在

袋井市	府県予報区	静岡県			
	一次細分区域	西部			
	市町村等をまとめた地域	遠州南			
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	19	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	118	
	洪水		流域雨量指数基準	前川流域=5.5、敷地川流域=16.2、小笠沢川流域=9.3、宇刈川流域=9.3、逆川流域=27.7	
			複合基準※1	小笠沢川流域=(9、8.7)	
			指定河川洪水予報による基準	太田川水系、太田川・原野谷川 [天方・新貝・山名]	
	暴風	平均風速	陸上	20m/s	
			海上	25m/s	
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う	
			海上	25m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm		
波浪	有義波高	6.0m			
高潮	潮位	1.5m			
注意報	大雨	表面雨量指数基準	12		
		土壌雨量指数基準	69		
	洪水	流域雨量指数基準	前川流域=4.4、敷地川流域=12.9、小笠沢川流域=7.4、宇刈川流域=7.4、逆川流域=22.1		
		複合基準※1	小笠沢川流域=(6、7.4) 宇刈川流域=(5、7.1) 原野谷川流域=(8、27.9)		
		指定河川洪水予報による基準	太田川水系、太田川・原野谷川 [天方・新貝・山名]		
	強風	平均風速	陸上	12m/s	
			海上	15m/s	
	風雪	平均風速	陸上	12m/s 雪を伴う	
			海上	15m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ5cm		
	波浪	有義波高	3.0m		
	高潮	潮位	1.1m		
	雷	落雷等により被害が予想される場合			
	融雪				
	濃霧	視程	陸上	100m	
			海上	500m	
乾燥	最小湿度30%で、実効湿度50%				
なだれ	1. 降雪の深さが30cm以上あった場合 2. 積雪が40cm以上あって最高気温が15℃以上の場合				
低温	冬期：最低気温-4℃以下				
霜	早霜・晩霜期に最低気温4℃以下				
着氷・着雪	著しい着氷（雪）が予想される場合				
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	110mm			

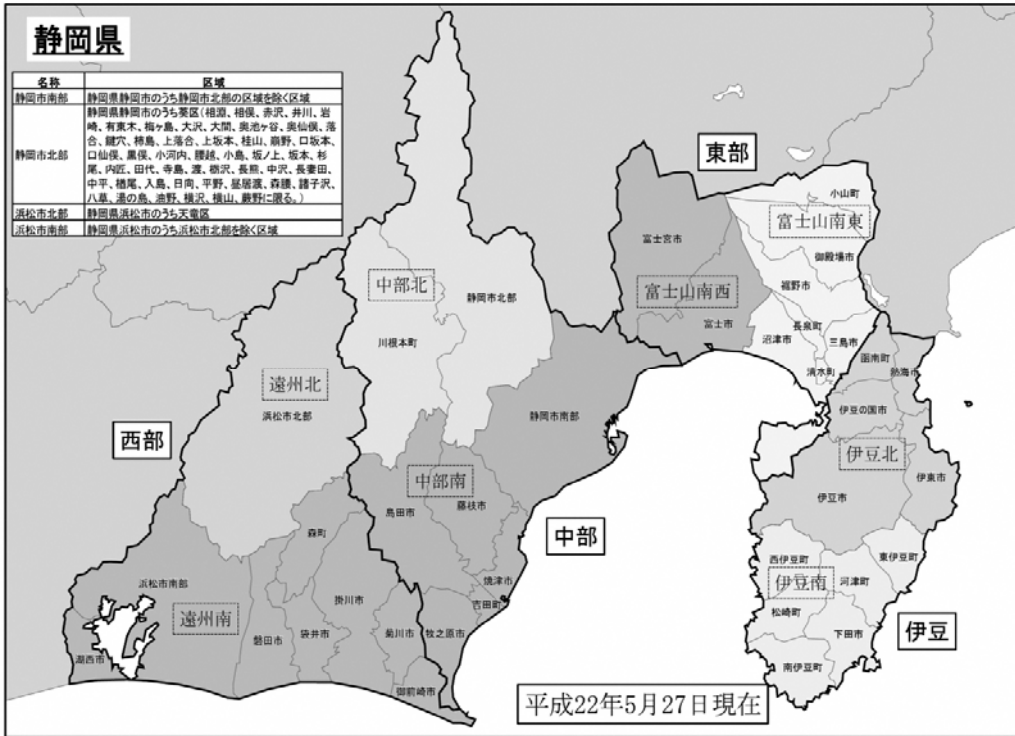
※1 (表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています

市町村等版警報・注意報発表基準一覧表の解説

- (1) 本表は、気象・高潮・波浪・洪水に関する警報・注意報の発表基準を一覧表に示したものである。特別警報及び地震動・津波・火山に関する警報の発表基準は、別の資料を参照のこと。
- (2) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。
警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される市町村等に対して発表する。
- (3) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- (4) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- (5) 表中において、対象の市町村等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報（洪水を除く。）についてはその欄を空白で、大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を定めていないもの、または、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合についてはその欄を“-”で、それぞれ示している。
- (6) 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、（浸水害）は「大雨警報（浸水害）」、（土砂災害）は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。
- (7) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。
- (8) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。ただし、暫定基準を設定する際に市町村等の一部の地域のみ通常より低い基準で運用する場合がある。この場合、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。
- (9) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は1km四方毎に設定しているが、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。
1km四方毎の基準値については、別添資料
(https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/index_shisu.html)を参照のこと。
- (10) 洪水の欄中、「〇〇川流域=10.5」は、「〇〇川流域の流域雨量指数10.5以上」を意味する。
- (11) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、本表には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表している。
主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は別添資料
(https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/index_kouzui.html)を参照のこと。
- (12) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。
その他の地点の基準値は別添資料
(https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/index_kouzui.html)を参照のこと。
- (13) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川〔△△〕」は、洪水警報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。
- (14) 高潮警報・注意報の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいはMSL（平均潮位）等を用いる。

2 気象等の注意報並び警報の発表・切り替え・解除並びに発表細分区域

- (1) 気象等の注意報・気象情報等の発表
静岡地方気象台が必要に応じて発表する。
- (2) 気象等の注意報・警報の切り替え・解除
注意報、警報及び特別警報は、その種類にかかわらず、これらの新たな注意報、警報又は特別警報が行われたときに切り替えられるものとし、又は解除されるときまで継続されるものとする。
- (3) 気象等の注意報・警報の発表細分区域



※テレビやラジオ放送では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、市町村等をまとめた地域の名称を用いて、警戒が必要な地域をお知らせする場合があります。

3 水防活動用の気象等の注意報・警報

水防活動の利用に適合する注意報及び警報は、大雨・高潮・洪水・津波の注意報及び大雨警報又は大雨特別警報・高潮警報又は高潮特別警報・洪水警報・津波警報又は大津波警報(津波特別警報)をもってこれに代える。

4 特定河川に対する予報

水防法第10条及び気象業務法第14条の2により、天竜川下流、菊川、安倍川、狩野川及び大井川については、それぞれ国土交通省中部地方整備局の各担当河川事務所と静岡地方気象台共同で河川名を付し、氾濫注意情報・氾濫警戒情報・氾濫危険情報・氾濫発生情報を発表する。また、富士川洪水予報については、国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所と甲府地方気象台及び静岡地方気象台の共同で河川名を付し、氾濫注意情報・氾濫警戒情報・氾濫危険情報・氾濫発生情報を発表する。

水防法第11条及び気象業務法第14条の2により、太田川水系太田川・原野谷川については静岡県袋井土木事務所と、瀬戸川水系瀬戸川・朝比奈川については静岡県島田土木事務所と、都田川については静岡県浜松土木事務所と静岡地方気象台で河川名を付し、氾濫注意情報・氾濫警戒情報・氾濫危険情報・氾濫発生情報を発表する。

5 水防警報等

水防警報等は、次の水防関係等において発表する。

- ア 水防情報は、県防災対策(水防)本部長(土木部河川班)。
- イ 水防法第16により国土交通大臣が指定した河川(県地域防災計画 資料の巻Ⅱ6-4 水防警報)の水防警報は、国土交通大臣(沼津河川国道・甲府河川国道・静岡河川・浜松河川国道の各事務所長)が行う。
- ウ 知事が指定した河川の水防警報は、富士・島田・袋井及び浜松各土木事務所長が行う。

6 火災気象通報

消防法第22条により、静岡地方気象台長は、火災の予防上危険が大きいと認められる気象状況となったときは、その状況を知事に通報する。この通報を受けた知事は、直ちに市町村長に通報する。

(県地域防災計画 大火災対策の巻Ⅰ 大火災対策計画第2章 火災予防計画参照)

7 通信途絶時の注意報、警報等伝達経路

障害等により通常の通信経路が途絶した場合は、あらかじめ定めた各機関の障害用FAXへ伝達する。このFAXによる経路も途絶した場合は、状況により可能な範囲で県防災行政無線等の手段により伝達に努める。

土砂災害警戒情報の発表

(県地域防災計画資料編Ⅱ 5-3-3より)

県砂防課及び静岡地方気象台は、大雨特別警報または大雨警報発表中において、大雨による土砂災害発生の危険度が高まり、より厳重な警戒が必要な場合に、土砂災害警戒情報を発表する。

(1) 発表機関

土砂災害警戒情報は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、災害対策基本法及び気象業務法に基づき、県砂防課と静岡地方気象台が共同で作成・発表する。

(2) 目的

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、市町長が防災活動や住民等への避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるよう支援することを目的とする。

(3) 発表対象地域

土砂災害警戒情報は、市町を発表単位とし、県内35市町(37地域)を発表対象とする。ただし、面積が広大な静岡市と浜松市については、気象二次細分区の境界線で南北に2分割して発表する。

(4) 発表する情報の内容

土砂災害警戒情報は、市町の防災上の判断を迅速かつ的確に支援するため、分かりやすい文章と図を組み合わせた内容とする。(付図1参照)

(5) 対象とする土砂災害

土砂災害警戒情報は、土石流及び集中的に発生するがけ崩れを対象とする。ただし、土石流のうち、融雪を起因として発生する土石流は対象としない。

(6) 発表基準

土砂災害警戒情報の発表基準は、警戒基準と警戒解除基準から成り、それぞれ以下のとおりとする。

1) 警戒基準

警戒基準は、大雨警報または大雨特別警報発表中において、気象庁作成する降雨予測に基づいて付図2で示す基準に達したときとする。

なお、地震や火山噴火等で現状の基準を見直す必要があると考えられた場合は、静岡県交通基盤部と静岡地方気象台は基準の取扱いについて協議するものとする。

2) 警戒解除基準

警戒解除基準は、付図2で示す基準について、その基準を下回り、かつ短時間で再び基準を超過しないと予想されるときとする。ただし、大規模な土砂災害が発生した場合等には、静岡県交通基盤部と静岡地方気象台が協議のうえ基準を下回っても解除しない場合もあり得るが、降雨の実況、土壌の水の含み具合、および土砂災害の発生状況等に基づいて総合的な判断を適切に行い、当該地域を対象とした土砂災害警戒情報を解除することとする。

3) 暫定基準

地震や火山噴火等で現状の基準を見直す必要があると考えられた場合は、静岡県交通基盤部と静岡地方気象台は別紙1「地震等発生後の暫定基準の設定について」、別紙2「土砂災害警戒情報における地震発生後の暫定基準見直しについて」に基づき、暫定基準を設定するものとする。

(7) 土砂災害警戒情報の利用にあたっての留意点

・土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。したがって、土砂災害警戒情報の利用にあたっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないということに留意する。

・技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については発表対象とするものではないことに留意する。

・市町長が行う避難勧告等の発令に当たっては、土砂災害警戒情報を参考とし、周辺の溪流・斜面の状況や気象状況等も考慮する。

(8) 市町地域防災計画への位置付け

市町は、市町地域防災計画に土砂災害警戒情報について定め、土砂災害に対する警戒避難体制を整備する。

土砂災害警戒情報における地震等発生後の暫定基準の設定について

1. 暫定基準を設定する事象

- ・震度5強以上の地震が発生した場合に、静岡県交通基盤部と静岡地方気象台は協議の上、土砂災害警戒情報の暫定基準を速やかに設定することとする。
- ・その他、通常基準よりも少ない雨量により対象とする土砂災害の発生が想定される現象（台風等により広範囲で土砂災害が発生した場合、土石流や泥流の発生が想定される火山活動、林野火災、風倒木等）が発生した場合、静岡県交通基盤部及び静岡地方気象台は、速やかに国土交通省砂防部、国土技術政策総合研究所、気象庁予報部に相談し、必要に応じて関係機関から意見を聴取しつつ暫定基準の設定の調整をすること。ただし、事象による影響範囲が極めて限られている場合には、土砂移動現象の監視体制や地域住民への警戒避難に係る情報の伝達体制を確立した上で、暫定基準以外の方法により警戒避難体制を検討することとする。

2. 暫定基準設定時の発表対象地域

暫定基準による発表対象地域は、通常基準の運用時と同様とする。なお、事象の範囲が市町等の発表単位の一部地域のみ（島嶼部など）の場合は、市町等の発表単位の一部地域を対象として暫定基準を適用することとし、土砂災害警戒情報の発表方法や地域の名称について、別途協議を行うものとする。

3. 地震等発生時の暫定基準の設定手順および設定方法

暫定基準については、静岡県交通基盤部と静岡地方気象台が協議し事前に準備しておく事項（以下「措置0」という。）及び、地震等発生後に速やかに実施する事項（以下「措置1」という。）と、被害状況の把握等を行ってから執るべき事項（以下「措置2」という。）がある。別添1-1に暫定基準設定にかかる作業フローを示す。

暫定基準案の作成にあたっては、気象庁予報部ならびに国土技術政策総合研究所から必要に応じて技術的な助言を得るものとする。

(1) 「措置0」：事前に準備しておく事項

①暫定基準案の設定

静岡県交通基盤部と静岡地方気象台は、迅速に暫定基準の運用を開始できるようにするため、想定される事象に対する暫定基準案を事前に準備しておく。この暫定基準案については実施要領により明記しておくものとする。別添1-2に地震発生後の暫定基準案の設定例を示す。

②暫定基準設定に関する留意事項

暫定基準案の設定にあたっては、大雨警報(土砂災害)の暫定基準の設定方法との整合性に留意する。

(2) 「措置1」：地震など発生後に速やかに実施する事項

発生した事象（震度5強以上の地震）が、暫定基準の設定対象であって、降雨が予想される等、早急に暫定基準を設定すべき状況であると判断した場合には、以下による措置を行う。

①適用する暫定基準

原則として措置0により準備した「暫定基準案」を暫定基準とする。なお、事前に暫定基準案が準備されていない事象（震度5強以上の地震以外の事象）には、静岡県交通基盤部と静岡地方気象台は、速やかに国土交通省砂防部、国土技術政策総合研究所、気象庁予報部に相談し、必要に応じて関係機関等から意見を聴取しつつ暫定基準の設定の調整をする。

②適用区域

以下の条件を満たした市町等の発表単位に対して暫定基準を適用する。

- ・地震発生の場合には、震度5強以上が観測された市町を対象とする。
- ・その他事象の場合は、被害状況等から、影響を受けるおそれがある市町を対象とする。

③暫定基準の適用に関する留意事項

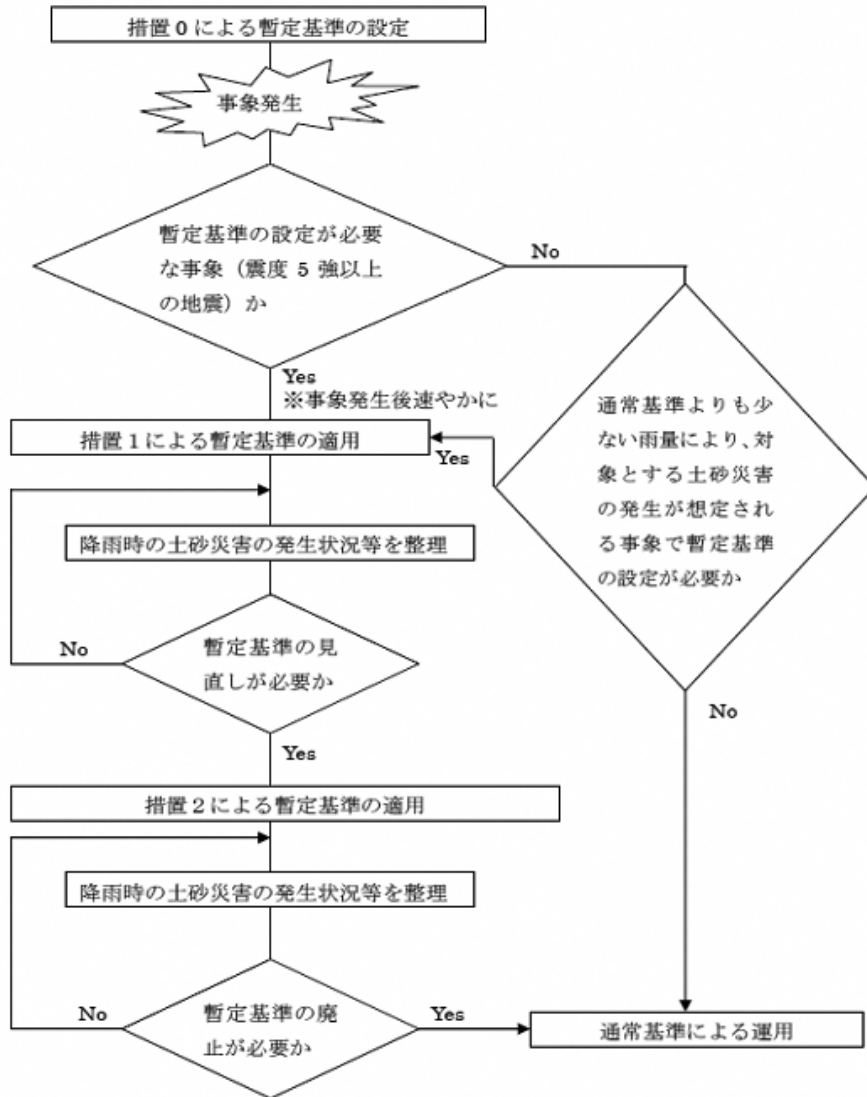
土砂災害警戒情報には、利用者が適用区域を容易に把握できるよう、可能な限りその範囲を明示する（別添1-3）。

暫定基準を適用する場合は、降雨の予想や、報道機関への周知およびシステムの設定変更等に要する時間を考慮して、適用する日時を決定する。

(3) 「措置2」：被害状況等の把握を行ってからとるべき事象

措置1により暫定基準を設定した後、降雨等による土砂災害の発生状況等を勘案して、暫定基準の見直しまたは廃止が必要と判断される場合には、別紙2に従い、静岡県交通基盤部と静岡地方気象台が協議し、必要な措置を講ずるものとする。なお、その際、大雨警報（土砂災害）の暫定基準の運用との整合性に留意する。

暫定基準設定に係る作業フロー (別添1-1)



地震時の暫定基準 (別添1-2)

状況	暫定割合 (通常基準に乗じる割合)	
	地震	
種別	震度5強の地域	8割※
	震度6弱以上の地域	7割※

※通常基準の土壌雨量指数及び60分間積算雨量に乗じる割合

土砂災害警戒情報への記載 (例) (別添1-3)

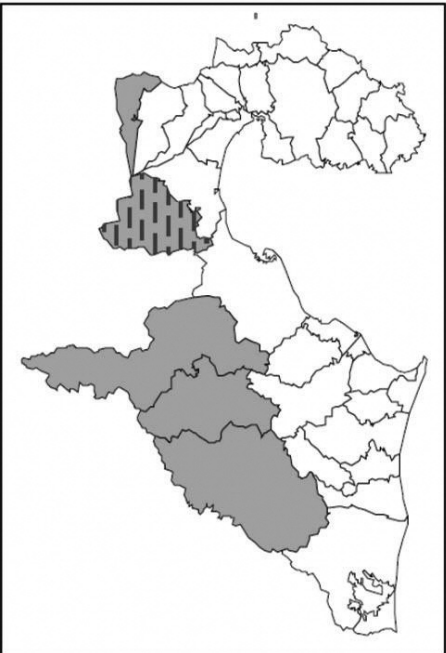
静岡県土砂災害警戒情報 第〇号

〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分
静岡県 静岡地方気象台 共同発表

【警戒対象地域】
 〇〇市* □□□□市* ×××市 △△市 ◇◇町*

*印は、新たに警戒対象となった市町村を示します。

【警戒文】
 <概況>
 降り続く大雨のため、警戒対象地域では土砂災害の危険度が高まっています。
 くるべき措置>
 崖の近くなど土砂災害の発生しやすい地区にお住まいの方は、早めの避難を心がけるとともに、市町から発表される避難勧告などの情報に注意してください。なお、詳細な危険度情報を下記アドレス (問い合わせ先) で確認していただき、危険度の分布情報を把握してください。



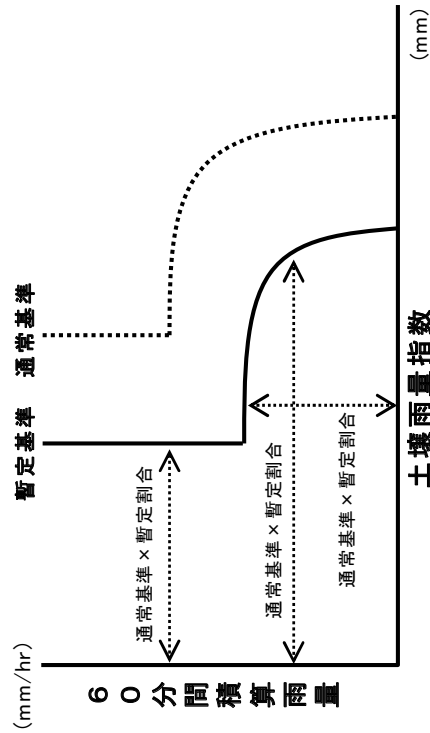
■ 警戒対象地域

▨ 地震影響域

(注) 静岡市北部：葵区 (大川、清沢、玉川、柳ヶ島、大河内、井川地区)
 静岡市南部：葵区 (静岡市北部の地域を除く)、駿河区、清水区
 浜松市北部：天竜区
 浜松市南部：中区、東区、南区、北区、浜北区

問い合わせ先
 054-221-3042 (静岡県交通基盤部防災課)
<http://www.gis.pref.shizuoka.jp/?map=9004-16> (詳細情報)
 054-286-3411 (静岡地方気象台)

暫定基準の作成イメージ



土砂災害警戒情報における地震発生後の暫定基準見直しについて

土砂災害警戒情報における地震発生後の暫定基準の見直しにあたっては、暫定基準設定後、静岡県交通基盤部と静岡県地方気象台が地震発生後の降雨状況と土砂災害の発生状況を調査し、その結果に応じて以下の考え方で見直す。

1 暫定基準見直しの際の検討区域の設定

暫定基準の見直しは、土砂災害に対して概ね同様の特性を有していると判断した区域をまとめて検討する(以下、「検討区域」という)ことを基本とする。

なお、検討区域に通常基準で運用している区域が含まれる場合は、その区域を除外して検討する。また、異なる暫定基準の区域が混在している場合は別々の検討区域として検討を行う。

2 地震により発生した崩壊・斜面変状の有無に応じた考え方

1で定めた検討区域内において、地震により発生した崩壊・斜面変状の有無により、以下(1)(2)のとおり、暫定基準見直しの考え方を使い分ける。崩壊・斜面変状の有無は、地震後に実施した土砂災害危険箇所等の緊急点検の結果等を参考にする。緊急点検の結果は、概ね以下の3区分に分類される。

○分類A：変状が大きく、緊急的な工事等を行う必要がある箇所

○分類B：変状が軽微で、詳細調査の実施後、必要に応じて工事等を行う箇所

○分類C：変状が無く、当面、工事等を行う必要がない箇所

以下、「まとまった数の崩壊・斜面変状箇所」とは、上記分類AまたはBの箇所が検討区域内にまとまってある箇所をいう。(別添2-2 図2～3)

(1) まとまった数の崩壊・斜面変状箇所がない場合(別添2-1-1)

i 経験した降雨に応じた暫定基準の引き上げ

検討区域内において、暫定基準を上回る降雨を複数回経験しても、検討区域内に新たな崩壊または崩壊・斜面変状発生箇所の崩壊・変状の拡大(以下、「新たな崩壊等」という)が発生していない場合は、検討区域内の最大の降雨に応じた割合まで、暫定基準を引き上げる。

暫定基準の引き上げ幅は、震度6弱以上の暫定基準→震度5強の暫定基準→通常基準の各段階を基本とする。

暫定基準を上回る降雨の複数回の経験は、検討区域内の同一箇所では経験する必要はないが、1回の降雨で検討区域内の複数の箇所でも基準を上回る降雨を経験した場合には、1回の経験と見なす。1回の降雨とは、一連の土砂災害警戒情報の発表期間を原則とする。

(ア) 新たな崩壊等が発生した場合

新たな崩壊等の発生箇所周辺で、適用している暫定基準の一段階上の基準を上回る降雨があった場合は、経験した降雨に応じた割合まで暫定基準を引き上げてよい。適用している暫定基準の一段階上の基準未満の降雨であった場合は、あらためて暫定基準を上回る降雨を複数回経験し、新たな崩壊等が発生していないことを確認する必要がある。新たな崩壊等の発生箇所周辺とは、新たな崩壊等が確認された箇所を含む5kmメッシュ及びこれを囲む8メッシュを指す。

(イ) 暫定基準適用後に新たに震度5強以上の地震が発生した場合

新たに発生した地震の震度の暫定基準以上に暫定基準を引き上げる場合は、新たに発生した地震以降の降雨を対象として検証する。

ii 一定の降雨期を経た暫定基準の引き上げ

地震発生後、暫定基準を上回る降雨がなかった場合においても、梅雨期から台風期を経て、新たな崩壊等が確認されない場合は、通常基準に戻す。

(2) まとまった数の崩壊・斜面変状箇所がある場合(別添2-1-2)

i 経験した降雨に応じた暫定基準の引き上げ

検討区域内の崩壊・斜面変状発生箇所周辺において、暫定基準を上回る降雨を複数回経験しても、検討区域内に新たな崩壊等が発生していない場合は、検討区域内の最大の降雨に応じた割合まで、暫定基準を引き上げる(別添2-2 図4)。

(ア) 新たな崩壊等が発生した場合

崩壊・斜面変状発生箇所周辺で、適用している暫定基準の一段階上の基準を上回る降雨があった場合は、経験した降雨に応じた割合まで暫定基準を引き上げてよい。適用している暫定基準の一段階上の基準未満の降雨であった場合は、あらためて崩壊・斜面変状発生箇所周辺において、暫定基準を上回る降雨を複数回経験し、新たな崩壊等が発生していないことを確認する必要がある。

(イ) 暫定基準適用後に新たに震度5強以上の地震が発生した場合

新たに発生した地震の震度の暫定基準以上に暫定基準を引き上げる場合は、新たに発生した地震以降の降雨を対象として検証する。

ii 一定の降雨期を経た暫定基準の引き上げ

地震発生後、暫定基準を上回る降雨がなかった場合においても、梅雨期から台風期を経て、検討区域内に新たな崩壊等が確認されない場合は、暫定基準を一段階(震度6弱以上の暫定基準→震度5強の暫定基準、震度5強の暫定基準→通常基準)引き上げる。

土砂災害警戒情報の伝達

(1) 伝達系統

静岡地方気象台は、気象業務法第15条により大雨特別警報または大雨警報を県に伝達することが義務付けられている。土砂災害警戒情報は、大雨特別警報または大雨警報を解説する気象情報の1つとして関係機関に伝達する。県までの伝達経路は、大雨特別警報または大雨警報の伝達経路と同様である。

県は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第27条（土砂災害警戒情報の提供）、災害対策基本法第51条（情報の収集及び伝達）及び第55条（都道府県知事の通知等）により市町長その他関係者に伝達する。

- ・ 県砂防課と静岡地方気象台が共同で土砂災害警戒情報を発表した場合、静岡地方気象台は気象庁防災業務計画に基づき、土砂災害警戒情報を専用通信施設等により県危機対策課等関係機関、日本放送協会（NHK）等報道機関へ伝達する。
- ・ 県危機対策課は、県地域防災計画に基づく大雨警報の伝達先と同じ関係機関及び市町等へ土砂災害警戒情報を県防災行政無線により伝達する。
- ・ 市町は、市町地域防災計画に基づき、土砂災害警戒情報に係る必要事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体等へ伝達する。
- ・ その他の関係機関は、必要な伝達等の措置を執る。

(2) 土砂災害警戒情報の伝達先

付表1に示すとおり。

(3) 土砂災害警戒情報の伝達系統図

付図3に示すとおり。

(4) 土砂災害警戒情報の発表の確認

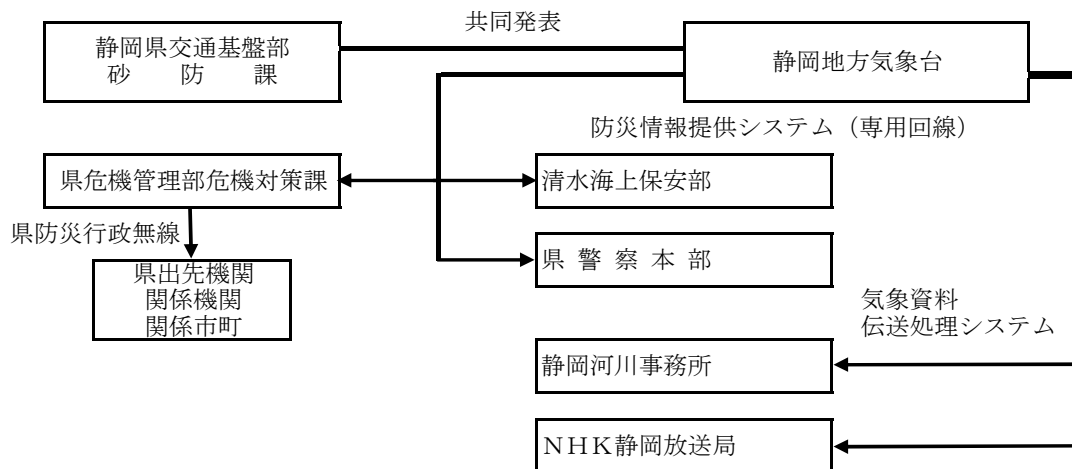
以下に示す機関においては、防災情報提供システム（インターネット）により土砂災害警戒情報の発表を確認することが出来る。

静岡国道事務所、沼津河川国道事務所、富士砂防事務所等国の機関、ライフライン機関、鉄道事業者、報道機関、その他防災情報提供システム（インターネット）利用機関

付表1 土砂災害警戒情報の伝達先

伝達先	伝達方法	担当部署
県危機管理部危機対策課	防災情報提供システム	静岡地方気象台
関係市町	県防災行政無線	県危機管理部危機対策課
県出先機関、関係機関	県防災行政無線	県危機管理部危機対策課
清水海上保安部	防災情報提供システム	静岡地方気象台
県警察本部	防災情報提供システム	静岡地方気象台
静岡河川事務所	気象資料伝送処理システム	静岡地方気象台
NHK静岡放送局	気象資料伝送処理システム	静岡地方気象台

付図3 土砂災害警戒情報の伝達系統図



資料3-3-2 (1) 気象庁震度階級関連解説表

● 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況 (気象庁)

計測震度	震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0.5	0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
	1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
1.5	2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
2.5	3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
3.5	4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
4.5	5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまらなると感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5.0	5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
5.5	6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなる可能性がある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6.0	6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が増える。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
	7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに増える。補強されているブロック塀も破損するものがある。

● 木造建物(住宅)の状況

震度階級	木造建物(住宅)	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂が見られることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂が見られることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂が見られることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂が見られることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが増える。傾くものや、倒れるものが増える。
7	壁などにひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに増える。

(注1) 木造建物(住宅)の耐震性により2つに区分けた。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。
 (注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁(割り竹下地)、モルタル仕上壁(7ス、金網下地を含む)を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。
 (注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

● 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階の柱の崩れ、倒れるものがある。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

● 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱 5強	亀裂※1や液状化※2が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強 7	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※3。

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター(マイコンメーター)では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
下水道の使用制限	下水道区域や農業集落排水区域では、施設の破損状況や停電による下水処理場の機能停止、マンホールポンプの停止により、汚水を流すことを制限する場合がある。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。(安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。)
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問い合わせが増加し、電話等がつながりにくい状況(ふくそう)が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

● 大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング(タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象)が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなる可能性がある。

資料3-3-2 (2) 南海トラフ地震に関連する情報

気象庁は、以下の場合、「南海トラフ地震に関連する情報」を発表する。このため、南海トラフ全域を対象として地震発生の可能性を評価するにあたって、有識者から助言いただくために、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する。

情報の種類	情報の発表条件
南海トラフ地震に関連する情報（臨時）	○南海トラフ沿いで異常な現象（※1）が観測され、その現象が南海トラフ地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された現象を調査した結果、南海トラフ地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合 ○観測された現象を調査した結果、南海トラフ地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではないと評価された場合
南海トラフ地震に関連する情報（定例）	○南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合において評価した調査結果を発表する場合

○本情報の運用開始に伴い、東海地震のみに着目した情報（東海地震に関連する情報）の発表は行わない。

○本情報を発表していなくても、南海トラフ沿いの大規模地震が発生することもある。

※1：南海トラフ沿いでマグニチュード7以上の地震が発生した場合や東海地域設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合など、気象庁が調査を開始する対象となる現象。具体的には、次のとおり。

気象庁が調査を開始する対象となる現象
○想定震源域（※2）内でマグニチュード7.0以上の地震が発生 ○想定震源域（※2）内でマグニチュード6.0以上の（或いは震度5弱以上を観測した）地震が発生し、ひずみ計（※3）で当該地震に対応するステップ状の変化（※4）以外の特異な変化を観測 ○1カ所以上のひずみ計（※3）で有意な変化を観測し、同時に他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化を観測している等、ひずみ計（※3）で南海トラフ沿いの大規模地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域（※2）内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測

※2：想定震源域；南海トラフ地震の想定震源域（中央防災会議、2013）。

※3：ひずみ計；当面、東海地域に設置されたひずみ計を使用。

※4：ステップ状の変化；地震発生時に通常観測される段差的な変化。

上記は、今後の検討により見直されることがある。

資料3-3-2 (3) 津波警報、注意報、予報、地震及び津波情報の種類

(1) 大津波警報・津波警報・津波注意報の発表等 (静岡地方気象台)

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

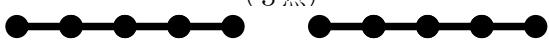
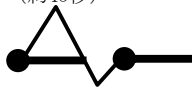
津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生からおよそ15分程度で求められる、より精度の高い地震規模をもとに、予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。

第1表 津波警報、注意報、予報の種類、解説及び発表される津波の高さ

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ	
			数値での発表	巨大地震の場合の発表
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合。	10m<高さ	10m超	巨大
		5m<高さ≤10m	10m	
		3m<高さ≤5m	5m	
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	1m<高さ≤3m	3m	高い
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記なし)





資料3-3-2 (4) 防災信号

1 地震防災信号(大規模地震対策特別措置法施行規則第4条別表)

警 鐘	サイレン
 (5点)	 (約45秒) (約15秒)
備考 1 警鐘又はサイレンは、適宜の時間継続すること。 2 必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること。	




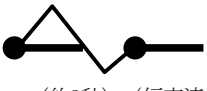
2 津波注意報(警報)標識

津波注意報標識

標識の種類	標 識	
	鐘 音	サイレン音
津波注意報標識	 (3点と2点との斑打)	 (約10秒) (約2秒)
津波注意報及び 津波警報解除標識	 (1点2個と2点との斑打)	 (約10秒) (約1分) (約3秒)

(注) 1. 「津波無し」の津波注意報を行った場合は、標識を用いない。
 2. 鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。

津波警報標識

標識の種類	標 識	
	鐘 音	サイレン音
津波警報標識	 (2点)	 (約5秒) (約6秒)
大津波警報標識	 (連点)	 (約3秒) (約2秒) (短声連点)

(注) 1. 鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。

資料3-3-3 地方鉄道の異常気象時における運転停止の基準

(県地域防災計画資料編Ⅱ10-5より)

◎ 静岡鉄道株式会社

(1) 異常気象時における運転基準

- イ 風速が15m/sec以上になり、又は雨量が多く、線路が甚だしく冠水する等、列車の運転が危険と認められた場合は、列車の運転を見合わせる。
- ロ 情報により風速が15m/secになりつつあるときは、運動場前駅～古庄駅間の築堤上の曲線附近及び国道橋、路線橋、巴川橋梁上の運転は、毎時15キロメートル以下の均等速度に制限して注意運転する。
- ハ 情報により、風速が15m/sec以上に達したときは、前項の危険地点の運転は一時中止する。
- ニ 風速が20m/sec以上に達したとき、又は瞬間風速が25m/sec以上と感知されたときは、全列車の運転を一時中止する。
- ホ 運転指令は又は当務駅長はラジオ、又は測候所・JR等により逐次情報を受け危険と認められた場合は、躊躇することなく列車を停止させる等、最も安全と認める措置をとる。
- ヘ 軌条冠水のとき及び架線或いは建造物損壊により危険のある場合は、全列車の運転を一時中止する。
- ト その他必要と認められるときは、列車の運転を中止する。

(2) 地震対策基準

- イ 列車を運転中、震度4以上の地震が発生したときは、長沼駅に設置した地震計がこれを感じ、列車無線により自動的に全列車の運転室内に発報信号(停止信号)を表示するので運転士は列車を一旦停止した後、運転指令の指示に伴い安全と認められる箇所まで移動して、次の指令があるまでの間、列車の運転を休止する。
- ロ 前号により列車の運転を休止したときは、あらかじめ定められた情報連絡系統により、関係機関及び各所へその旨通報する。

(3) 防災体制

A 風水害関係

台風が接近して災害多発の恐れがあるときは連絡を密にし、指令の一本化情報の蒐集に努めると共に現場の情報並びに関係地方機関との連絡を取り、鉄道に及ぼす影響を察知する。

(テレビ・ラジオ・地方気象台・測候所等)

- イ 沿線の降雨量、気圧、風速、風向等についてのデータ入手に努める。
- ロ 河川管理者等との連絡を密にし、情報の入手に努める。
- ハ 台風の位置、進路、強弱等について各放送機関や地方気象台を通して台風経路情報の入手に努める。
- ニ 鉄道に影響する各河川流域の降雨量を調査し、警戒水位に対する監視を強化するなど橋梁に及ぼす影響への対応に努める。
- ホ 関係機関との連絡として静岡市に設置される防災対策本部を活用する。

B 地震防災関係

あらかじめ定めた防災体制組織に基づき、速やかに社内に対策本部を設置して応急防災体制を確立する。

- イ 予知情報は関係防災機関からの伝達によるほか、各所に備えてあるテレビ・ラジオにより直接視聴し、列車無線、鉄道専用電話または指定した社内電話を使用して伝達の徹底を図る。
- ロ 社内対策本部は列車の運休状況、旅客の避難状況等必要事項についてその状況を国、県又は関係市町等へ通報する体制を確立する。
- ハ 必要に応じて避難旅客の応急救護の手配を図るものとする。

(4) 現地の警備体制

- イ 各職場の見易い箇所に所属従業員の非常招集、連絡系統表を掲出して、非常招集体制を確立する。
- ロ 動員及び人員配置計画、関係各所との連絡体制を確立する。
- ハ 非常用工具、機材、物資等の整備状態を確認し、救護体制を確立する。
- ニ 運転指令系統を再確認して指令業務の適確化を徹底する。
- ホ 危険が予測される箇所の状況把握の体制を確立する。

◎ 遠州鉄道㈱

- (1) 暴風雨等により列車に危険の生ずる恐れのあるときは、その状況を考慮して列車の運転を一時中止する等危険防止の措置を講じる。
- (2) 風速が20m/sec以上となったと認められる場合は、危険性が予想されるから列車の運転を中止する等の措置を講じる。
- (3) 風力が烈しくて運転危険と認める時は、列車を進出させない。
- (4) 暴風に遭遇した時は、風力の烈しい箇所では、なるべく列車の速度を変化させないように努め急に速度を加え又は急に制動機を緊結しない。
- (5) 暴風に遭遇し、運転が危険と認める時は、なるべく安全な箇所に停止する。
- (6) 落雷又は雷鳴により運転上危険と認められた場合は、列車を進出させない。
- (7) その他、必要と認められる時は、列車の運転を中止する。

◎ 岳南鉄道側

- (1) 暴風雨雪等により、列車に危険の生ずる恐れのある時は、気象通報に注意し、状況を考慮して危険防止の処置をとる。
- (2) 風速が20m/sec以上となったことを認めた時は、危険防止の処置を講じる。
- (3) 風力が烈しくて運転が危険と認める時は、列車を進出させない。
- (4) 暴風に遭遇した時は、風力の激しい箇所ではできるだけ列車の速度を変化させないよう努め急に速度を加え、又は急に制動機を緊締しない。
- (5) 暴風に遭遇し、運転が危険と認めるときは、できるだけ安全な箇所に停止する。
- (6) 降雨(雪)の甚だしい時は、運転士は、路線状態に注意し必要に応じて、運転速度を低下すると共に、制動距離に余裕をもつように注意する。
- (7) 落雷又は雷鳴により運転上危険であると認めたときは、列車を進出させない。
- (8) その他、必要と認められるときは、列車の運転を中止する。

◎ 大井川鉄道側

- (1) 暴風雨・濃霧及び吹雪の時列車の運転又は線路の保守に従事する者は、気象通報を受けた時又は天候が不良となった時は、その警戒を厳重にする。
- (2) 暴風雨又は豪雨の場合は、気象通報等に注意する。
- (3) 風速が烈しくて列車の運転が危険であると認める時は、一時列車の出発又は通過を見合わせる。
- (4) 豪雨等のために築堤決壊、道床流失等の恐れがあるときは、保線係員との連絡を密にし、列車の運転が危険であると認めた時は、一時列車の出発又は通過を見合わせる。
- (5) 暴風雨又は豪雨等の場合、風速の烈しい箇所は、なるべく列車の速度を変化させないように努め、急に制動機を緊締するような取扱いをしない。
- (6) 暴風雨又は豪雨等の場合、列車の運転が危険であると認めたときは、なるべく安全な箇所に停止する。
- (7) 濃霧・吹雪等により信号の認識距離が50メートル以下になったと認めた時は、列車を停止させる。
- (8) その他、必要と認められる時は列車の運転を中止する。

◎ 伊豆箱根鉄道側

- (1) 気象異常時の場合、駅長・乗務員及び線路係員は、異常気象を感知するか、または気象通報を受けたときは、その状況により列車の運転休止、列車の徐行、線路工事の中止、線路及び踏切道の特別警戒等により、すべての運転保安に関する事項について特に注意する。
- (2) 濃霧、降雪の場合、乗務員は列車標識を夜間の方式にし、視界の限度において停止できる速度に低下させ、汽笛を吹鳴しながら運転する。
- (3) 強風、暴風、大雨の場合、駅長は、風速が毎秒25メートル程度となり、突風等のため運転上危険であると判断したときは、運転指令者に報告するとともに、一時列車の出発を見合わせ、通過列車は停止させる。
- (4) 運転指令者は、駅長から風速が毎秒30メートル以上となり、運転上危険である旨の報告を受けたときは、一時列車の運転を見合わせる旨の指示をする。
- (5) 運転士は、風力の激しい箇所はなるべく列車の速度が均一となるように努め、急激な加速、または減速をしない。また、運転上危険であると判断したときは、なるべく安全な箇所に停止し必要に応じてパンタグラフを降下して転動防止の手配をする。
- (6) 土砂崩壊のおそれがある区間に進入する列車は、特に注意して運転するとともに、前夜暴風、大雨があったときの初列車は、特に土砂崩壊、浸水、倒木等があることを予想して、線路の状態に注意して運転する。
- (7) 落雷、雷鳴の場合、駅長は、運転上危険であると判断したときは、一時列車の出発を見合わせ、通過列車は停止させる。また、駅構内に停車中の列車または車両のパンタグラフの降下手配をする。
- (8) 乗務員は、直ちにパンタグラフを降下し、制動力に支障がない程度においてもより駅まで運転を継続するか、または地形を考慮して停止する。
- (9) 線路が浸水した場合、道床その他に異常がなくても、水深がレール面上に達したときは、その区間に列車または車両を運転してはならない。
- (10) 地震の発生を感知するか、緊急地震速報システム等により情報を入手したときは、直ちに列車無線により全列車にこれを伝達するとともに、その程度に応じて、次により取り扱うものとする。
この場合、緊急地震速報システムによる情報が震度4以上、地震計による観測が震度5以上の地震のときは、自動的に発報信号による停止信号を現示する。
 - ① 震度5以上(計測震度4.5以上)の場合
列車運転休止・・・全路線・構造物の点検をし、異常がないことを確かめた後、区間初列車25km/h以下以後、正常運転に復す。
 - ② 震度4(計測震度4.4以下)の場合
列車一旦停止・・・一旦停止後、区間初列車25km/h以下、区間次列車45km/h以下重点箇所点検終了後正常運転に復す。
 - ③ 震度3以下(計測震度3.4以下)の場合
正常運転・・・ただし、駅長、乗務員からの報告等により列車の運転が危険と認めたときは、前号の取扱に準ずる。

◎ 伊豆急行線

- 1 風に対する取扱い (各ブロックごとによる)
 - (1) 風速25m/sec以上30m/sec未満の場合は、列車は45km/h以下の速度で注意運転を行なう。
 - (2) 風速30m/sec以上の場合は、列車の運転を見合わせる。
- 2 雨に対する取扱い (各警戒区域ごとによる)
 - (1) 降雨量が次の場合は、列車の運転を見合わせる。
 - ① 連続雨量が201mm以上となり、かつ時間雨量が31mm以上となったとき
 - ② 連続雨量が301mm以上となったとき
 - ③ 時間雨量が41mm以上となったとき
 - (2) 連続雨量が201mm以上301mm未満の場合は、要注箇所を運転する列車は25km/h以下の速度、またその他の箇所を運転する列車は45km/h以下(隧道内は除く)の速度で注意運転を行なう。
 - (3) 連続雨量が151mm以上201mm未満または時間雨量31mm以上41mm未満の場合は、要注箇所を運転する列車は45km/h以下の速度で注意運転を行う。
- 3 地震に対する取扱い (各警戒区域ごとによる)
 - (1) 震度「5」以上の地震が発生した場合は、全列車の運転を中止する。
 - (2) 震度「4」の地震が発生した場合は、全列車を一時停止させ25km/h以下の速度で注意運転を行なう。
 - (3) 震度「3」の地震が発生した場合は、地震発生後最初に警戒区域を運転する列車は45km/h以下の速度で注意運転を行なう。
 - (4) 警戒宣言が発令された場合は、別に定める大規模地震防災規程により取り扱う。
- 4 津波に対する取扱い (各警戒区域ごとによる)
 - (1) 大津波警報または津波警報で避難指示が発令された場合
 - ① 津波到達予想時間の1時間前から津波警戒区間に列車を進入させない。
 - ② 津波警戒区間を走行中の列車が津波到達予想時間までに津波警戒区間外に進出不可能な場合は、駅の海拔を考慮のうえ運転を見合わせる。
 - (2) 津波警報で避難勧告が発令された場合
津波警戒区間を運転する列車は、注意運転を行う。
- 5 伊豆東部火山群の噴火警戒レベルに対する取扱い (影響区間)
噴火警戒レベル4又は5が発表された場合
 - (1) 列車が噴火影響区間に進入しないよう努める。
 - (2) 噴火影響区間を運送中の列車は、噴火影響区間外に進出するよう努める。
- 6 その他必要と認めたときは、列車の運転を見合わせ又は中止する。

◎ 天竜浜名湖鉄道線

(1) 降雨によるもの

運行表示装置の警報表示		警戒表示 (雨白色表示)	注意表示 (雨黄色表示)	停止表示 (雨赤色表示)	雨量計 設置箇所
規制 の 区 間 の 基 準	掛川 ～ 宮口	連続降雨量100mm以上又は時雨量20mm以上となったとき	連続降雨量200mm以上又は時雨量30mm以上となったとき	連続降雨量180mm以上で更に時雨量30mm以上となったとき	遠州森 天竜二俣
	宮口 ～ 三ヶ日	連続降雨量100mm以上又は時雨量20mm以上となったとき	連続降雨量150mm以上又は時雨量30mm以上となったとき	連続降雨量150mm以上で更に時雨量30mm以上となったとき	金 指
	三ヶ日 ～ 新所原	連続降雨量100mm以上又は時雨量20mm以上となったとき	連続降雨量120mm以上又は時雨量25mm以上となったとき	連続降雨量120mm以上で更に時雨量25mm以上となったとき又は時雨量35mm以上となったとき	三ヶ日
運 転 規 制		—	運転速度を30km/h以下に制限する	列車の運転を中止する	—

(2) 強風によるもの

運行表示装置の警報表示	警戒表示 (風白色表示)	注意表示 (風黄色表示)	停止表示 (風赤色表示)	風速計 設置箇所
運転規制の基準	風速が20m以上となったとき	風速が25m以上となったとき	風速が30m以上となったとき	三ヶ日 天竜川橋梁
運 転 規 制	—	運転速度を45km/h以下に制限する	列車の運転を中止する	—

(3) 地震によるもの

簡易地震計の警報表示	注意表示 (黄色灯表示)	停止表示 (赤色灯表示)	地震計 設置箇所
運転規制の基準	震度4の地震があったとき	震度5以上の地震があったとき	天竜運転区
運 転 規 制	運転速度を45km/h以下に制限する	列車の運転を中止する	—

資料3-4-1 袋井市地震防災に係る情報の処理及び広報活動等実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が東海地震に係る地震防災応急対策及び災害応急対策を迅速、かつ的確に実施するため、東海地震注意情報（以下「注意情報」という。）及び東海地震予知情報（以下「予知情報」という。）の発表、警戒宣言の発令又は地震発生に伴う情報及び広報活動並びに職員の動員方法等について必要な事項を定めるものとする。

(情報処理及び職員の動員等)

第2条 注意情報及び予知情報の発表、警戒宣言の発令並びに地震発生に係る情報の処理及び職員の動員等は、袋井市地震災害警戒(災害対策)本部編成表等により行うものとする。

(応急対策に必要な情報の収集及び伝達)

第3条 注意情報、予知情報の発表、警戒宣言の発令並びに地震発生に伴い、市域内における流言ひ語、民心の動揺及び治安の乱れ等各種の混乱が予想されるため、応急対策を迅速、かつ効果的に実施できるよう情報の種類及び収集・伝達の方法等を別表のとおり定める。

(収集すべき情報の調整)

第4条 注意情報の発表時には、市民に対して、情報を的確に周知するとともに、その後の情報を、的確、迅速に収集する。

2 予知情報の発表及び警戒宣言の発令時には、市民に対して、情報を的確に周知するとともに、その後の情報を、的確、迅速に収集する。

なお、電話のふくそう及び途絶が予想されるため、電話による情報の収集は、あらかじめ各部で連絡調整を図り、緊急性と必要性の高いものだけにとどめるものとする。

3 地震発生後の情報収集は、主に地域防災無線で行う。

このため本部で行う無線統制を遵守し、報告する情報は緊急性の高いものにとどめ、必要最小限に要約し行うものとする。

4 各種情報の収集及び伝達は、次の区分のうち、アの情報を優先的に行うものとする。

(1) 一般情報

ア 市民等の生命に係るもので、直ちに収集・伝達の必要のあるもの。

イ ア以外の情報で可及的速やかに収集・伝達の必要のあるもの。

(2) 要請情報

ア 市民等の生命に係るもので、直ちに要請する必要のあるもの。

イ ア以外の情報で可及的速やかに要請する必要のあるもの。

(広報媒体)

第5条 市民等が応急対策を実施するために必要な情報の提供は、原則として同報無線によるものとするが、状況に応じ、次の広報媒体により情報の提供をするものとする。

(1) 広報車、消防車等

(2) 地域防災無線

(3) 防災行政無線

(4) ホームページ（携帯端末対応を含む）

(5) 電話・FAX

(6) テレビ及びラジオ

(7) 電子メール等

(県警戒本部又は県災害対策本部への報告)

第6条 市災害警戒本部又は市災害対策本部は、避難の状況等必要な事態が生じたときは、県防災行政無線により県方面本部を経由し、県警戒本部又は県災害対策本部へその都度報告する。また報告に必要な事項は、県の定めた様式によるものとする。

(指令・指示)

第7条 本部長は、第3条に規定する事項を円滑に実施するため、各部長に必要な事項を指令するものとする。

2 各部長は前項による指令を受けたとき、担当班長に必要な事項を指示するものとする。

3 各部長は第3条に規定する以外の情報の収集及び伝達の必要が生じた場合には、特別なものを除き、各部長の判断により担当班長に当該情報の収集を指示するものとする。

(上司への報告)

第8条 班員等は、前条の指令・指示に基づく処置事項並びにその他、地震防災応急対策又は災害応急対策等に係る必要な情報の収集及び確認をしたときは、直ちに上司に報告しなければならない。

(その他)

第9条 本要領に定めのない情報で、本部長が必要と認めるものは、本要領に定める情報の扱いに準じて処理するものとする。

別表

1 第3条の応急対策に必要な情報の収集及び伝達内容

(1) 注意情報の発表の段階

ア 伝達すべき情報

情報の種類	情報伝達ルート	手段	伝達の時期
注意情報の内容の周知	市災害警戒本部 → 市民・各支部等	同報無線 地域防災無線 防災行政無線	ア 注意情報の発表後、速やかに行う。 イ 状況に応じて行う。
家庭の防災対策	市災害警戒本部 → 市民等	ホームページ 電話・FAX 電子メール等	状況に応じて行う
交通機関の運行状況・道路交通状況・交通規制の実施状況	市災害警戒本部 → 市民・各支部等		
生活関連施設の運営状況(電気、ガス、上下水道)			
学校、病院など公共施設の運営状況			
その他の必要な事項			

イ 収集すべき情報

情報の種類	情報伝達ルート	手段	伝達の時期
気象庁からの新しい地震情報等	国・県・防災関係機関 → 市災害警戒本部	地域防災無線 防災行政無線 ホームページ 電話・FAX テレビ・ラジオ 電子メール	状況把握を継続的に行う。
交通機関の運行状況 道路交通状況	管理者・関係者 → 市災害警戒本部		
交通規制の状況	道路管理者・警察署 → 市災害警戒本部		
生活関連施設の運営状況(電気、ガス、上下水道)	管理者・関係者 → 市災害警戒本部		
学校、病院など公共施設の運営状況	管理者・関係者 → 市災害警戒本部		
物資の買い占め、その他の治安に関すること	各支部・市民等 → 市災害警戒本部		状況が発生したとき行う。
流言ひ語の状況等	各支部・市民等 → 市災害警戒本部		
防災関係機関及び事業所等の応急対策実施状況	防災関係機関・事業所等 → 市災害警戒本部		実施の状況に応じて行う。
応急対策の実施に必要な事項等	県 → 市災害警戒本部		
各種機関等の対応状況	各支部・各部班・市民等 → 市災害警戒本部		状況把握を継続的に行う。

(2) 予知情報の発表、警戒宣言の発令の段階

ア 伝達すべき情報

情報の種類	情報伝達ルート	手段	伝達の時期
予知情報・警戒宣言の内容の周知	市災害警戒本部 → 市民・各支部等	同報無線 地域防災無線 防災行政無線 ホームページ 電話・FAX 電子メール等	ア 予知情報の発表及び警戒宣言発令後、速やかに行う。 イ 状況に応じて行う。
避難の指示	市災害警戒本部 → 市民・各支部等	広報車・消防車 口頭	状況に応じて行う。
家庭の防災対策	市災害警戒本部 → 市民等		ア 予知情報の発表及び警戒宣言発令後、速やかに行う。 イ 状況に応じて行う。
自主防災活動の要請	市災害警戒本部 → 各支部 → 各自主防災組織		
応急対策の実施について(事業所等)	市災害警戒本部 → 事業所等		
交通機関の運行状況・道路交通状況・交通規制の実施状況	市災害警戒本部 → 市民・各支部等		

情報の種類	情報伝達ルート	手段	伝達の時期
生活関連施設の運営状況 (電気、ガス、上下水道)	市災害警戒本部 → 市民・各支部等	同報無線 地域防災無線 防災行政無線 ホームページ 電話・FAX 電子メール等 広報車・消防車 口頭	ア 予知情報の発表及び警戒宣言発令後、速やかに行う。 イ 状況に応じて行う。
学校、病院など公共施設の運営状況			
その他の必要な事項			

イ 収集すべき情報

情報の種類	情報伝達ルート	手段	伝達の時期
国・県などの新しい大規模地震関連情報等	国・県・防災関係機関 → 市災害警戒本部	地域防災無線 防災行政無線 消防無線 ホームページ 電話・FAX 電子メール テレビ・ラジオ 口頭	状況把握を継続的に行う。
避難の状況	各支部・避難所管理者・消防団 → 市災害警戒本部		ア 避難の開始及び完了時に行う。 イ 不測の事態が発生したとき行う。
交通機関の運行状況 道路交通状況 交通規制の状況	管理者・関係者 → 市災害警戒本部 道路管理者・警察署		状況把握を継続的に行う。
生活関連施設の運営状況 (電気、ガス、上下水道)	管理者・関係者 → 市災害警戒本部		状況が発生したとき行う。
学校、病院など公共施設の運営状況	管理者・関係者 → 市災害警戒本部		
物資の買い占め、その他の治安に関すること 流言ひ語の状況等	各支部・市民等 → 市災害警戒本部 各支部・市民等 → 市災害警戒本部		実施の状況に応じて行う。
防災関係機関及び事業所等の応急対策実施状況	防災関係機関・事業所等 → 市災害警戒本部		
応急対策の実施に必要な事項等	県 → 市災害警戒本部		状況把握を継続的に行う。
各種機関の対応状況	各支部・各部班・市民等 → 市災害警戒本部		

(3) 地震発生後の段階

ア 伝達すべき情報

情報の種類	情報伝達ルート	手段	伝達の時期
大規模地震関連情報の内容の周知	市災害対策本部 → 市民・各支部等	同報無線 地域防災無線 防災行政無線 ホームページ 電話・FAX 電子メール等 広報車・消防車 口頭	ア 地震発生後、速やかに行う。 イ 状況に応じて行う
避難の勧告及び指示	市災害対策本部 → 市民・各支部等		状況に応じて行う
家庭の防災対策	市災害対策本部 → 市民等		ア 地震発生後、速やかに行う。 イ 状況に応じて行う
自主防災活動の要請	市災害対策本部 → 各支部 → 各自主防災組織		状況に応じて行う
応急対策の実施について (事業所等)	市災害対策本部 → 事業所等		
交通機関の運行状況・道路 交通状況・交通規制の実施 状況	市災害対策本部 → 市民・各支部等		
生活関連施設の運営状況 (電気、ガス、上下水道)			
学校、病院など公共施設の 運営状況			
その他の必要な事項			

イ 収集すべき情報

情報の種類	情報伝達ルート	手段	伝達の時期
国・県からの大規模地震関連情報等	国・県・防災関係機関 → 市災害対策本部	地域防災無線 防災行政無線	増強把握を継続的に行う。
避難の状況	各支部・避難所管理者・消防団 → 市災害対策本部	消防無線 ホームページ 電話・FAX 電子メール	ア 避難の開始及び完了時に行う。 イ 不測の事態が発生したとき行う。
交通機関の運行状況 道路交通状況 交通規制の状況	管理者・関係者 → 市災害対策本部 道路管理者・警察署 → 市災害対策本部	テレビ・ラジオ 口頭	状況把握を継続的に行う。
生活関連施設の運営状況 (電気、ガス、上下水道)	管理者・関係者 → 市災害対策本部		
学校、病院など公共施設の運営状況	管理者・関係者 → 市災害対策本部		
物資の買い占め、その他の治安に関すること	各支部・市民等 → 市災害対策本部		状況が発生したとき行う。
流言ひ語の状況等	各支部・市民等 → 市災害対策本部		
防災関係機関及び事業所等の応急対策実施状況	防災関係機関・事業所等 → 市災害対策本部		実施の状況に応じて行う。
応急対策の実施に必要な事項等	県 → 市災害対策本部		
各種の被害状況及び対応状況	各支部・各部班・市民等 → 市災害対策本部		状況把握を継続的に行う。

<p>第2条例示</p> <p>日 分 年 月 時 気象庁地震火山部</p> <p>東海地震観測情報</p> <p>カラーレベルは青です。</p> <p>*** 見出し *** これは、東海地震に関連する調査情報(臨時)です</p> <p>東海地域の地殻変動データに通常と異なる変化を観測しています。気象庁では、想定される東海地震との関連性等、変化の原因について調査中です。 (平成23年3月24日から従来の東海地震観測情報を東海地震に関連する調査情報に変更しています。)</p> <p>*** 本文 *** 1. 観測データの状況 東海地域のひずみ観測点のうち、以下の観測点で有意な変化を観測しています。 浜松宮口(はまつみやぐち) ●日●●●時●●分頃から また、以下の観測点で若干の変化を観測しています。 浜松春野(はまつつはるの) 浜松佐久間(はまつさくま) 現在、東海地域の地震活動には特段の変化は見られません。</p> <p>気象庁では、地殻変動データの通常と異なる変化と想定される東海地震との関連性を調査するため、本日●●●時●●分頃から臨時の地震防災対策強化地域判定会を開催します。</p> <p>2. 防災上の留意事項 防災上、特段の対応はありません。テレビ・ラジオ等の情報に注意してください。</p> <p>次の情報は、本日●●●時●●分頃に発表予定です。 なお、新たな変化を確認した場合には随時発表します。</p> <p>これは、東海地震に関連する調査情報(臨時)です。 (東海地震に関連する調査情報 第 号) (東海地震に関連する情報 第 号)</p>
--

日 月 年
時 分
気象庁地震火山部

東海地震注意情報

**** 見出し ****
東海地震に関する調査情報(臨時)から東海地震注意情報に切り替えました。
カラーレベルは黄です。

東海地域の複数のひずみ観測点で有意な変化を観測しています。これらの変化は、想定される東海地震の前兆である可能性が高まっています。
政府や自治体等からの呼びかけや自治体等の防災計画に従って行動してください。

**** 本文 ****
1. 観測データの状況等
東海地域のひずみ観測点のうち、以下の観測点で有意な変化を観測しています。
浜松宮口(はまつみやぐち) ●●日●●時●●分頃から
浜松春野(はまつはるの) ●●日●●時●●分頃から
東海地域のひずみ観測点で有意な変化を観測している地点は、1カ所から2カ所となりました。
また、以下の観測点で若干の変化を観測しています。
浜松佐久間(はまつさくま)
新城浅谷(しんしろあさや)
これらの変化は次第に大きくなる傾向にあります。

2. 調査結果
気象庁では、●●時●●分に臨時の地震防災対策強化地域判定会を開催し、想定される東海地震のおそれについて検討しました。その結果、東海地域のひずみ観測点で観測している有意な変化は、プレート境界面での前兆すべり(想定震源域の断層の一部がゆつくりとすべり始める現象)である可能性が高まったと判断しました。

次の情報は、本日(●●日)●●時●●分頃に発表予定です。
なお、新たな変化を観測した場合には随時発表します。

この情報は東海地震注意情報です、東海地震予知情報ではありません。
(東海地震注意情報 第 号)
(東海地震に関連する情報 第 号)

日 月 年
時 分
気象庁地震火山部

東海地震予知情報

第2条例示(予知情報)

**** 見出し ****
カラーレベルは赤です。

今から2、3日間のうちに、想定される東海地震が発生するおそれがあります。
内閣総理大臣から警戒宣言が発表されています。東海地震の発生に十分警戒して、警戒宣言および自治体等の防災計画に従って行動してください。

**** 本文 ****
気象庁では、本日(●●日)●●時●●分から臨時の地震防災対策強化地域判定会を開催し、想定される東海地震発生のおそれについて検討しました。その結果を踏まえ、次の内容を内閣総理大臣に報告しました。

1. 報告内容
(1) 調査結果
今から2、3日間のうちに、駿河湾周辺から静岡県内陸域を震源域とする、マグニチュード8前後の大規模な地震、すなわち想定される東海地震が発生するおそれがあります。
震度は、静岡県、山梨県の一部で震度7、静岡県の一部で震度6強、山梨県、愛知県、神奈川県、長野県、岐阜県の一部を含む広い地域で震度6強または6弱となると予想されます。
また、太平洋沿岸の広い地域に津波が予想され、特に、伊豆半島南部から渥美半島の太平洋沿岸および伊豆諸島の一部では、5mから10m、ところによってはそれ以上の大津波となるおそれがあります。

(2) 理由
東海地域のひずみ観測点のうち、以下の3カ所の地殻変動データが大きく変化しています。
浜松宮口(はまつみやぐち)
浜松春野(はまつはるの)
浜松佐久間(はまつさくま)
気象庁では、臨時の地震防災対策強化地域判定会において、想定される東海地震発生のおそれについて検討しました。その結果、これらの現象は、想定震源域内のプレート境界面での前兆すべり(想定震源域の断層の一部がゆつくりとすべり始める現象)によるものと判断しました。
今後、この前兆すべりが拡大し、今から2、3日間のうちに、駿河湾周辺から静岡県内陸域を震源域とする大規模な地震、すなわち想定される東海地震が発生するおそれがあります。

2. 予想される地震の震源域、規模、震度および津波の高さ
震源域:駿河湾周辺から静岡県内陸域
規模:マグニチュード8前後
震度:震度7
震度6強6弱 静岡県および山梨県の一部
震度6強6弱 静岡県および山梨県、山梨県、愛知県、神奈川県、長野県、岐阜県の一部
震度5強 上記に隣接する周辺の地域

<p>津波の高さ： 5から10m 伊豆半島南部から渥美半島の太平洋沿岸および伊豆諸島の一部(ところによっては10m以上) 3m以上 志摩半島および相模湾・房総半島・熊野灘沿岸の一部 1m以上 その他、太平洋沿岸の広い地域</p> <p>3. 警戒事項 内閣総理大臣から警戒宣言が発せられています。東海地震の発生に十分警戒して、警戒宣言および自治体等の防災計画に従って行動してください。</p> <p>次の情報は、本日(●●日)●●時●●分頃に発表の予定です。 なお、新たな変化を観測した場合には随時発表します。 (東海地震予知情報 第 号) (東海地震に関連する情報 第 号)</p>	<p>第2条例示(地震災害警戒本部の設置)</p> <p>東海地震に係る地震災害警戒本部の設置について 年 月 日 閣議決定</p> <p>大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)第10条第1項の規定に基づき、下記により、臨時に 東海地震に係る地震警戒本部(以下「本部」という。)を設置する。 本部の名称、所管区域並びに設置の場所及び機関は、次のとおりとする。</p> <p>○名称 東海地震災害警戒本部 ○所管区域 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県の区域</p> <p>○設置場所 東京都(総理大臣官邸) ○設置期間 平成●●年●●月●●日から東海地震に係る非常災害対策本部若しくは緊急災害対策本部が設置されるまでの期間又は東海地震の地震災害に関する警戒解除宣言が発せられるまでの期間</p> <p>本部の構成は、次のとおりとする。 本部長 内閣総理大臣 副本部長 防災担当大臣 本部長及び副本部長以外のすべての国務大臣、内閣危機管理監並びに内閣府副大臣又は国務大臣以外の指定行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する者 本部の処務は、内閣府政策統括官(防災担当)において処理する。</p>
<p>第2条例示(警戒宣言)</p> <p>東海地震の地震災害に関する警戒宣言及び国民に対する呼びかけ (内閣総理大臣)</p> <p>本日前午●●時●●分、気象庁長官から、「二、三日以内に静岡県中部から遠州灘周辺を震源域とする東海地震が発生するおそれがある」との報告を受けました。このため、大規模地震対策特別措置法に基づき、地震災害に関する警戒宣言を發します。この地震が発生すると、静岡県、山梨県では震度七となるほか、広い範囲で非常に強い揺れが予想されます。また、伊豆半島南部から熊野灘沿岸にかけて五メートルから十メートル、ところによってはそれ以上の大津波が予想されるなど、東海地方を中心として広範囲で甚大な被害が見込まれます。</p> <p>政府といたしましても、直ちに私を本部長とする東海地震 地震災害警戒本部を設置し、自衛隊などの広域救援部隊を派遣するなど、被害を局限化し、国民の安全を確保するための地震防災応急対策に全力で取り組みます。</p> <p>被害が予想される地域の皆様は、警戒態勢をとり、関係機関の指示に従って落ち着いて行動してください。津波などの危険がある地域では、自治体の指示に従って避難してください。国民の皆様には、被害が予想される地域への旅行や電話は差し控えて下さい。</p> <p>また、自治体などの公的機関や百貨店、鉄道などの民間事業者においては、それぞれの計画に基づき、地震防災応急対策を実施してください。 今後も国民の皆様に必要な情報を提供していきますので、テレビ、ラジオや自治体の広報には注意してください。</p>	

資料3-4-2 広報文

第3条例示 伝達すべき情報等

広報文案一覧表

番号	伝達情報発表の内容及び状況	同報無線等 (音声情報)	ホームページ等 (文字情報)
【(1) 注意情報の発表の段階】			
1	注意情報の内容及びテレビ・ラジオの視聴呼びかけ (注意情報発表後～1時間以内)	広報番号1	広報番号2
2	注意情報の発表後(判定会開催中)の市民・自主防災組織・事業所への呼びかけ (注意情報発表の報告の放送終了後～1時間以内)	〃 3	〃 4
3	注意情報の発表後(判定会開催中)の市内各機関の対応状況及び市民への呼びかけ (注意情報発表の報告の放送終了後～1時間以内)	〃 5	〃 6
4	注意情報の解除のお知らせ (注意情報の解除発表後～1時間以内)	〃 7	〃 8
【(2) 予知情報の発表・警戒宣言の発令の段階】			
5	予知情報の発表・警戒宣言の発令の報告及び市民への呼びかけ (予知情報発表・警戒宣言発令後～1時間以内)	広報番号9	〃 10
6	予知情報発表・警戒宣言発令後の家庭・自主防災組織・事業所へ呼びかけ (予知情報発表・警戒宣言発令の報告後～発災まで)	〃 11	〃 12
7	予知情報の発表・警戒宣言の発令後の各機関の対応状況及び市民への呼びかけ (予知情報発表・警戒宣言発令の報告後～発災まで)	〃 13	〃 14
8	警戒解除宣言の発令のお知らせ (警戒解除宣言発令後～1時間以内)	〃 15	〃 16
9	避難地域への避難の呼びかけ (警戒宣言発令後：避難指示発令後～状況に応じて随時)	〃 17	〃 18
10	避難地域への避難解除の呼びかけ (避難指示の解除発令後～状況に応じて随時)	〃 19	〃 20
【(3) 地震発生後の段階】			
11	地震発生直後の注意呼びかけ (地震発生 サイレン吹鳴 直後)	広報番号21	〃 22
12	市長の市民への呼びかけ (地震発生直後～1時間以内)	〃 23	〃 24
13	地震発災後の各機関の対応状況及び市民への呼びかけ (地震発災後～繰り返し行う) * 最新情報を盛り込み、繰り返し広報する。	〃 25	〃 26
14	避難地域への避難の呼びかけ (地震発生直後：避難指示発令後～状況に応じて随時)	〃 27	〃 28
【(4) 津波注意報・警報発令の段階】			
15	津波注意報の発令の報告及び市民への呼びかけ (津波注意報発令後～1時間以内)	広報番号29	〃 30
16	津波警報の発令の報告及び市民への呼びかけ (津波警報発令後～1時間以内)	〃 31	〃 32

(1) 注意情報の発表の段階

広報番号	1	注意情報の内容及びテレビ・ラジオの視聴呼びかけ (注意情報発表後～1時間以内)
発表	同報無線・地域防災無線・防災行政無線	

袋井市役所からお知らせします。
先ほど、気象庁から東海地震注意情報が発表されました。
東海地域の地震観測データに異常が観測され、この異常が東海地震の前触れかどうかを判定するための判定会が招集されました。(開かれています。)
市民の皆さんは、テレビ・ラジオ・市役所のホームページなどにより、地震についての詳しい情報にご注意ください。

広報番号	2	注意情報の内容及びテレビ・ラジオの視聴呼びかけ (注意情報発表後～1時間以内)
発表	ホームページ・電話・FAX・電子メール等	

袋井市役所からお知らせします。
先ほど、気象庁から東海地震注意情報が発表されました。
*添付資料：東海地震注意情報の詳細文書を添付する。

東海地域の地震観測データに異常が観測され、この異常が東海地震の前触れかどうかを判定するための判定会が招集されました。(開かれています。)
市民の皆さんは、テレビ・ラジオなどにより、地震についての詳しい情報にご注意ください。

広報番号	3	注意情報の発表後(判定会開催中)の市民・自主防災組織・事業所への呼びかけ (注意情報発表の報告の放送終了後～1時間以内)
発表	同報無線・地域防災無線・防災行政無線	

袋井市役所からお知らせします。
現在、東海地震注意情報が発表されています。

ただいまのところ、まだ東海地震が起きるかどうか分かりませんが、万一に備えて、次のような準備をしてください。

市民の皆さんは、万一に備えて、食料などの非常持ち出し品を確認したり、安全確保に努めましょう。
自主防災隊の役員の皆さんは、子供やお年寄り、からだの不自由な人の安全を図る準備をしてください。
各事業所では、防災応急計画に従って対策を実施できるよう準備してください。
車の使用は、できるだけ控え、引き続き、テレビ・ラジオの放送にご注意ください。

広報番号	4	注意情報の発表後(判定会開催中)の市民・自主防災組織・事業所への呼びかけ (注意情報発表の報告の放送終了後～1時間以内)
発表	ホームページ・電話・FAX・電子メール等	

袋井市役所からお知らせします。
現在、東海地震注意情報が発表されています。
*添付資料：東海地震注意情報の詳細文書を添付する。

ただいまのところ、まだ東海地震が起きるかどうか分かりませんが、万一に備えて、次のような準備をしてください。

市民の皆さんは、万一に備えて、食料などの非常持ち出し品を確認したり、安全確保に努めましょう。
*添付文書：非常持ち出し品リストや備蓄品リストの文書を添付する。

自主防災隊の役員の皆さんは、子供やお年寄り、からだの不自由な人の安全を図る準備をしてください。
各事業所では、防災応急計画に従って対策を実施できるよう準備してください。
車の使用は、できるだけ控え、引き続き、テレビ・ラジオの放送にご注意ください。

広報番号	5	注意情報の発表後（判定会開催中）の市内各機関の対応状況及び市民への呼びかけ（注意情報発表の報告の放送終了後～1時間以内）
発表		同報無線・地域防災無線・防災行政無線

袋井市役所からお知らせします。
現在、東海地震注意情報が発表されています。

ただいまのところ、まだ東海地震が起きるかどうかわかりませんが、市役所などでは、次のような対応をしています。

- ・市役所では、災害警戒本部の設置準備を進めています。
- ・消防署や消防団は、いつでも出動できる体制をとっています。
- ・J R東海道線やバスは平常通り運転しています。
- ・市内の保育園や幼稚園、学校では、児童の引き取りをはじめています。

車の使用は、できるだけ控え、引き続き、テレビ・ラジオの放送にご注意ください。

広報番号	6	注意情報の発表後（判定会開催中）の市内各機関の対応状況及び市民への呼びかけ（注意情報発表の報告の放送終了後～1時間以内）
発表		ホームページ・電話・FAX・電子メール等

袋井市役所からお知らせします。
現在、東海地震注意情報が発表されています。
*添付資料：東海地震注意情報の詳細文書を添付する。

ただいまのところ、まだ東海地震が起きるかどうかわかりませんが、市役所などでは、次のような対応をしています。

- ・市役所では、災害警戒本部の設置準備を進めています。
 - ・消防署や消防団は、いつでも出動できる体制をとっています。
 - ・J R東海道線やバスは平常通り運転しています。
 - ・市内の保育園や幼稚園、学校では、児童の引き取りをはじめています。
- *各施設・機関の対応状況の詳細文書を添付する。

車の使用は、できるだけ控え、引き続き、テレビ・ラジオの放送にご注意ください。

広報番号	7	注意情報の解除のお知らせ (注意情報の解除発表後～1時間以内)
発表		同報無線・地域防災無線・防災行政無線

袋井市役所からお知らせします。
先ほど、気象庁から発表された東海地震注意情報は解除されました。

東海地震の心配はありませんが、市民の皆さんは、テレビ・ラジオ・市役所のホームページなどにより、地震についての詳しい情報にご注意ください。

広報番号	8	注意情報の解除のお知らせ (注意情報の解除発表後～1時間以内)
発表	ホームページ・電話・FAX・電子メール等	

袋井市役所からお知らせします。

先ほど、気象庁から発表された東海地震注意情報は解除されました。

*添付資料：東海地震注意情報の解除の詳細文書を添付する。

東海地震の心配はありませんが、市民の皆さんは、テレビ・ラジオ・市役所のホームページなどにより、地震についての詳しい情報にご注意ください。

(2) 予知情報の発表・警戒宣言の発令の段階

広報番号	9	予知情報の発表・警戒宣言の発令の報告及び市民への呼びかけ (予知情報発表・警戒宣言発令後～1時間以内)
発表	同報無線・地域防災無線・防災行政無線・広報車等	

袋井市地震災害警戒本部からお知らせします。

先ほど、テレビ・ラジオで報道されましたように、東海地震予知情報及び東海地震警戒宣言が発令されました。

その内容は、_____以内に_____を震源域とする大規模な地震が発生するおそれがあるというものです。

このため市では、地震災害に備えた警戒本部を設置しました。

市民の皆さんには、冷静沈着な対応で、被害を最小限に食い止めましょう。

この地震により、津波の恐れがあります。海岸に近づかないでください。

今後、テレビ・ラジオなどの情報に十分注意し、自主防災隊のリーダーの指導にしたがって、それぞれの地域でお互いに力を合わせ、一人ひとりが責任ある冷静な行動をされるようお願いします。

広報番号	10	予知情報の発表・警戒宣言の発令の報告及び市民への呼びかけ (予知情報発表・警戒宣言発令後～1時間以内)
発表	ホームページ・電話・FAX・電子メール等	

袋井市地震災害警戒本部からお知らせします。

先ほど、テレビ・ラジオで報道されましたように、東海地震予知情報及び東海地震警戒宣言が発令されました。

その内容は、_____以内に_____を震源域とする大規模な地震が発生するおそれがあるというものです。

*添付資料：東海地震予知情報及び警戒宣言の詳細文書を添付する。

このため市では、地震災害に備えた警戒本部を設置しました。

市民の皆さんには、冷静沈着な対応で、被害を最小限に食い止めましょう。

この地震により、津波の恐れがあります。海岸に近づかないでください。

今後、テレビ・ラジオなどの情報に十分注意し、自主防災隊のリーダーの指導にしたがって、それぞれの地域でお互いに力を合わせ、一人ひとりが責任ある冷静な行動をされるようお願いします。

*添付文書：非常持ち出し品リストや備蓄品リストの文書や地震に備えた対応文書を添付する。

広報番号	11	予知情報発表・警戒宣言発令後の家庭・自主防災組織・事業所へ呼びかけ (予知情報発表・警戒宣言発令の報告後～発災まで)
発表	同報無線・地域防災無線・防災行政無線・広報車等	

袋井市地震災害警戒本部から、お知らせします。

地震の激しい揺れは、数分続きます。

市民の皆さんは、各家庭で被害を最小限にするため、安全確保を第一に、火の始末や食料などの非常持ち出し品の確認など、地震に備えてください。

次に、自主防災隊の役員の方をお願いします。
地区の皆さんと協力し、機材の準備、連絡体制の整備など防災活動を進めてください。

次に、工場や事業所などの管理者の方をお願いします。
危険物の点検、火元の始末や避難誘導など、応急の措置を実施してください。

広報番号	12	予知情報発表・警戒宣言発令後の家庭・自主防災組織・事業所へ呼びかけ (予知情報発表・警戒宣言発令の報告後～発災まで)
発表	ホームページ・電話・FAX・電子メール等	

袋井市地震災害警戒本部から、お知らせします。

地震の激しい揺れは、数分続きます。

市民の皆さんは、各家庭で被害を最小限にするため、安全確保を第一に、火の始末や食料などの非常持ち出し品の確認など、地震に備えてください。

*添付文書：非常持ち出し品リストや備蓄品リストの文書や地震に備えた対応文書を添付する。

次に、自主防災隊の役員の方をお願いします。
地区の皆さんと協力し、機材の準備、連絡体制の整備など防災活動を進めてください。

次に、工場や事業所などの管理者の方をお願いします。
危険物の点検、火元の始末や避難誘導など、応急の措置を実施してください。

広報番号	13	予知情報の発表・警戒宣言の発令後の各機関の対応状況及び市民への呼びかけ (予知情報発表・警戒宣言発令の報告後～発災まで)
発表	同報無線・地域防災無線・防災行政無線・広報車等	

袋井市地震災害警戒本部から、お知らせします。

- ・市役所では、災害警戒本部を設置し、防災体制をとっています。
- ・消防署や消防団は、いつでも出動できる体制をとっています。
- ・JR東海道線やバスは、運転を中止しています。
- ・道路は、交通規制により、緊急車両優先となっています。
- ・市内の保育園、幼稚園、学校は、休校となっています。

市内の各機関の詳しい対応状況は、防災本部、市内各地区の支部で確認してください。

電話や車の使用は、できるだけ控えてください。
引き続き、テレビ・ラジオの情報に十分注意し、地震に備えて、地域で助け合い、一人ひとりが責任ある、冷静な行動をされるようお願いします。

広報番号	14	予知情報の発表・警戒宣言の発令後の各機関の対応状況及び市民への呼びかけ (予知情報発表・警戒宣言発令の報告後～発災まで)
発表	ホームページ・電話・FAX・電子メール等	

袋井市地震災害警戒本部から、お知らせします。

- ・市役所では、災害警戒本部を設置し、防災体制をとっています。
- ・消防署や消防団は、いつでも出動できる体制をとっています。
- ・JR東海道線やバスは、運転を中止しています。
- ・道路は、交通規制により、緊急車両優先となっています。
- ・市内の保育園、幼稚園、学校は、休校となっています。

*各施設・機関の対応状況の詳細文書を添付する。

市内の各機関の詳しい対応状況は、防災本部、市内各地区の支部で確認してください。

電話や車の使用は、できるだけ控えてください。
引き続き、テレビ・ラジオの情報に十分注意し、地震に備えて、地域で助け合い、一人ひとりが責任ある、冷静な行動をされるようお願いします。

*添付文書：非常持ち出し品リストや備蓄品リストの文書や地震に備えた対応文書を添付する。

広報番号	15	警戒解除宣言の発令のお知らせ (警戒解除宣言発令後～1時間以内)
発表	同報無線・地域防災無線・防災行政無線	

袋井市災害警戒本部からお知らせします。
内閣府から発表された東海地震の警戒宣言は解除されました。

東海地震の心配はありませんが、市民の皆さんは、引き続き冷静沈着な行動をお願いします。
また、今後も、テレビ・ラジオ・市役所のホームページなどにより、詳しい情報にご注意ください。

広報番号	16	警戒解除宣言の発令のお知らせ (警戒解除宣言発令後～1時間以内)
発表	ホームページ・電話・FAX・電子メール等	

袋井市災害警戒本部からお知らせします。
内閣府から発表された東海地震の警戒宣言は解除されました。

東海地震の心配はありませんが、市民の皆さんは、引き続き冷静沈着な行動をお願いします。
また、今後も、テレビ・ラジオ・市役所のホームページなどにより、詳しい情報にご注意ください。

広報番号	17	避難地域への避難の呼びかけ (警戒宣言発令後：避難の各国・指示発令後～状況に応じて随時)
発表	同報無線・地域防災無線・防災行政無線	

袋井市地震災害警戒本部からお知らせします。
一部地域の避難勧告についてお知らせします。

_____地区(自治会)の_____付近の皆さんは、避難所の_____への避難を開始してください。(2度繰り返し)

持ち物は、なるべく少なくし、車での避難は、絶対やめてください。
避難は、警察、消防署、消防団、自主防災隊などの誘導に従い、地域で助け合い、一人ひとりが責任ある、冷静な行動をしてください。
避難する場合は、ガスの元栓、電気のブレーカー、水道の蛇口を閉めて避難してください。

広報番号	18	避難地域への避難の呼びかけ (警戒宣言発令後：避難の各国・指示発令後～状況に応じて随時)
発表	ホームページ・電話・FAX・電子メール等	

袋井市地震災害警戒本部からお知らせします。
一部地域の避難勧告についてお知らせします。

_____地区(自治会)の_____付近の皆さんは、避難所の_____への避難を開始してください。

持ち物は、なるべく少なくし、車での避難は、絶対やめてください。
避難は、警察、消防署、消防団、自主防災隊などの誘導に従い、地域で助け合い、一人ひとりが責任ある、冷静な行動をしてください。
避難する場合は、ガスの元栓、電気のブレーカー、水道の蛇口を閉めて避難してください。

広報番号	19	避難地域への避難解除の呼びかけ (避難の勧告・指示の解除発令後～状況に応じて随時)
発表	同報無線・地域防災無線・防災行政無線	

袋井市地震災害警戒本部からお知らせします。
一部地域の避難勧告の解除についてお知らせします。

_____地区(自治会)の_____付近の皆さんへの避難の勧告・指示は、解除されました。
(2度繰り返し)

自宅への帰宅は、道路などの安全に十分注意してください。

広報番号	20	避難地域への避難解除の呼びかけ (避難の勧告・指示の解除発令後～状況に応じて随時)
発表	ホームページ・電話・FAX・電子メール等	

袋井市地震災害警戒本部からお知らせします。
一部地域の避難勧告の解除についてお知らせします。

_____地区(自治会)の_____付近の皆さんへの避難の勧告・指示は、解除されました。

自宅への帰宅は、道路などの安全に十分注意してください。

(3) 地震発生後の段階

広報番号	21	地震発生直後の注意呼びかけ (地震発生 サイレン吹鳴 直後)
発表	同報無線・地域防災無線・防災行政無線	

* 東海地震発生サイレン(手動サイレン)
サイレン15秒吹鳴、6秒休止(3回繰り返し)

袋井市災害対策本部からお知らせします。
只今、東海地方に大きな地震がありました。
海岸では、津波に注意してください。

市民の皆さん、自主防災隊及び事業所では、直ちにケガ人の救出や消火活動、危険物などによる2次災害の防止など、災害応急活動を実施してください。

今後、余震が続くと思われます。
余震は、本震ほど大きくなることはありませんが、十分注意してください。

地震の情報につきましては、わかり次第お知らせします。

広報番号	22	地震発生直後の注意呼びかけ (地震発生 サイレン吹鳴 直後)
発表	ホームページ・電話・FAX・電子メール等	

袋井市災害対策本部からお知らせします。
 只今、東海地方に大きな地震がありました。
 *添付資料：大地震（東海地震）関連情報の詳細文書を添付する。

海岸では、津波に注意してください。

市民の皆さん、自主防災隊及び事業所では、直ちにケガ人の救出や消火活動、危険物などによる2次災害の防止など、災害応急活動を実施してください。

今後、余震が続くと思われます。
 余震は、本震ほど大きくなることはありませんが、十分注意してください。

地震の情報につきましては、わかり次第お知らせします。

広報番号	23	市長の市民への呼びかけ (地震発生直後～1時間以内)
発表	同報無線・地域防災無線・防災行政無線	

袋井市災害対策本部からお知らせします。
 私は、袋井市長の〇〇〇〇です。
 先ほどの地震により、袋井市は広範囲にわたって大きな被害を受けました。
 この地震は、_____を震源域とする大規模地震であり、当市の震度は_____でした。
 市では、直ちに災害対策本部を設置して全職員をあげて対応にあたっています。
 (また、自衛隊に災害派遣の応援要請をいたしました。)

今後、なお余震は続くものと思われませんが、自主防災隊を中心に、地域で助け合い、一人ひとりが責任ある、冷静な行動をしてください。

地震による被害がいかに大きくとも、市民の皆さんが勇気と熱意を持ち、力を合わせれば、私たちの郷土の復興は必ず達成できるものと確信します。

各地における救援状況、交通規制などの情報は、分かり次第提供しますので、状況を確認、冷静な行動をお願いします。

広報番号	24	市長の市民への呼びかけ (地震発生直後～1時間以内)
発表	ホームページ・電話・FAX・電子メール等	

袋井市災害対策本部からお知らせします。
 私は、袋井市長の〇〇〇〇です。
 先ほどの地震により、袋井市は広範囲にわたって大きな被害を受けました。
 この地震は、_____を震源域とする大規模地震であり、当市の震度は_____でした。
 市では、直ちに災害対策本部を設置して全職員をあげて対応にあたっています。
 (また、自衛隊に災害派遣の応援要請をいたしました。)

今後、なお余震は続くものと思われませんが、自主防災隊を中心に、地域で助け合い、一人ひとりが責任ある、冷静な行動をしてください。

地震による被害がいかに大きくとも、市民の皆さんが勇気と熱意を持ち、力を合わせれば、私たちの郷土の復興は必ず達成できるものと確信します。

各地における救援状況、交通規制などの情報は、分かり次第提供しますので、状況を確認、冷静な行動をお願いします。

広報番号	25	地震発災後の各機関の対応状況及び市民への呼びかけ (地震発災後～繰り返し行う) * 最新情報を盛り込み、繰り返し広報する。
発表	同報無線・地域防災無線・防災行政無線	

袋井市災害対策本部から、お知らせします。

- ・市役所では、災害対策本部を設置し、防災体制をとっています。
- ・消防署や消防団は、いつでも出動できる体制をとっています。
- ・J R東海道線やバスは、運転を中止しています。
- ・道路は、交通規制により、緊急車両優先となっています。
- ・市内の保育園、幼稚園、学校は、休校となっています。

市内の各機関の詳しい対応状況は、防災本部、市内各地区の支部で確認してください。

電話や車の使用は、できるだけ控えてください。

引き続き、テレビ・ラジオの情報に十分注意し、余震に備えて、地域で助け合い、一人ひとりが責任ある、冷静な行動をされるようお願いします。

広報番号	26	地震発災後の各機関の対応状況及び市民への呼びかけ (地震発災後～繰り返し行う) * 最新情報を盛り込み、繰り返し広報する。
発表	ホームページ・電話・FAX・電子メール等	

袋井市災害対策本部から、お知らせします。

- ・市役所では、災害対策本部を設置し、防災体制をとっています。
- ・消防署や消防団は、いつでも出動できる体制をとっています。
- ・J R東海道線やバスは、運転を中止しています。
- ・道路は、交通規制により、緊急車両優先となっています。
- ・市内の保育園、幼稚園、学校は、休校となっています。
- ・各施設・機関の対応状況の詳細文書を添付する。

市内の各機関の詳しい対応状況は、防災本部、市内各地区の支部で確認してください。

電話や車の使用は、できるだけ控えてください。

引き続き、テレビ・ラジオの情報に十分注意し、余震に備えて、地域で助け合い、一人ひとりが責任ある、冷静な行動をされるようお願いします。

広報番号26の添付文書（例示：ホームページなどの文字情報）

◇交通機関（J R東海道線、バス）

全面ストップ、点検中、旅行者の対応措置、復旧見通しなど。

◇道路規制

通行不能箇所、規制箇所、通行可能箇所など。

◇都市ガス

「都市ガスは現在ガス管の被害を調査中です。ガス器具はガス会社が、各家庭のガス設備を点検し、安全が確認されるまで使用できません。」、復旧見通しなど。

◇電気

停電地区、通電火災の注意、復旧見通しなど。

◇電話

不通地区、特設公衆電話の設置箇所、災害用伝言ダイヤル「171」の利用、復旧見通しなど。

◇水道

断水地区、応急給水実施箇所及び時間、復旧見通しなど。

◇下水道

被害状況に伴う水洗トイレ等の使用中止（仮設トイレ及び素掘便所等での対応）、応急復旧に伴う水洗トイレ等の使用再開日、復旧見通しなど。

◇し尿収集業務

施設及び道路の被害により収集業務ができない地区の仮設トイレ及び素掘便所等での対応、応急復旧状況に伴う地区別のし尿収集業務再開日、復旧見通しなど。

◇ごみ収集業務

施設及び道路の被害により収集業務ができない地区の自家処理又はごみの仮置き場への分別搬出等での対応、応急復旧状況に伴う地区別のごみ収集業務再開日、復旧見通しなど。

◇がれき、残骸物処理

がれき、残骸物処理時における分別（可燃物、不燃物等）搬出及び搬出先（仮置き場等）、搬出方法。

◇学 校

「〇〇小、中学校は、休校中です。」
 「〇〇小、中学校は、明日から授業を開始します。給食については、地域住民の協力による炊き出しにより実施します。」など。

◇金融機関及びガソリンスタンド

営業開始日など。

◇食料及び日用品の配分

食料及び日用品の配分は、緊急物資調達先、県及び他市町村等の災害応援により大量に配分可能となった場合に、配分実施場所及び時間を広報する。

◇救急医療

救護施設の被災状況及び患者対応状況を確認し、患者の受け入れが可能な救護施設のみ広報する。
 県及び他市町村等の災害応援により、あらかじめ決められた救護施設以外の場所での救護活動が可能となった場合に、実施場所を広報する。
 輸血用血液が不足し、献血者を募集する場合、献血実施場所及び時間を広報する。

◇その他

各機関の要請に応じた内容を広報する。

* 災害用伝言ダイヤル「171」

N T Tでは、災害時の電話回線のふくそうを緩和するため、災害時に限定して（震度6弱以上の地震が発生したとき、又は地震以外の自然災害で電話が相当混み合っているとき）声の伝言板のサービスを行う。
 伝言の登録、再生方法は、サービス実施時に「171」をダイヤルすれば、ガイダンスが流れるため、その指示に従って登録、再生を行う。

* 食料及び日用品の配分

ただし、地震対策編第4編「地震防災応急対策」第10章「地域への救援活動」による警戒宣言発令時の対応、地震対策編第5編「災害応急対策」第10章「地域への救援活動」及び一般対策編第3章「災害応急対策計画」第8節「食料供給計画」に、配分対象となる人及び災害救助法に基づく市の実施事項等が記載されているため、事前に放送内容を十分検討すること。

広報番号	27	避難地域への避難の呼びかけ (地震発生直後：避難の勧告・指示発令後～状況に応じて随時)
発 表	同報無線・地域防災無線・防災行政無線	

袋井市災害対策本部からお知らせします。
 一部地域の避難勧告についてお知らせします。

_____地区（自治会）の_____付近の皆さんは、避難所の_____への避難を開始してください。（2度繰り返し）

持ち物は、なるべく少なくし、車での避難は、絶対やめてください。

避難は、警察、消防署、消防団、自主防災隊などの誘導に従い、地域で助け合い、一人ひとりが責任ある、冷静な行動をしてください。

避難する場合は、ガスの元栓、電気のブレーカー、水道の蛇口を閉めて避難してください。

広報番号	28	避難地域への避難の呼びかけ (地震発生直後：避難の勧告・指示発令後～状況に応じて随時)
発表	ホームページ・電話・FAX・電子メール等	

袋井市災害対策本部からお知らせします。
一部地域の避難勧告についてお知らせします。

_____地区(自治会)の_____付近の皆さんは、避難所の_____への避難を開始してください。

持ち物は、なるべく少なくし、車での避難は、絶対やめてください。
避難は、警察、消防署、消防団、自主防災隊などの誘導に従い、地域で助け合い、一人ひとりが責任ある、冷静な行動をしてください。
避難する場合は、ガスの元栓、電気のブレーカー、水道の蛇口を閉めて避難してください。

(4) 津波注意報・警報(大津波警報)発表の段階

広報番号	29	津波注意報の発表の報告及び市民への呼びかけ (津波注意報発表後～1時間以内)
発表	同報無線・地域防災無線・防災行政無線	

袋井市役所からお知らせします。

本日、午前(午後)●●時●●分、静岡県沿岸に津波注意報が発表されました。
津波の恐れがありますので、海岸付近及び河口付近には、近づかないでください。
津波到達予想時間は、午前(午後)●●時●●分頃、津波の高さは、●mの予想です。

* 注意情報発表直後は、全市域に放送する。

その後、注意報解除前までは、津波対応用マスト(海岸沿い5本)で、必要に応じて放送する。
注意報が解除された場合は、全市域に注意報解除の放送を行う。

広報番号	30	津波注意報の発表の報告及び市民への呼びかけ (津波注意報発表後～1時間以内)
発表	ホームページ・電話・FAX・電子メール等	

袋井市役所からお知らせします。

本日、午前(午後)●●時●●分、静岡県沿岸に津波注意報が発表されました。
津波の恐れがありますので、海岸付近及び河口付近には、近づかないでください。
津波到達予想時間は、午前(午後)●●時●●分頃、津波の高さは、●mの予想です。

* 添付資料：津波注意報の詳細文書を添付する。

広報番号	31	津波警報(大津波警報)の発表の報告及び市民への呼びかけ (津波警報(大津波警報)発表後～1時間以内)
発表	同報無線・地域防災無線・防災行政無線	

袋井市役所からお知らせします。

本日、午前(午後)●●時●●分、静岡県沿岸に津波警報(大津波警報)が発表されました。
津波の危険がありますので、海岸付近及び河口付近にいる方は、
直ちに、安全な場所まで避難してください。

* 警報発表直後は、全市域に放送する。

その後、警報解除前までは、津波対応用マスト(海岸沿い5本)や津波浸水想定区域内のマストで、必要に応じて放送する。

警報が解除された場合は、全市域に警報解除の放送を行う。

広報番号	32	津波警報(大津波警報)の発表の報告及び市民への呼びかけ (津波警報(大津波警報)発表後～1時間以内)
発表	ホームページ・電話・FAX・電子メール等	

袋井市役所からお知らせします。

本日、午前(午後)●●時●●分、静岡県沿岸に津波警報(大津波警報)が発表されました。
津波の危険がありますので、海岸付近及び河口付近にいる方は、
直ちに、安全な場所まで避難してください。

資料3-5-1 情報(被害状況)報告書

様式第5号

本部FAX番号
(デジタルFAX)【8099】
(NTTFAX)【86-5522】【86-3785】

情報連絡票

受付番号(情報班)	
第	号

各支部発信番号	
()	支部 第 号

通報者	住民	支部員	自主防	関係機関	その他()
氏名	連絡先(電話)				
通報日時	年	月	日	午前・午後	時 分
通報区分	安否	被害	火災、救出	物資	情報提供 ・ その他
場所					ゼンリン地図 ()ページ ()の()

【情報班】又は【各支部・各班】

通報内容

(※要約部分を蛍光ペン等で明示)

情報整理 対策検討案件 ライフライン等情報 対応不要案件

対応検討 市 防災関係機関 連携対応 保留

【総務班】

対応部署【主担当】

★危機管理部(統括班) ★総務部(総務班・支援対応班) ★地域支援部(地域支援班)
 ★企画部(秘書班・広報班・物資調達班・情報班)
 ★財政部(経理財政班・調査班)
 ★総合健康部(救護衛生班・地域医療班)
 ★市民生活部(市民班・生活支援班・要配慮者支援班) ★産業部(農政班・商工班)
 ★環境水道部(環境衛生班・水道班) ★都市建設部(建築住宅班・建設班)
 ★教育部(学校教育班・教育総務班) ★支部()
 ★警備部 ★消防団 ★その他(県・国・自衛隊・警察・ボランティア・民間)

【副担当】 () ・ () ・ ()

【各部長】

指示内容

《対応状況》 対応日時 月 日 午前・午後 時 分

【対応部署】

《対応完了》 完了日時 月 日 午前・午後 時 分

資料 3 - 5 - 3 被害状況報告集計表 (支部用)

(様式第7号)

被害状況報告集計表 (支部用)

本部供覧	本部長	副本部長	正副本部長補佐	財政部長							
情報経路	支部 (様式第8-2号の集計・報告) → 情報班 → 経理財政係 (合計転記) → 財政部長 (報告) → 本部長 → 統括班 (回収)										
発信者	支部	氏名			報告回数	第	回				
発信日時	年	月	日	午前・午後	時	分					
	(年	月	日	午前・午後	時	分現在)					
受信者	班	係			氏名						
受信日時	年	月	日	午前・午後	時	分					
区分	(自治会名) 自主防災隊	((((((((((
	【合計】))))))))))
人的被害											
死者	人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
行方不明者	人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
重傷者	人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
軽傷者	人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
負傷者小計	人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
住家の被害											
全壊	棟	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
又は全焼	世帯	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
半壊	棟	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
又は半焼	世帯	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一部損壊	棟	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	世帯	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
床上浸水	棟	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	世帯	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
床下浸水	棟	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	世帯	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
非住家被害											
官公署・庁舎等	棟	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
倉庫・	棟	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
車庫等	棟	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

田畑被害												
田ノ流失・埋没	ha	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
田ノ冠水	ha	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
畑ノ流失・埋没	ha	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
畑ノ冠水	ha	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

その他の被害												
文教施設	箇所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
病院	箇所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
道路	箇所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
橋梁	箇所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
河川	箇所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
砂防	箇所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
清掃施設	箇所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
山(崖)崩れ	箇所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉄道不通	箇所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
水道	戸	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
下水道	箇所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
電話	回線	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
電気	戸	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ガス	戸	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ブロック塀	箇所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

火災												
建物	件	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
危険物	件	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	件	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

り災												
り災世帯	世帯	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
り災者数	人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

備考

※次の被害があった場合は、被災者の住所、氏名、被害状況を記入してください。

- ・ 人的被害
- ・ 住家の全壊
- ・ 住家の半壊
- ・ 住家の一部損壊
- ・ 床上、床下浸水
- ・ 非住家の全壊
- ・ 非住家の半壊

資料3-5-4 被害状況報告集計表(経理財政係用)

(様式第6号)

被害状況報告集計表(経理財政係用)

本部供覧	本部長		副本部長		正副本部長補佐		財政部長			
情報経路	経理財政係(集計) → 財政部長(報告) → 本部長 → 統括係(回収)									

担当	財政部 経理財政班 経理財政係	発信時刻	年 月 日 時 分
報告回数	第 回		月 日 時 分(現在)

区分	支 部 名	合計件数	支 部																	
人的被害	死者	人																		
	行方不明者	人																		
	負傷者	重傷者	人																	
		軽傷者	人																	
	小計	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
住家の被害	棟数世帯数及び人員	全壊又は全焼	棟																	
			世帯																	
			人																	
	半壊及び半焼	棟																		
		世帯																		
		人																		
	一部破損	棟																		
		世帯																		
		人																		
	床上浸水	棟																		
		世帯																		
		人																		
床下浸水	棟																			
	世帯																			
	人																			
非住家被害	官公署・庁舎等	棟																		
	倉庫・車庫等	棟																		

資料3-6-1 被害程度の認定基準

分類	被害項目	記入要領（「災害による被害報告について」）	記入上の留意事項	
人的被害	共通		被害者の居住する市町と被害発生場所の市町が異なる場合は、被害発生場所の市町が計上する。	
	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者	当該災害による負傷者が、発災後48時間以内に死亡した場合は、「死者」として計上する。	
	災害関連死	当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したと認められるもの。（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものを除く。）	報告は、「死者」に対する内数として計上する。	
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者		
	負傷者	重傷者	当該災害により受傷し、医師の治療を受け又は受ける必要がある者のうち、1か月以上の治療を要する見込みの者	「重症」「中等症」「軽症」と混同しないこと。
		軽傷者	当該災害により受傷し、医師の治療を受け又は受ける必要がある者のうち、1か月未満で治療できる見込みの者	負傷程度・部位・加療期間について、可能な限り診断した医師又は病院等から正確な情報を得て適切に計上すること。
建物被害	共通	「住家」とは、現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。 「非住家」とは、住家以外の建物で、他の被害箇所項目に属さないものとし、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを計上する。	別荘・空き家等で、現に人が居住していない場合は、「非住家」となる。 通常「非住家」と認められる店舗や倉庫等であっても、人が居住している場合で、当該居住部分に被害が生じた場合は、「住家被害」として計上する。 なお、店舗や倉庫等のみの被害の場合は「非住家」として取り扱うが、両方に被害が及んでいる場合は、「住家被害」として計上し、非住家被害としては計上しない。 また、店舗併用住宅や店舗複合型マンション等についても同様とする。「棟」とは、一つの独立した建物をいい、離れ、納屋、倉庫等は、母屋とは別に各1棟として取り扱う。ただし、ごく小規模なものは除く。また、二つ以上の建物が渡り廊下等で接続している場合にも各1棟として計上する。 アパート、マンション等の集合住宅が被害を受けた場合は、被災棟数は「1」とし、被災世帯数はその建物に居住する世帯数を計上する。	
	住家被害	全壊	住家が、その居住のための基本的機能を喪失した、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積が、その住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。	
		半壊	住家が、その居住のための基本的機能の一部を喪失した、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。	屋根瓦の相当部分が落ちた様な場合は、「一部破損」となるが、屋根の主要部分に被害が生じた場合は、「半壊」以上として取り扱う。
		一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。 ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。	
		床上浸水	住家の床より上に浸水したものと全壊・半壊には該当しないが、土砂・竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。	アパート、マンション等の集合住宅で2階建て以上の建物の被災世帯は次のように取り扱う。 ① 1階部分が床下浸水の場合、1階に居住する世帯のみでなく、その建物に居住する世帯数を「床下浸水」に計上する。 ② 1階部分が床上浸水の場合、1階に居住する世帯数は「床上浸水」に計上し、2階以上に居住する世帯数は、「床下浸水」に計上する。
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。	店舗・事務所等複合型マンションで2階建て以上の建物の被災世帯は、1階部分の店舗等が床上・床下浸水したとしても、2階以上に居住する世帯数を「床下浸水」として計上する。	
	非住家被害	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等で公用又は公共の用に供する建物とする。	
		その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。	「建物」とは、建築基準法第2条に規定する建築物及び特殊建築物とする。非住家は全壊または半壊のみ記入
	その他の被害	田畑	流出・埋没	田畑の耕土が流出し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
			冠水	稲等の作物の先端が見えなくなる程度に水に浸かったものとする。
学校		小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。	学校教育法第1条に規定する学校の建物被害とする。 一つの学校内で、校舎、体育館等複数の施設が被害を受けた場合でも、1箇所として計上する。	
病院		医療法に規定する「病院」とする。	20人以上の患者を入院させるための施設を有するものであって、診療所等は含まない。	
道路		道路法第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。	高速自動車国道、一般国道、県道、市町道等の一般交通の用に供する道で、トンネル、渡船施設は含むが、農業用道路や林道等は含まない。 次の被害について計上し、冠水は含まない。 ① かけ崩れ等による道路の埋没 ② 土砂流出等による道路の陥没 ③ 土砂流出等による路肩の崩壊 ④ その他	
その他の被害	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。	橋長が2メートル以上の次の被害について計上する。 ① 橋桁の落下又は相当程度の被害 ② 橋を支える橋台の破損 ③ 橋を支える橋脚の破損 ④ 河川の増水等による越水	

分類	被害項目	記入要領（「災害による被害報告について」）	記入上の留意事項
その他の被害	河川	河川法が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理に必要な堤防、護岸、水利、床上、その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。	次の被害について計上し、溢水は含まない。 ① 全壊（施設の損壊が甚だしく、補修では機能が回復しない程度の被害） ② 半壊（施設の損壊が甚だしいが、補修により機能が回復できる程度の被害） ③ 破堤による堤防外への水の流出 ④ 決壊に至らない堤防等の破損
	港湾	港湾法第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理に必要な臨港交通施設とする。	主な施設は次のとおり ① 水域施設航路、泊地及び船だまり ② 外かく施設 防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、水門、こう（開）門、護岸、堤防、突堤及び胸壁 ③ けい留施設 岸壁、けい船浮標、けい船杭、棧橋、浮き棧橋、物揚場及び船揚場 ④ 臨港交通施設 道路、駐車場、橋りょう、鉄道、軌道、運河及びヘリポート 「漁港」は「港湾」に含まない
	砂防	砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。	主な施設は次のとおり ① 砂防ダム 有害土砂を貯砂、調整する目的で溪流を横断して築造される構造物で、高さが5メートル以上のもの。 ② 流路工 溪流の縦横侵食によって土砂生産が行われる場合に、護岸工床固工の併用により水路を固定し、縦横侵食を防止する構造物。 ③ 床固工 溪流の侵食防止および溪床の不安定な土砂の移動を防止する目的をもって溪流を横断して築造される構造物で、高さが5メートル未満のもの。 ④ 水制工溪流に向かって河岸より突出し、対岸に達していない構造物。 ⑤ 山腹工 荒廃した山腹を階段石積工、植栽工等で安定させたもの。
	清掃施設	ごみ処理施設及びし尿処理施設とする。	
	崖くずれ	自然がけ及び宅地造成に伴う人造がけの崩落など、斜面表層の土砂や岩石が地中のある面を境にして滑り落ちて人若しくは建物に被害を及ぼし、また、道路・交通等に支障を及ぼしたものとす。	○ 流出土砂等が容易に撤去できる等、ごく軽微な被害については計上せず、倒木等も含まない。 ○ 人若しくは建物に被害がなく、道路・交通上も支障がない場合でも、その崩落・崩壊が概ね50立米を超えるものについては報告する。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。	○ 次の被害により汽車、電車等の運行が不能になった区間数を計上する。 ① がけ崩れ等による線路の崩落、埋没及び破損 ② 大規模な線路及び地盤の流出 ③ 築堤崩壊による小規模な地盤の流出 ④ 鉄橋の流出及び相当程度の被害 ⑤ 列車の脱線 ⑥ 架線の切断 ⑦ その他
	被害船舶	る（櫓）・かい（楫）のみをもって運転する船以外の船で、船体が没し、航行不能になったもの及び流出し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ運行できない程度の被害を受けたものとする。	
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。	
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。	発信規制により電話がかかりにくい状態となった場合は含めない。
	電気	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。	
ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。		
ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。		
火災被害	共通	火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。	
	建物		「建物」とは、建築基準法第2条に規定する建築物及び特殊建築物とする。
	危険物		「危険物」とは、消防法第2条に規定する危険物とする。
	その他		
り災世帯数	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯数とする。	一部破損及び床上浸水の場合は計上しない。 寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として取り扱い、また、同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて取り扱う。	
り災者数	り災世帯の構成員とする。		
災害対策本部設置		災害対策基本法第23条に基づく災害対策本部の設置回数を計上する。	
消防職員出動延人数		消火活動や救出・救助活動、救急搬送等で出動した消防職員の延人数を計上する。	
消防団員出動延人数		消火活動や救出・救助活動等で出動した消防団員の延人数を計上する。	

資料3-6-2 被害速報(随時)

(県地域防災計画資料編Ⅱ7-2より)

(県危機対策課)

- 1 人的被害
 2 住家被害
 3 その他の被害
- { 非住宅・道路・橋梁・河川・砂防・崖崩れ・港湾・
 漁港・田畑・文教施設・病院・水道・鉄道・通信・
 船舶・その他() } の被害
 (該当項目に○印)

供 覧									
情報源	住 民 その他()	消防団	自主防	確 認	確認済(どこで) 未確認	警察	その他		
市町名	第 号	調 査 者	課	発 信 者		発 信 時 間	月	日	分
方面本部名	第 号	受 信 者		発 信 者		発 信 時 間	月	日	分
本部	第 号	受 信 者		受 信 時 間	月	日	分		
件 名		(第 報) 月 日 時 分現在							
発 生	日 時								
	場 所								
	原 因								
状 況		(人的被害) ・ 被害者の住所氏名 ・ 年令等 (住家被害) ・ 居住者名 ・ 避難状況等 (その他の被害) ・ 路線、河川名 ・ 被災延長、崩土量 ・ 規制内容 ・ 復旧見込等							
死 者	行方不明	負 傷 者		全 壊	半 壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	
人	人	重傷	人	棟	棟	棟	棟	棟	棟
		軽傷	人	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯
		計	人	人	人	人	人	人	人
この情報は		警第 号	} で記者発表		済	未 発 表			
		その他 ()							

資料3-6-3 災害定時及び確定報告書

(県地域防災計画資料編Ⅱ7-4より)

様式第4号

(県危機対策課)

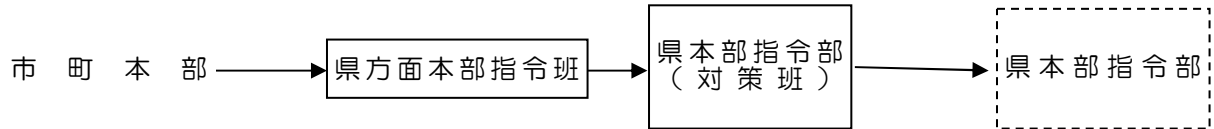
供 覧													
被 害 報 告 受 信 簿										整理 検印 報告			
(市町村 第 報)										月	日	時	分現在
発信者	市町 方面本部 機 関			受信者				受信時刻	月	日	時	分	
災害発生の日時		月 日 時 分											
災害発生場所		市 町 村											
災害対策本部設置状況		開設	月	日	時	分	廃止	月	日	時	分		
区 分		件 数		備 考		区 分		件 数		備 考			
人的被害	死 者		人				その他	崖くずれ		箇所			
	行方不明		人					鉄道不通		箇所			
	負傷者	重 傷		人				被害船舶		隻			
		軽 傷		人				水 道		戸			
住 家 の 被 害		全 壊		棟				電 話		回線			
				世帯				電 気		戸			
		半 壊		棟				ガ ス		戸			
				世帯			ブロック塀等		箇所				
				人			り災世帯数		世帯				
				棟			り災者数		人				
				世帯		火災発生	建 物		件				
				人			危 険 物		件				
				棟			そ の 他		件				
				世帯		公 立 文 教 施 設		千円					
				人		農 林 水 産 業 施 設		千円					
				棟		公 共 土 木 施 設		千円					
				世帯		そ の 他 の 公 共 施 設		千円					
				人		小 計		千円					
				棟		公共施設被害市町村数		千円					
				世帯		その他	農 産 被 害		千円				
				人			林 産 被 害		千円				
				田			畜 産 被 害		千円				
				ha			水 産 被 害		千円				
				ha			商 工 被 害		千円				
				畑			そ の 他		千円				
				ha		被 害 総 額		千円					
				ha		避難勧告指示の状況	地 区 数		箇所				
				箇所			避 難 場 所		箇所				
				箇所			避 難 人 員		人				
				箇所		消 防 職 員 出 動 延 人 数		人					
				箇所		消 防 団 員 出 動 延 人 数		人					
				箇所		災 害 対 策 本 部 設 置 時 間							
				箇所		災 害 対 策 本 部 廃 止 時 間							
				箇所									

資料4-1-1 自衛隊等支援要請に関する様式

(「大規模地震に関する情報及び広報活動実施要領(静岡県)」の情報伝達様式より)

様式101 救出・救助・搜索活動支援要請 【処理欄】FUJISAN入力：済・未・対象外
GIS入力：済・未

報告日時：令和 年 月 日 時 分
報告組織・担当者名：



※方面本部において対応可の場合は、本部へ要請せず、方面本部より市町へ回答する。

- 1 要請番号：
- 2 要請先： 自衛隊・海上保安庁・その他（ ）
- 3 要請内容
 - (1) 活動地域
 - (2) 要請理由： 重量物破壊・撤去・2次災害等の危険・海上漂流・人員不足
その他（ ）
 - (3) 要救助者数： 人
 - (4) 対応期間： 令和 年 月 日から撤収までの間
 - (5) 活動内容
 - (6) 利用可能HP：
 - (7) 利用可能終結地：
 - (8) 現地調整先
 - ア 組織：
 - イ 担当者：
 - ウ 電話・無線等：

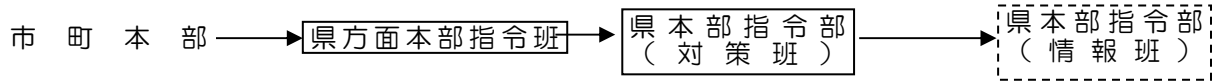
備考(その他、補足する情報がある場合、記入下さい。)

(「大規模地震に関する情報及び広報活動実施要領(静岡県)」の情報伝達様式より)

様式109 支援要請(共通)

【処理欄】FUJISAN入力：済・未・対象外
GIS入力：済・未

報告日時：令和 年 月 日 時 分
報告組織・担当者名：



- 1 要請番号：
- 2 活動地域：
- 3 現地連絡先：
 - (1) 組織：
 - (2) 担当者：
 - (3) 電話：
- 4 活動内容(災害状況、必要人員・資機材など活動に必要な事項を記入して下さい。)

備考(その他、補足する情報がある場合、記入下さい。)

- ※ 方面本部において対応可の場合は、本部へ要請せず、方面本部より市町へ回答する。
- ※ 方面本部において対応不可の場合は、県本部へ要請する。

(「大規模地震に関する情報及び広報活動実施要領(静岡県)」の情報伝達様式より)

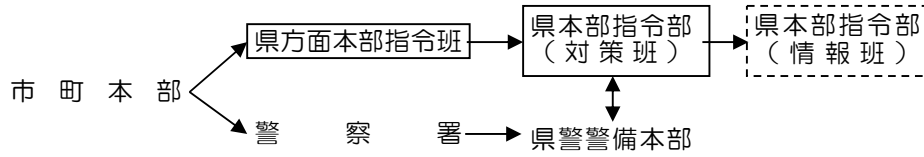
様式31

自衛隊等支援受入体制

【処理欄】FUJISAN入力：済・未・対象 GIS入力：済・未

報告日時：令和 年 月 日 時 分

報告組織・担当者名：



1 防災ヘリポート等利用可能状況

防災ヘリポート名	所在地		利用可否	避難民等の支障	安全確保要員配置	規模(大中小型)	備考
	緯度 (° °' °")	経度 (° °' °")					
	° / "	° / "	可・否	有・無	済・未		
	° / "	° / "	可・否	有・無	済・未		
	° / "	° / "	可・否	有・無	済・未		
	° / "	° / "	可・否	有・無	済・未		
	° / "	° / "	可・否	有・無	済・未		
	° / "	° / "	可・否	有・無	済・未		
	° / "	° / "	可・否	有・無	済・未		
	° / "	° / "	可・否	有・無	済・未		

2 離着陸適地確保状況(緊急ヘリポート)

離着陸適地名	所在地		安全確保要員配置	面積 m×m	規模(大中小型)	備考
	緯度 (° °' °")	経度 (° °' °")				
	° / "	° / "	済・未			
	° / "	° / "	済・未			
	° / "	° / "	済・未			
	° / "	° / "	済・未			
	° / "	° / "	済・未			
	° / "	° / "	済・未			
	° / "	° / "	済・未			
	° / "	° / "	済・未			

3 活動拠点(集結地)

活動拠点名 (集結地名)	所在地		利用可否	避難民等の支障	電気利用	水道利用	備考
	緯度 (° °' °")	経度 (° °' °")					
	° / "	° / "	可・否	有・無	可・否	可・否	
	° / "	° / "	可・否	有・無	可・否	可・否	
	° / "	° / "	可・否	有・無	可・否	可・否	
	° / "	° / "	可・否	有・無	可・否	可・否	
	° / "	° / "	可・否	有・無	可・否	可・否	
	° / "	° / "	可・否	有・無	可・否	可・否	
	° / "	° / "	可・否	有・無	可・否	可・否	
	° / "	° / "	可・否	有・無	可・否	可・否	

備考(その他、補足する情報がある場合は、記入下さい。)

「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画より」

様式1-2

第 号
年 月 日

静岡県知事 様

〇〇市町災害対策本部長
()

災害派遣の要請の要求について

下記の事由により、災害対策基本法第68条の2の規定に基づく災害派遣要請を要求します。

記

1 災害の情况及び派遣を要請する理由

(1) 災害の情況

ア 地震等の概況

・発生日時

年 月 日 時 分

・市町内最大震度 震度 地域名：

イ 被害概況

(2) 派遣を要請する理由

2 派遣を希望する期間

3 派遣を希望する区域、活動内容

(1) 希望する区域(市町名)

(2) 主たる活動内容

4 その他参考となるべき事項

資料4-1-2 自衛隊緊急時連絡先一覧表

(県地域防災計画共通対策編より)

部隊名 (駐とん地名等)	時間内	時間外	電話番号		
			代表番号	時間内 (内線)	時間外 (内線)
第34普通科連隊 (板妻)	第3科長	駐屯地当直司令	御殿場 0550-89-1310 <防災行政無線 150-9002>	235 236 237	301 302
東部方面總監部 (朝霞)	防衛部長又は 防衛課長	運用室	東京 03-3133-1161 (防災行政無線 155-9001)	2250 2251 2255	2461 (03-3924-4499)
第1師団司令部 (練馬)	第3部長又は 第3部防衛班長	司令部当直長	東京 03-3933-1161~8	230 238	207 228
第10師団司令部 (守山)	〃	〃	守山 052-791-2191	230 530 531	301
第12旅団司令部 (相馬原)	〃	〃	北群馬 0279-54-2011	230 234 239	208
第11飛行教育団 (静浜)	団司令部計画班長	基地当直幹部	大井川 054-622-1234 <防災行政無線 154-9000>	231	225
航空自衛隊 第1航空団司令部 (浜松)	防衛部防衛班長	基地当直幹部	浜松 053-472-1111 <防災行政無線 153-9001>	3230) 3232	3224 3225
海上自衛隊 横須賀地方總監部 (横須賀)	防災総括幕僚 又は作戦室	オペレーション室 当直幕僚	横須賀 046-822-3500 <防災行政無線 156-9001>	2543 2222	2222 2223
海上自衛隊 第4航空群 (厚木)	司令部作戦室	当直室当直幕僚	厚木 0467-78-8611	2245	2245
海上自衛隊 第21航空群 (館山)	司令部	〃	館山 0470-22-3191	221	222 223
第1戦車大隊 (駒門)	第3係主任	部隊当直司令	御殿場 <防災行政無線 152-9000>	481	499
富士学校 (富士)	企画室総括班長 又は防衛業計係長	駐屯地当直司令	須走 0550-75-2311 <防災行政無線 151-9000>	2200 2234	2302
第10特科連隊 (豊川)	第3科長	〃	豊川 0533-86-3151~4	235 236 237	302
自衛隊静岡地方 協力本部	総務課国民保護・ 災害対策連絡調整 官	部隊当直	静岡 054-261-3151	-	-

資料4-1-3 自衛隊等集結予定地

1 自衛隊集結予定地

- (1) 原野谷川親水公園 袋井市愛野1689-1 (原野谷川広愛大橋西側)
 (2) 原野谷川親水公園東側広場 袋井市愛野1689-1 (原野谷川広愛大橋東側)
 (3) 愛野公園西側エリア(Bゾーン) 袋井市豊沢1727 (原野谷川広愛大橋南西側)
 (4) 豊沢の丘防災広場 袋井市豊沢1056-1
 (5) 浅羽球技場・浅羽体育センター 袋井市東同笠1611-1

2 自衛隊本部事務室予定施設

- (1) 愛野公園管理棟 (0538) 43-1900 袋井市豊沢1727 (原野谷川広愛大橋南東側)
 施設内容:面積254.64㎡(事務室、多目的ホール、男女シャワー室)
 ※愛野公園東側エリア(Aゾーン)の管理棟を除いた敷地は、緊急物資の集積場所として使用予定
 (2) 豊沢の丘防災倉庫 袋井市豊沢1056-1 ※緊急物資の集積場所
 (3) 浅羽体育センター 23-4812 袋井市東同笠1611-5

3 緊急消防援助隊 集結場所

- (1) 田原緑地グラウンド 袋井市新池880-1
 (2) 二瀬多目的運動広場(二瀬橋下流原野谷川左岸) 袋井市中1000

4 緊急消防援助隊 野営可能場所

- (1) 田原緑地グラウンド 袋井市新池880-1
 (2) 二瀬多目的運動広場(二瀬橋下流原野谷川左岸) 袋井市中1000

5 広域緊急援助隊(警察)活動拠点

- (1) 袋井市教育会館 袋井市新屋一丁目2-1
 (2) 浅羽体育センター 23-4812 袋井市東同笠1611-5

資料4-2-1 臨時防災ヘリポート

1 災害用

No.	所在地	臨時防災ヘリポート名	管理者	電話番号	機種別	幅×長さ(m)	地表
1	袋井市愛野3110	袋井南中学校グラウンド (避難地と併用)	校長	42-3161	中型	90×175	砂質
2	袋井市愛野2446-1	県立袋井高校グラウンド (避難地と併用)	校長	42-0191	中型	80×270	砂質
3	袋井市愛野1689-1 (原野谷川広愛大橋東側)	原野谷川親水公園 東側広場	市長	43-2111 86-3701	大型	155×240	芝生
4	袋井市広岡1793-1	広岡河川公園	市長	43-2111	大型	150×100	芝生
5	袋井市上山梨4-3-3	月見の里公園	市長	43-2111	小型	55×75	芝生
6	袋井市上山梨1669-1	めだか公園	市長	43-2111	中型	45×85	芝生
7	袋井市豊沢1056-1	豊沢の丘防災広場	市長	43-2111	中型	55×65	砂質・芝生
8	袋井市浅名822	浅羽中学校グラウンド (避難地と併用)	校長	23-3149	中型	70×100	砂質
9	袋井市中1000	二瀬多目的運動広場	市長	43-2111	中型	120×95	芝生
10	袋井市東同笠1611-1	浅羽球技場	市長	43-2111	中型	100×100	砂質・芝生
11	袋井市国本2907	袋井市防災センター	市長	43-2111 86-3701	中型	23.8×23.8	鉄筋・コン クリート

1-(1) 自衛隊ヘリポート

No.	所在地	臨時防災ヘリポート名	管理者	電話番号	機種別	幅×長さ(m)	地表
1	袋井市愛野1689-1 (原野谷川広愛大橋東側)	原野谷川親水公園 東側広場	市長	43-2111 44-3108	大型	155×240	芝生
2	袋井市豊沢1056-1	豊沢の丘防災広場	市長	43-2111	中型	55×65	砂質・芝生
3	袋井市東同笠1611-1	浅羽球技場	市長	43-2111	中型	100×100	砂質・芝生
4	袋井市国本2907	袋井市防災センター	市長	43-2111 86-3701	中型	23.8×23.8	鉄筋・コン クリート

1-(2) 緊急消防援助隊ヘリポート

No.	所在地	臨時防災ヘリポート名	管理者	電話番号	機種別	幅×長さ(m)	地表
1	袋井市広岡1793-1	広岡河川公園	市長	43-2111	大型	150×100	芝生
2	袋井市中1000	二瀬多目的運動広場	市長	43-2111	中型	120×95	芝生
3	袋井市国本2907	袋井市防災センター	市長	43-2111 86-3701	中型	23.8×23.8	鉄筋・コン クリート

1-(3) 県防災ヘリポート

No.	所在地	臨時防災ヘリポート名	管理者	電話番号	機種別	幅×長さ(m)	地表
1	袋井市愛野3110	袋井南中学校グラウンド	校長	42-3161	中型	90×175	砂質
2	袋井市愛野2446-1	県立袋井高校グラウンド	校長	42-0191	中型	80×270	砂質
3	袋井市上山梨1669-1	めだか公園	市長	43-2111	中型	45×85	芝生
4	袋井市浅名822	浅羽中学校グラウンド	校長	23-3149	中型	70×100	砂質
5	袋井市国本2907	袋井市防災センター	市長	43-2111 86-3701	中型	23.8×23.8	鉄筋・コン クリート

資料4-2-2 ヘリポートの具備すべき条件

(県地域防災計画資料編Ⅱ10-7-5より)

1 離着陸(発着)のため必要最小限度の地積

(県危機対策課)

区分		昼間使用	夜間使用
項目			
発着場基準	OH-6J 小型 m (全長 9.30 全巾 8.05)		
	UH-1H 中型 m (全長 17.40 全巾 14.64)		
	CH-47J 大型 m (全長 30.18 全巾 16.26)		

(注) 民間航空機を除く。

発着点とは、安全・容易に接地するため準備された地点。

無障害地帯 離着陸に障害とならない地域。

民間航空機については、全長及び全巾の長さ以上の着陸帯、進入区域の長さ50メートル、進入表面のこう配8分の1(7°)を最低限確保する必要がある。

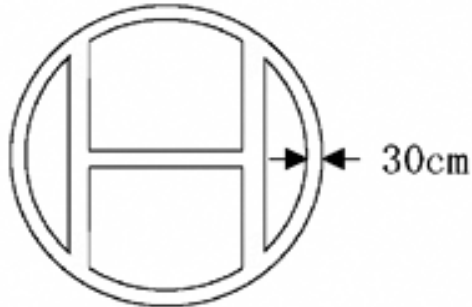
ただし、捜査又は救助のための特例として、航空法の適用が除外される場合を除く。

(1) 地表面

- ア 舗装された場所が最も望ましい。
- イ グラウンド等の場合、板、トタン、砂塵等が巻き上がらないよう処置すること（地表面が乾燥している場合は、砂塵の巻き上げ防止のため十分な散水を行う）。
- ウ 草地の場合は硬質低草地であること。

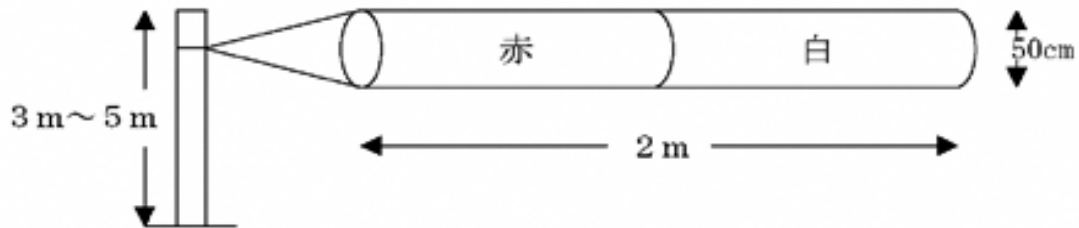
2 着陸点

着陸点（直径30m）のほぼ中央に石灰等で直径10mの正円を描き、中央にHと記す。



3 着陸帯付近（着陸点中央からなるべく離れた地点で地形、施設等による風の影響の少ない場所）に吹き流し、又は旗をたてる。

- (1) 布 製
- (2) 風速25メートル／秒速度に耐えられる強度



4 救急車等、車両の出入の便がよい場所であること。

5 電話等、通信手段の利用が可能であること。

6 離着陸地帯にみだりに人が近づかないよう配慮すること。

特に、ヘリコプターのテールローターには、注意がおろそかになる傾向があるので、機体の尾部には絶対に近づかないよう配慮する必要がある。

【臨時防災ヘリポート用吹き流し配置防災倉庫】

No.	配置場所	数量	臨時防災ヘリポート名
1	山名コミュニティセンター 防災倉庫	1本	月見の里公園、めだか公園
2	袋井南中学校 防災倉庫	4本	袋井南中学校、袋井高等学校、広岡河川公園、親水公園
3	浅羽中学校 防災倉庫 (浅羽町建設事業協同組合敷地内)	1本	浅羽中学校

資料4-2-3 袋井市公共建物番号標示一覧表

標示番号	公共建物名	住所	備考
52-0	袋井市役所	袋井市新屋1-1-1	
52-1	袋井東小学校	袋井市広岡2317-1	袋井東支部
52-2	袋井西小学校	袋井市川井442	川井支部
52-3	袋井南小学校	袋井市高尾740	高尾支部
52-4	袋井北小学校	袋井市久能1580	袋井北支部
52-5	今井小学校	袋井市太田692	今井支部
52-6	三川小学校	袋井市友永38	
52-7	笠原小学校	袋井市山崎4822	笠原支部
52-9	高南小学校	袋井市上田町306-2	高南支部
61-0	袋井市役所浅羽支所	袋井市浅名1028	
61-1	浅羽南小学校	袋井市西同笠148	浅羽南支部
61-2	浅羽北小学校	袋井市浅羽1322	

(県地域防災計画資料編Ⅱ10-7-8公共建物番号標示一覧表より)

1. 建物等の標示方法

(1) 対象等

次項に示す公共建物番号等標示(ヘリサイン)一覧表に対応する施設

(例:市役所、町役場、県総合庁舎、公立・組合立の小学校、災害拠点病院等)

ただし、標示は、各市町及び建物の管理者に対して、義務付けや強制するものではない。また、太陽光パネルなどの設置により標示が困難な場合は、標示しないこともできる。

(2) 標示内容

①番号の場合は、次項に示す公共建物番号等標示(ヘリサイン)一覧表の標示番号とし、建物の新設、改修、修繕、維持補修に伴う新たな標示については、文字により標示する。

②文字の場合は、次項に示す公共建物番号等標示(ヘリサイン)一覧表に対応した【施設名】を標示し、可能な限りにおいて略することができる。

略称を付す場合の参考: 地元で広く使用されているもの。無理に略称化する必要はない。

(3) 番号による標示

①左側に市町番号を書く。(1桁又は2桁)

②ハイフオンを入れる。

③市役所、町役場(含支所)を0番とする。.....例: 岡部町役場 38-0

以降小学校番号とする。.....例: 伊東市南小学校 10-9

④県総合庁舎は左側を0とし、センター番号とする。.....例: 総合庁舎 0-9

⑤救護病院は十字のマークと番号とする。.....例: 静岡赤十字病院 +-7

(4) 文字による標示

①文字の天の向きは、原則として北向きとする。

②文字は、原則として横書きとする。

※ 物理的に標示することが不可能な場合は、これによらないこともできる。

(5) 字体と規格

①白色又は黄色又はオレンジ色の塗料で標示する。

②字体は、ゴシック体とし、数字、漢字、ひらがな、カタカナ、ローマ字のいずれか横書きとする。なお、背景色は原則として緑色とする。

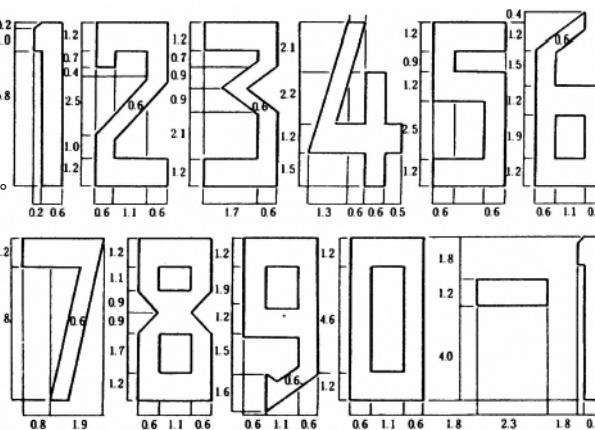
③数字の大きさは、以下を基準とする。

単位m

④文字の大きさは、縦横各4メートル程度、文字の間隔は1メートル、線の太さ30センチメートルを基準とする。

ただし、屋上スペースが狭い場合等については、荒天時、上空のヘリコプターから読み取れる範囲においてこの限りではない。(必要な場合は、航空部隊からの意見照会)

文字による表示例は、右記のとおり。(識別が容易となる工夫(文字数、文字の画数など)について、積極的に実施する。)



資料4-3-1 災害時における応援協定締結先一覧表

1 袋井市と民間事業所等間

応援の種類	主な内容	協定先	住所	電話	締結年月日	種別	
物資の集積、 配送地の借用関係	物資集積所	静岡県経済農業協同組合連合会西部支所	袋井市堀越454	43-8511	H8. 3. 11	協定	
		松本油脂製菓(株)静岡工場	袋井市山科2530	43-4170	H8. 4. 1	協定	
		遠州中央農業協同組合袋井支店	袋井市久能1385-1	42-4121	H8. 4. 1	協定	
輸送車両の借上げ関係	輸送車両	(一社)静岡県トラック協会	袋井市土橋80-1	43-4166	R3. 2. 18	協定	
建物応急危険度判定関係	応急危険度判定 液状化対策 相談	(社)静岡県建築士会西部ブロック	浜松市中区田町226-6 丸八平野ビル3F	053-451-5166	H9. 3. 26 H24. 8. 10	協定 協定	
		袋井市建設事業協同組合	袋井市葵町1-2-5	43-4128	H15. 4. 1	協定	
応急復旧作業関係	各種応急復旧	袋井市建設事業協同組合	袋井市葵町1-2-5	43-4128	H15. 4. 1	協定	
		浅羽町建設事業協同組合	袋井市豊住829	23-5896	H15. 4. 1	協定	
		(株)鈴金建設	袋井市広岡314-2-2	42-3778	H30. 8. 31	協定	
		(有)山正建設	袋井市山田944-1	48-8176	H30. 8. 31	協定	
		(株)ワシヤマ土建	袋井市久能1295-1	43-3551	H30. 8. 31	協定	
		(株)ナカヤ	磐田市国府台7-21 トワール国府台10	35-7850	H30. 8. 31	協定	
		ナカヤインダストリーズ(株)	袋井市村松2128-1	42-1208	R5. 7. 3	協定	
		(株)創建	袋井市西田2	42-5550	R3. 6. 1	協定	
		丸益産業(株)	袋井市高尾260-1	42-4318	R4. 10. 24	協定	
		丸益産業(株)	袋井市高尾260-1	42-4318	R4. 10. 24	協定	
	建設用リース資機材	コマツレンタル(株)	横浜市新奈川区神奈川 2-16-15	045-274-3337	H25. 9. 1	協定	
		太陽建機レンタル(株)	袋井市堀越2-21-3	43-1411	H19. 2. 27	協定	
		大興産業(株)	袋井市国本1978-2	43-3155	H19. 2. 27	協定	
		瀧富工業(株)	浜松市西区伊左町2293-1	053-485-2921	H19. 2. 27	協定	
		(株)アクティオ	袋井市山科2508-1	45-2800	H26. 2. 18	協定	
	仮設トイレ	旭ハウス工業(株)	静岡市駿河区宮竹1-3-7 (袋井市木原26-1)	054-237-4384	H25. 10. 24	協定	
	応急復旧、仮設住宅、 建築解体、道具の提供、 被害調査協力	中遠連合建築工業組合	(組合長毎年変更)		H27. 3. 7	協定	
	水道	袋井市水道事業協同組合	袋井市豊住829	23-5900	H18. 12. 21	協定	
	電気復旧	袋井電設会	(会長毎年変更)		H18. 3. 27	協定	
		(財)中部電気保安協会 静岡支部	静岡市葵区春日3-4-18	054-253-6310	H24. 2. 1	協定	
		中部電力パワーグリッド(株)	掛川市中央1-5-8	0120-977-230	R4. 1. 17	協定	
	ガス	(一社)静岡県LPGガス協会	袋井市広岡1388-1	42-8786	R3. 2. 15	協定	
	資機材・物資 重機・車両提供	袋井緑地維持管理協同組合	袋井市友永151-3	49-1244	H24. 3. 1	協定	
	地質調査等業務委託	(一社)静岡県地質調査業協会	静岡市 葵区唐瀬1-17-34	054-247-3316	R3. 11. 9	協定	
	測量設計業務	(一社)静岡県測量設計業協会	静岡市 葵区常盤町2-13-4	054-252-0322	H26. 9. 30	協定	
	地図製品等の供給等	(株)ゼンリン中部支社	愛知県名古屋市中 熱田区沢上2-1-32	052-684-2771	H30. 12. 18	協定	
	災害廃棄物の仮置場、 処理等	(株)リサイクルグリーン	浜松市天竜区二俣町 二俣41	053-925-1366	R2. 1. 16	協定	
	災害応急対策関係 支援物資関係	工業用水	大塚製菓(株)袋井工場	袋井市愛野2402-1	44-2211	H9. 1. 1	協定
		飲料水・ヘリP	コニカミノルタケミカル(株)	袋井市大野6909-9	23-6777	H17. 5. 30	覚書
		飲料	コカ・コーライーストジャパン(株) 袋井セールスセンター	袋井市国本2768-1	43-3248	H23. 3. 17	協定
		災害救援ベンダー	フクロイ乳業(株)	袋井市高尾736-1	42-4301	H23. 11. 22 H24. 12. 18	覚書 協定
		飲料	(株)ダイドービバレッジ静岡	袋井市徳光1-1	43-1066	H24. 12. 18	協定
		生活用品	(株)カインズ	埼玉県本庄市早稲田の社 1-2-1	0495-25-1000	H24. 2. 17	協定
食料・飲料水・日用雑貨 品		(株)遠鉄ストア	浜松市 中区佐鳴台4-16-10	053-445-1010	H27. 4. 7	協定	
食糧、一時避難地		ティーライフ株式会社	島田市牛尾118	0547-46-3459	H27. 11. 1	協定	
消防用水・生活用水・骨 材・生コン・戻りコン・ 資機材の供給及び運搬		静岡県西部生コンクリート協同組合	浜松市東区業師町346	053-421-2231	H29. 12. 22	協定	
資機材の供給及び運搬		静岡県中東遠生コンクリート協同組合	掛川市大池2798-11	0537-23-0231	H29. 12. 22	協定	
食料、飲料水・日用雑貨 品等		(株)タカラ・エムシー	静岡市駿河区小鹿3-1-58	054-654-5000	H30. 12. 14	協定	
水道用資材 (管材・継手類等)		丸尾興商(株)	島田市御飯屋町8753	43-3121	R2. 11. 18	協定	
避難所関係		避難施設	静岡県立袋井高等学校	袋井市愛野2446-1	42-0191	S55. 3. 26	覚書
			静岡県立袋井商業高等学校	袋井市久能2350	42-2285	S55. 4. 1	覚書
			(学)静岡理科大学	袋井市豊沢2200-2	45-0111	H8. 4. 18 H11. 2. 16	協定 覚書
			(株)静岡カンントリー袋井コース	袋井市国本1616	43-3311	H8. 5. 13	覚書
			静岡県立袋井特別支援学校	袋井市高尾2753-1	43-6611	H14. 11. 1	覚書
	静岡県温室農業共同組合クラウンメロン支所		袋井市小山219	42-4146	H18. 3. 27	協定	
	天理教山名大教会		袋井市三門町7-1	42-4151	H24. 11. 12	協定	
	子育てセンターにじいろ(福)天竜厚生会		袋井市上田町267-31	67-8822	R5. 3. 1	協定	
	小笠山総合運動公園 (静岡アリーナ・補助体育館・第1・5・6・7駐車 場)		袋井市追手町9-6	054-221-3492	H29. 4. 19	覚書	
	避難施設 物資集積所		トッパン・フォームズ東海(株)	浜松市東区龍光町2-101	053-421-3211	R1. 10. 24	協定
	調査物資、 一時避難地	イオンリアル(株)東海カンパニー静岡事業部	静岡市 清水区上原1-6-16	054-344-2561	H18. 8. 22 R5. 4. 24	協定	
	遺体の安置 一時避難所	袋井市仏教会	会長 西条寺(春園)	48-6754	H17. 5. 30	覚書	
	簡易ベッド	大和紙器(株)	大阪府茨木市 西河原北町1-5	072-624-1103	H23. 11. 18	協定	
	し尿処理	(株)フクエイ	袋井市広岡1452-5	42-0164	H17. 9. 6	協定	
	エアメント等	(株)袋井清掃	袋井市豊沢1914	43-2518	H17. 9. 6	協定	
	エアーメント等	特定非営利活動法人ピースウインズ・ジャパン	広島県神石郡神石高原町 近田1161-2 2階	0847-89-0885	H17. 3. 17	協定	
	避難所運営支援	(公社)Civic Force(シビックフォース)	東京都渋谷区番ヶ谷2- 41-12番ヶ谷小川E #2階	03-5790-9366	H20. 11. 28	協定	
特設公衆電話	西日本電信電話(株)静岡支店	静岡市葵区城東町5-1	054-250-9112	H26. 2. 5	協定		
津波一時避難施設	共同住宅(アパート等8施設)	所有者6名		H23. 12. 22	協定		

1 袋井市と民間事業所等間(つづき)

応援の種類	主な内容	協定先	住所	電話	締結年月日	種別
(避難所関係)	(津波一時避難施設)	和興フィルターテクノロジー(株)(24箇所)	東京都千代田区 鍛冶町1-8-3	03-5256-7870	H24.1.16 H24.2.20	協定 協定
		日本ペットフード(株)	東京都品川区 東品川2-2-4	03-5479-6400	H24.1.26	協定
		コニカミノルタケミカル(株)	袋井市大野6909-9	23-6777		
		遠州中央農業協同組合	磐田市見付3599-1	23-2411	H24.4.23	協定
		日立Astemo(株)袋井工場	袋井市松原2601	23-2186	R3.10.1	協定
		医療法人社団長啓会	浜松市北区 郡田町7355-47	30-0777	H24.4.23	協定
		東海精機(株)	磐田市中泉2830	23-9390		協定
		(有)どんどこあさば	袋井市浅岡447	23-8918	H24.4.23	協定
		A S T I(株)	浜松市南区 米津町2804	053-444-5111		協定
		KAMIYA(株)	袋井市西同笠116-1	23-6622	R4.8.17	協定
		(株)鈴木工務店	袋井市渡272-1	23-2161	H25.5.20	協定
7 情報収集関係	インターネット	ヤフー株式会社	東京都港区赤坂9-7-1	03-6898-5312	H27.1.9	協定
	無線	袋井市アマチュア無線クラブ	(会長)		H8.3.11	協定
	ラジオ放送	浜松エフエム放送(株)(FMHarol)	浜松市中区鍛冶町100-1 ザシティ浜松中央館4F	053-458-8600	H16.10.1	協定
		静岡エフエム放送(株)(K-mix)	浜松市中区常盤町133-24	053-457-1153	H23.8.29	協定
8 臨時災害放送局開設時等の支援関係		(株)SBSメディアビジョン	静岡市駿河区登呂 3-1-1	054-286-9955	H26.1.23	覚書
		日本放送協会 静岡放送局	静岡市葵区西草深町 1-21	054-274-1030	H26.1.23	覚書
9 緊急放送及び情報提供関係	テレビ放送	浜松ケーブルテレビ(株)	浜松市中区佐鳴台 1-11-27	053-445-2880	R1.10.15	協定
10 自動車用燃料等の提供関係	ガソリン等	静岡県石油業協同組合袋井支部福油会	(支部長毎年変更)		H11.5.10	協定
	電気自動車貸与	日産自動車(株)	神奈川県横浜市西区高島 1-1-1	050-3545-5145	R3.12.22	協定
		浜松日産自動車(株)	浜松市東区和田町597	053-465-5123	R3.12.22	協定
11 緊急物資の調達関係	生活物資	袋井市内小売店	市内50社		S62~	協定
	物資・資機材	浅羽町商工会	袋井市浅名979-1	23-2440	H8.4.1	協定
12 医療救護活動関係	医療救護等	遠州中央農業協同組合袋井支店(再掲)	袋井市久能1385-1	42-4121	H8.4.1	協定
		磐周医師会	(会長任期2年)		H11.12.22	協定
		袋井市医師会	(会長任期2年)		H11.12.22	協定
		磐周歯科医師会	(会長任期2年)		H18.11.30	協定
13 医薬品等の調達関係	医薬品	小笠袋井薬剤師会	(会長任期2年)		H23.10.1	協定
		14 家屋等の被害認定調査関係	被害認定調査	静岡県土地家屋調査士会	静岡市駿河区 曲金六丁目16-10	054-282-0600
15 仮住居等の情報提供関係	空き家情報の提供等	(社)静岡県宅地建物取引業協会 中遠支部	磐田市国府台72-2	32-7231	H22.1.26	協定
16 遺体処理関係	棺及び葬祭用品 遺体の搬送及び一時保存	(株)ジェイエイ遠中サービス	磐田市見付3599-1	37-8666	H23.5.19	協定
		全日本葬祭業協同組合連合会	東京都港区港南2-4-12	03-5769-8701		協定
		(社)全国霊柩自動車協会	東京都新宿区四谷4-14	03-3357-7281	H23.6.21	協定
		(株)出雲殿 イズモ葬祭イズモホール袋井	袋井市新屋4-7-10	45-3355	H24.2.20	協定
	棺、骨壺、骨箱 遺体一時保存用品など	(社)全日本冠婚葬祭互助協会	東京都港区新橋1-18-16	03-3596-0061	H23.6.21	協定
17 その他	防災啓発 資機材・人員	NPO法人静岡県災害支援隊	浜松市南区若林町1080-1	053-445-2727	H22.11.29	協定
	ヘリポート	ヤマハ発動機(株)(袋井テストコース)	磐田市新貝2500	32-1115	H24.10.23	協定
		日本コヴィディエン株式会社(袋井工場)	東京都世田谷区用賀4-10-2	03-5717-0510	H27.12.22	協定
	被災者行政手続き	静岡県行政書士会	静岡市葵区駿府町 2-113	054-254-3003	H25.7.8	協定
	被災者支援活動	静岡県弁護士会	静岡市葵区追手町 10-80	053-401-1500	R2.1.20	協定
	被災者相談業務	静岡県司法書士会	静岡市駿河区稲川 1-1-1	054-289-3700	R4.7.22	協定
	情報交換	国土交通省中部地方整備局	名古屋市中区三の丸2-5-1	053-466-0117	H23.5.26	協定
	災害ボランティア宿营地 妊産婦及び乳幼児への支援	遠州中央農業協同組合	磐田市見付3599-1	36-7008	H30.9.30	覚書
	(社)静岡県助産師会	磐田市大久保733-37	-		H31.4.24	協定

2 袋井市と郵便局間

応援の種類	主な内容	協定先	住所	電話	締結年月日	種別
1 災害時支援協力関係	㈱ゆうちょ銀行、㈱かんぽ生命保険に係る災害事務等	袋井郵便局(単独マネジメントグループ)	袋井市新屋1-1-10	42-5602	H26.2.20	協定
		山梨郵便局(エリアマネジメントグループ)	袋井市上山梨2-1-10	48-7230	H26.2.20	協定
		岡崎郵便局(エリアマネジメントグループ)	袋井市岡崎3350	23-4001	H26.2.20	協定
		浅羽郵便局(エリアマネジメントグループ)	袋井市浅羽1760-10	23-3001	H26.2.20	協定
		三川郵便局(エリアマネジメントグループ)	袋井市友永16-10	48-6901	H26.2.20	協定
		幸浦郵便局(エリアマネジメントグループ)	袋井市西同笠262-1	23-2001	H26.2.20	協定
		袋井駅前郵便局(エリアマネジメントグループ)	袋井市高尾町26-2	42-4910	H26.2.20	協定
		袋井可睡口郵便局(エリアマネジメントグループ)	袋井市久能1749-10	42-4919	H26.2.20	協定
		袋井小川郵便局(エリアマネジメントグループ)	袋井市小川町10-28	42-0396	H26.2.20	協定
		袋井今井簡易郵便局(簡易郵便局)	袋井市延久157	43-0032	H26.2.20	協定
		西浅羽簡易郵便局(簡易郵便局)	袋井市富里2208-1	30-4637	H26.2.20	協定

3 袋井市と民間社会福祉施設間

応援の種類	主な内容	協定先	住所	電話	締結年月日	種別
1 災害時要配慮者等の避難施設利用関係	災害時要配慮者避難施設	(福)明和会袋井学園(知的障害者更生施設)	袋井市広岡4296	42-3228	H10.3.18	協定
		(福)明和会あきは寮(知的障害者更生施設)	袋井市横井233	38-2080	H10.3.18	協定
		(福)明和会明和苑(特別養護老人ホーム)	袋井市宇刈850-1	49-1555	H10.3.18	協定
		(福)紅紫会ケアハウス紅紫萩(軽費老人ホーム)	袋井市高尾1468	43-0041	H13.9.27	協定
		(福)紅紫会萩の花(特別養護老人ホーム)	袋井市高尾1439-1	45-3007	H14.7.15	協定
		(福)デンマーク牧場福祉会ディアコニア(特別養護老人ホーム)	袋井市山崎5902-167	23-0380	H15.11.12	協定
		(福)萬松会萬松の里(特別養護老人ホーム)	袋井市久能2914-4	48-5111	H16.6.28	協定
		(福)三宝会紫雲の園(特別養護老人ホーム)	袋井市浅名1577-1	23-4710	H13.12.1	協定
		(福)なごみかぜ工房(障害者自立支援施設)	袋井市小山984	45-2771	H23.12.27	協定
		遠州鉄道(株)ラクラス可睡の社(テ`イ`ビス`介護付有料老人ホーム)	袋井市可睡の社51-7	30-1300	H26.6.26	協定
(福)遠州中央福祉会袋井ゆうあいの里(特別養護老人ホーム)	袋井市小山1410-1	45-2311	H26.7.28	協定		

4 袋井市森町広域行政組合と民間事業所間

応援の種類	主な内容	協定先	住所	電話	締結年月日	種別
1 情報提供関係	災害情報等提供	袋井交通タクシー(株)	袋井市新屋2-1-2	42-2251	H9.8.27	覚書
		袋井タクシー(株)	袋井市山科2971-1	42-2131		覚書
		森町タクシー(資)	森町森910	85-3101		覚書

5 社会福祉施設と民間事業所間

応援の種類	協定先	住所	電話	締結年月日	種別
1 社会福祉施設被災時における隣接事業所の応援関係	可睡寮 エー・ピー・アイ(株)	袋井市久能2995-2	42-2493	H12.4.1	協定
		袋井市久能3056	42-2494		
	明和苑	袋井市宇刈850-1	49-1901	H7.1.31	協定
	日研フード(株)	袋井市春岡723-1	49-0121		
	(福)紅紫会ケアハウス紅紫萩	袋井市高尾1468	43-0071	H7.1.31	協定
	エヌエスケー・ワーナー(株)	袋井市愛野2345	43-1121		
(エヌエスケー・ワーナー(株)高南寮)	袋井市高尾1448	-			

6 自治体間

応援の種類及び協定先	詳細の掲載	締結年月日	
1 市町村間相互応援関係	中遠地域各市	資料4-3-2、3	H8.3.26
	五街道どまん中防災協力宣言	資料4-3-2、4(1)	H13.10.28
	東海道五十三次市区町災害時相互応援に関する協定	資料4-3-2、4(2)	H28.4.1
	三遠南信地域各市町村	資料4-3-2、5	R2.3.31
	長野県塩尻市	資料4-3-2	H19.4.1
	山梨県北杜市	資料4-3-2	H19.4.1
	山梨県大月市	資料4-3-2	H24.5.7
	福井県鯖江市	資料4-3-2	H25.3.4
	宮城県岩沼市	資料4-3-2	H25.11.24
	三重県20市町	資料4-3-2	R3.3.25
2 県と県下市町、消防の一部事務組合及び消防含む一部事務組合	静岡県防災ヘリコプター応援協定	-	H29.4.1
	静岡県消防相互応援協定	-	H9.3.25
3 一般廃棄物に関する災害時等の相互援助に関する協定	静岡県	-	H13.3.30
4 災害時の応援関係	農業集落排水施設災害対策応援に関する協定	資料4-3-2	H23.11.7
5 原子力災害時の広域避難関係	原子力災害時における袋井市民の県外広域避難に関する協定書[29市町]	資料4-3-2	R3.3.25

7 袋井市森町広域行政組合と自治体

応援の種類及び協定先	締結先	電話	締結年月日	
1 相互応援関係	災害時火葬応援	磐田市	42-2251	H29.3.1
2 消防相互応援関係	隣接市町村消防相互応援協定	磐田市	-	H17.7.1
	隣接市町村消防相互応援協定	掛川市	-	H14.8.28
	静岡県西部地区内高速道路における消防相互応援協定	菊川市、掛川市、磐田市、浜松市	-	H17.7.1
	静岡県西部地区内新東名高速道路における消防相互応援に関する協定	浜松市、磐田市、掛川市	-	H24.3.29
	新東名高速道路内の島田金谷・森掛川IC間における消防相互応援に関する協定	島田市、掛川市	-	H24.4.14

資料4-3-2 災害時における市町村間相互応援協定

	協定締結自治体等	応援の種類及び内容	締結年月日
1	磐田市(旧磐田市、福田町、竜洋町、豊田町、豊岡村) 袋井市(旧袋井市、浅羽町)・森町 中遠地域 [3市町(2市1町)(旧8市町村)]	○ 資機材、生活物資等の斡旋及び提供 ○ 職員の派遣 ○ 被災者の一時収容のための施設の提供 及びホームステイ等による仮住いの斡旋 ○ 児童生徒の教育機関への受入れ ○ ボランティアの斡旋	平成8年3月26日
2	大田原市・大月市・小山市・ 那須塩原市(旧黒磯市)・塩尻市(旧檜川村)・ 袋井市(旧袋井市) 五街道どまん中防災協力宣言 [6市(旧6市村)]	○ 被災した市村の要請に基づき必要な 措置を遂行する。	平成13年10月28日
3	品川区・大田区・横浜市・大磯町・ 小田原市・箱根町・函南町・三島市・ 清水町・長泉町・藤枝市・掛川市・ 袋井市・豊明市・桑名市・ 鈴鹿市・亀山市・甲賀市・ 湖南市・草津市・大津市 東海道五十三次市区町災害時相互応援に 関する協定 [21市区町(2区14市5町)]	○ 食料、飲料水、生活必需品等の救援 物資の提供 ○ 資機材及び物資の提供 ○ 職員の派遣	平成28年4月1日 (平成17年4月1日)
4	豊橋市・田原市 豊川市・蒲郡市 新城市・設楽町・東栄町・豊根村 浜松市・湖西市 磐田市・袋井市・森町 掛川市・御前崎市・菊川市・牧之原市 飯田市・松川町・高森町・阿南町・ 阿智村・平谷村・根羽村・下條村・ 売木村・天龍村・泰阜村・ 喬木村・豊丘村・大鹿村 駒ヶ根市・伊那市・辰野町・箕輪町・ 飯島町・南箕輪町・中川村・宮田村 三遠南信災害時相互応援協定 [39市町村(16市9町14村)]	○ 職員の派遣 ○ 資機材及び物資の提供又は貸与 ○ 食料、飲料水、生活必需品等の救援 物資の提供 ○ 被災児童生徒等の一時的受入れ ※ブロック代表都市 (1) 豊橋田原ブロック 2市・・・・・・・・豊橋市 (2) 宝飯ブロック 2市・・・・・・・・豊川市 (3) 新城設楽ブロック 1市2町1村・・・新城市 (4) 西遠ブロック 2市・・・・・・・・浜松市 (5) 中遠ブロック 2市1町・・・・・・・・磐田市 (6) 東遠ブロック 4市・・・・・・・・掛川市 (7) 飯伊ブロック 1市3町10村・・・飯田市 (8) 上飯伊ブロック 2市3町3村・・・駒ヶ根市	令和2年3月31日 (平成17年11月4日)
5	長野県塩尻市(旧檜川村)・ 袋井市(旧袋井市) [2市(旧1町1村)]	○ 復旧等に必要な資機材、生活物資等の 斡旋及び提供 ○ 復旧等に必要な職員の派遣 ○ 被災者の一時収容のための施設の提供 及びホームステイ等による仮住いの斡旋 ○ ボランティアの斡旋	平成19年4月1日
6	山梨県北杜市(旧明野村)・ 袋井市(旧浅羽町) [2市(旧1町1村)]	○ 復旧等に必要な資機材、生活物資等の 斡旋及び提供 ○ 復旧等に必要な職員の派遣 ○ 被災者の一時収容のための施設の提供 及びホームステイ等による仮住いの斡旋 ○ ボランティアの斡旋	平成19年4月1日 (平成8年7月24日)

	協定締結自治体等	応援の種類及び内容	締結年月日
7	岩手県ほか7県 袋井市ほか183市町村 北海道土地改良事業団体連合会ほか 22団体 全国土地改良事業団体連合会 社団法人地域環境資源センター 農業集落排水施設災害対策応援に関する協定 〔8県184市町村(89市80町15村) 23土改連 1全土連 1センター〕	○ 専門技術者の派遣 ○ 広域的な支援・応援	平成23年11月7日
8	山梨県大月市・ 袋井市 〔2市〕	○ 復旧等に必要な資機材、生活物資等の 斡旋及び提供 ○ 復旧等に必要な職員の派遣 ○ 被災者の一時収容のための施設の提供 及び住宅の斡旋 ○ ボランティアの斡旋	平成24年5月7日
9	福井県鯖江市・ 袋井市 〔2市〕	○ 復旧等に必要な資機材、生活物資等の 斡旋及び提供 ○ 復旧等に必要な職員の派遣 ○ 被災者の一時収容のための施設の提供 及び住宅の斡旋 ○ 被災児童生徒の受入 ○ ボランティアの斡旋	平成25年3月4日
10	宮城県岩沼市・ 袋井市 〔2市〕	○ 食料、飲料水及び生活必需品並びにそ の供給に必要な資機材の提供 ○ 被災者の救出、医療、防疫及び施設の 応急復旧に必要な資機材並びに物資の提 供 ○ 救援及び救助活動に必要な車両の提供 ○ 救援、医療、保健、防疫及びその他応 急復旧活動に必要な職員等の派遣 ○ 災害ボランティアの斡旋 ○ 被災児童生徒等の受入 ○ 被災者の一時収容のための施設の提供 及び住宅の斡旋 ○ 前各号に掲げるもののほか、特に需要 のあった事項	平成25年11月24日
11	三重県全29市町 桑名市、いなべ市、四日市市、鈴鹿市、亀 山市、津市、松阪市、伊勢市、鳥羽市、志 摩市、伊賀市、名張市、熊野市 木曾岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越 町、多気町、明和町、大台町、玉木町、度 会町、大紀町、南伊勢町、紀北町、御浜 町、紀宝町 袋井市 【原子力災害時における袋井市民の県外広 域避難に関する協定書】	○ 避難者の受入れ ○ 避難所の開設 ○ 袋井市による運営体制が整うまで の避難所の運営及び避難所運営に 付随する業務	令和3年3月25日
12	三重県20市町 いなべ市、四日市市、亀山市、津市、伊勢 市、鳥羽市、志摩市、名張市、尾鷲市、 木曾岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越 町、多気町、明和町、大台町、南伊勢町、 紀北町、御浜町 袋井市 【災害時相互応援協定】	○ 食料、飲料水及び生活必需物資並 びにその供給に必要な資機材の提供 ○ 被災者の救出、医療、防疫及び施設 の応急復旧に必要な資機材並びに 物資の提供に必要な資機材の提供 ○ 救援及び救助活動に必要な車両等 の提供 ○ 救援、医療、防疫及び応急復旧 活動に必要な職員の派遣 ○ 災害救助ボランティアの斡旋 ○ 被災児童生徒の受入れ ○ 被災者の一時収容のための施設の 提供及び住宅の斡旋 ○ 前各号に掲げるもののほか、特に 要請のあった事項	令和3年3月25日

資料4-3-3 災害時の相互応援に関する協定

(趣 旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第67条の趣旨に基づき、磐田市、袋井市、福田町、竜洋町、浅羽町、森町、豊田町、豊岡村(以下「2市5町1村」という。)の区域において災害が発生し、被災市町村独自では十分な応急措置等が実施できない場合において、被災市町村の要請にこたえ、他市町村が応急措置等の応援を円滑に遂行するため、基本的な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 応急措置及び応急復旧に必要な資機材、生活物資等の斡旋及び提供
- (2) 応急措置及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (3) 被災者の一時収容のための施設の提供及びホームステイ等による仮住いの斡旋
- (4) 児童生徒の教育機関への受入れ
- (5) ボランティアの斡旋
- (6) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続)

第3条 応援を要請する市町村は、次の事項を明らかにして、文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等をもって要請し、事後において速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び応援を要請する理由
- (2) 前条第1号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 前条第2号及び第5号に掲げるものの職種、職種別人数
- (4) 前条第3号に掲げる収容等を要する被災者の状況及び人数
- (5) 前条第4号に掲げるものの教育機関別の人数
- (6) 応援の場所及びその場所への経路
- (7) 応援の期間
- (8) 前各号に定めるもののほか必要な事項

(応援の実施)

第4条 応援の要請を受けた市町村は、できる限りこれに応じ、応急措置等の円滑な遂行に努めるものとする。

(職員の派遣)

第5条 応援のための職員の派遣期間は、原則として1月未満とし、1月以上の派遣に関しては、地方自治法第252条の17の規定に基づき派遣職員の身分取扱い等(災害補償を含む。)について別途定めるものとする。

(災害補償)

第6条 応援業務に1月未満の期間で従事する者が、その業務の遂行上生じた災害に対する補償は、応援の要請を受けた市町村が負担するものとする。

(指揮権)

第7条 この協定に基づき、応援要請市町村域内で応援業務に従事する者は、応援要請市町村長の指揮下に行動するものとする。

(経費の負担)

第8条 経費の負担区分については、応援の要請を受けた市町村から特別な申し出がない限り、応援を要請した市町村が負担するものとする。

(連絡責任者及び連絡会の開催等)

第9条 この協定に基づく応援を円滑に行うため、2市5町1村にそれぞれ連絡責任者を置くものとし、毎年1回以上、連絡のための会を開催して、防災に関する資料等を交換するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から発行するものとし、2市5町1村の長からの申し出がない限り継続するものとする。

(他の協定との関係)

第11条 この協定は、別に消防組織法(昭和22年法律第226号)第21条第2項の規定により締結した相互応援に関する協定を排除するものではない。

(雑 則)

第12条 この協定に定めるもののほか必要な事項は、2市5町1村が協議して定めるものとする。

平成8年3月26日

磐田市長	山 下 重
袋井市長	豊 田 舜 次
福田町長	森 田 弘
竜洋町長	池 田 藤 平
浅羽町長	浅 羽 庄 司
森 町 長	太 田 三 作
豊田町長	金 原 士 朗

資料4-3-4 (1) 五街道どまん中防災協力宣言

永い歴史のなかで、常にひと・もの・情報の行き交う大動脈であった五街道、その奥州街道、甲州街道、東海道、中山道、日光街道それぞれの起点と終点から数えてちょうどまん中の宿場が所在する、栃木県大田原市、山梨県大月市、栃木県小山市、栃木県黒磯市、長野県楢川村、静岡県袋井市は、平成10年8月、第1回五街道どまん中サミット袋井宿大会を開催し、どまん中という固有の地域資源を活かしつつ、互いに啓発しあい、共に連携し、交流することを誓いあった。

そして、平成12年8月の第2回奈良井宿大会を経て、どまん中サミットの絆は更に深められ、東海道宿駅制度開設400周年となる2001年、再び、ここ袋井の地に集うこととなった。

東海道四〇〇年祭記念五街道どまん中サミットの袋井宿大会では、近年、台風等による水害や土砂災害、火山の噴火や大地震など自然災害が相次いで発生し、また東海地震や神奈川県西部地震等様々な災害への懸念が増大する今日、災害に強い安全なまちづくりを目指し真摯な意見交換が行われた。

災害発生時に迅速かつ適切な応急措置を実施するうえで、地域住民の連携はもちろんのこと、防災諸機関や市町村相互の応援態勢の確立は必要不可欠である。

五街道どまん中サミットを構成する六市村は、構成市村に災害が発生した場合、被災した痛さを我がまちの痛さと捉え、被災した市村の要請に基づき、一致協力してその復旧に必要な措置の遂行に努め、相互に応援することをここに宣言する。

平成13年10月28日

栃木県大田原市長 千保 一夫

山梨県大月市長 西室 覚

栃木県小山市市長 大久保 寿夫

栃木県黒磯市長 藤田 政壽
(現 栃木県那須塩原市)

長野県楢川村長 田中 今朝春
(現 長野県塩尻市)

静岡県袋井市長 原田 英之

資料4-3-4(2) 東海道五十三次市区町災害時相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 東海道は、古来より東国と西国を結ぶ最も重要な幹線道路であり、歴史的に縁のある市区町互いに連携し、まちづくりを推進していく目的のため、東海道五十三次及び東海道縁の市区町(以下「協定市区町」という。)は、いずれかの協定市区町の区域において地震等の大規模な災害が発生し、被害を受けた協定市区町(以下「被災市区町」という。)が、独自では十分な対策等が実施できない場合に、被災市区町以外の協定市区町が相互に救援協力し、被災市区町の応急対策及び復旧活動を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資の提供並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救助、医療救護及び防疫に必要な資機材、物資の提供
- (3) 応急対策及び復旧活動に必要な職員の派遣
- (4) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

(応援要請の手続き)

第3条 被災市区町が、応援要請をする場合は、次の事項を明らかにし第6条に定める連絡責任者を通じて、口頭又は文書により応援を要請するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 必要とする、資機材、物資の品名、数量等
- (3) 必要とする、派遣職員の職種、人員及び業務内容
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(自主的活動)

第4条 激甚災害の際に通信途絶等により被災市区町から前条の要請がない場合、他の協定市区町は速やかにその被害状況について、自主的に情報収集を行うものとする。

- 2 前項の情報収集により、被害が甚大であると判断し、かつ、被災市区町と連絡ができない場合は、自主的に応援活動を実施するものとする。
- 3 応援する協定市区町は、災害直後、自主的な応援活動のため職員等を派遣する場合においては、派遣職員自ら消費又は使用する物資等を携行させるよう努めるものとする。
- 4 前項の規定により職員を派遣した場合には、協定市区町の友愛精神のもとに行うものであり、被災市区町から前条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として被災市区町の負担とする。

- 2 応援職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援する協定市区町の負担とする。
- 3 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、応援を受けた被災市区町が、被災市区町への往復の途中において生じたものについては、応援する協定市区町が賠償の責めを負うものとする。
- 4 前各号に定めるもののほか、応援職員の派遣に要する経費は、被災市区町及び応援する協定市区町が協議して定める。

(連絡責任者)

第6条 協定市区町は、連絡責任者を定め、第2条に掲げる応援の実施の円滑を図るとともに、平常時においても相互に情報交換を行うものとする。

(協議)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、当該協定市区町が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書21通を作成し、協定市区町は記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成28年4月1日

資料4-3-5 三遠南信災害時相互応援協定書

愛知県東三河、静岡県遠州及び長野県南信州（以下「三遠南信」という。）に位置する各市町村（以下「都市」という。）に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合の相互の応援について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、三遠南信地域内に災害が発生したとき、各都市相互の応援による応急措置等を円滑に遂行するため、必要な事項について定める。

（組織）

第2条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、各都市を別表に掲げる8ブロックに区分し、ブロックごとに代表都市（以下「ブロック代表都市」という。）を置く。

- 2 この協定を円滑に運営するため、ブロック代表都市会議を設置する。
- 3 ブロック代表都市を統括するため、総代都市を置く。
- 4 総代都市を補佐するため、副総代都市を置く。
- 5 総代都市及び副総代都市の選出は、ブロック代表都市の互選により行う。
- 6 総代都市及び副総代都市の任期は2年とする。
- 7 この協定の実施に必要な連絡調整を行うため、総代都市の属する都市に事務局を置く。

（応援の要請）

第3条 災害が発生し、応援を受けようとする都市（以下「被災都市」という。）は、自ブロック代表都市を通じて総代都市に応援を要請する。ただし、自ブロック代表都市も被災している場合は総代都市に、総代都市も被災している場合は副総代都市に応援を要請することができる。

- 2 応援を求められた総代都市又は副総代都市は、被災都市及びブロック代表都市と緊密な連絡をとり、各都市に応援を要請する。
- 3 応援を要請しようとする被災都市は、次に掲げる事項を明らかにし、電話等により応援を要請することができる。この場合において、被災都市は、必要事項を記載した文書を後日、速やかに送付しなければならない。
 - (1) 被災の状況
 - (2) 物資、資機材等の応援要請の場合にあっては、必要とする物資等の品名、数量等
 - (3) 人員応援要請の場合にあっては、必要とする職員の職種及び人数並びに業務内容
 - (4) 応援場所及び応援場所への経路
 - (5) 応援の期間
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の自主的活動）

第4条 各都市は、必要があると認めるときは、総代都市の要請前に応援を開始することができる。ただし、応援を開始したときは、当該応援の内容を自ブロック代表都市を通じて総代都市に報告しなければならない。

- 2 災害のうち地震災害が発生した場合は、被災都市以外の都市は各都市の判断で次に掲げる体制をとることができる。この場合において、前項ただし書の規定を準用する。
 - (1) 被災都市で震度6弱を観測した場合 応援の準備体制
 - (2) 被災都市で震度6強以上を観測した場合 応援の実施体制

（応援の内容）

第5条 各都市が行う応援活動は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 被災者の救出・救護、応急復旧等に必要な職員の派遣
- (2) 救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材（車両を含む。）及び物資の提供又は貸与
- (3) 食料、飲料水、生活必需品等の救援物資及びその供給に必要な資機材（車両を含む。）の提供
- (4) 児童生徒その他被災者の一時受入れ
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援の経費負担）

第6条 応援に要した経費は、原則として被災都市の負担とする。ただし、被災都市が当該費用を支弁することが困難又は適当でないものについては、被災都市及び応援都市が協議して定める。

（連絡担当部局）

第7条 各都市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換する。

（平常時における相互協力）

第8条 平常時においては、円滑な広域防災相互協力体制を図るため、毎年1回地域防災計画その他参考資料を相互に交換し、各都市相互の情報の交換、職員等の交流その他防災に関する相互協力を努める。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項及び協定の実施に関し必要な事項は、その都度、ブロック代表都市会議において協議して定める。

(その他)

第10条 この協定は、各都市及び各都市の機関が消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条第2項の規定により別に締結した相互応援に関する協定及び水防に係る応援に関し締結した協定に基づく応援を排除するものではない。

附則

この協定は、平成17年11月4日から効力を生ずる。

附則

この協定は、平成26年11月1日から効力を生ずる。

附則

この協定は、令和2年3月31日から効力を生ずる。

ブロック名	代表都市	構成都市
豊橋田原	豊橋市	豊橋市・田原市
宝 飯	豊川市	豊川市・蒲郡市
新城設楽	新城市	新城市・設楽町・東栄町・豊根村
西 遠	浜松市	浜松市・湖西市
中 遠	磐田市	磐田市・袋井市・森町
東 遠	掛川市	掛川市・御前崎市・菊川市・牧之原市
飯 伊	飯田市	飯田市・松川町・高森町・阿南町・阿智村・平谷村・根羽村・下條村・売木村・天龍村・泰阜村・喬木村・豊丘村・大鹿村
上伊那	駒ヶ根市	駒ヶ根市・伊那市・辰野町・箕輪町・飯島町・南箕輪村・中川村・宮田村

